阿 見 町 議 会 会 議 録

令和３年第３回定例会

（令和３年９月14日～10月５日）

阿　見　町　議　会

令和３年第３回阿見町議会定例会会議録目次

◎招集告示・・・４７
◎会期日程・・・４８
◎第１号（９月１４日）・・・５１
○出席，欠席議員・・・５１
○出席説明員及び会議書記・・・５１
○議事日程第１号・・・５３
○開　会・・５５
・会議録署名議員の指名・・・５５
・会期の決定・・・５５
・諸般の報告・・・５６
・議案第６８号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８
・議案第６９号から議案第７３号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・５９
・議案第７４号から議案第７９号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・６２
・議案第８０号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７０
・議案第８１号から議案第８２号（上程，説明，質疑，委員会付託）・・・・・・・・・・・・・７１
・議案第８３号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７２
・議案第８４号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７３
・議案第８５号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７６
・人権擁護委員の推薦につき意見を求めること（上程，質疑，討論，採決）・・・・・・・７７
・請願第２号（上程，委員会付託）・・・７８
・請願第３号（上程，委員会付託）・・・７８
・議員提出議案第１号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７８
・議員提出議案第２号（上程，説明，質疑，討論，採決）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７９
○散　会・・・８１

◎第２号（９月１５日）・・・８３
○出席，欠席議員・・・８３
○出席説明員及び会議書記・・８３
○議事日程第２号・・・８５
○一般質問通告事項一覧・・８６

○開　議……８７
・一般質問……８７
柴原　成一……８７
海野　　隆……９６
難波　千香子……１１４
落合　　剛……１３１
○散　会……１３７

◎第３号（９月１６日）……１３９
○出席，欠席議員……１３９
○出席説明員及び会議書記……１３９
○議事日程第３号……１４１
○一般質問通告事項一覧……１４２
○開　議……１４３
・一般質問……１４３
飯野　良治……１４３
川畑　秀慈……１５６
高野　好央……１７３
○散　会……１８９

◎第４号（９月１７日）……１９１
○出席，欠席議員……１９１
○出席説明員及び会議書記……１９１
○議事日程第４号……１９３
○一般質問通告事項一覧……１９４
○開　議……１９５
・一般質問……１９５
紙井　和美……１９５
永井　義一……２１０
栗原　宜行……２２７
・休会の件……２４５
○散　会……２４５

◎第５号（１０月５日）……２４７
○出席，欠席議員……２４７
○出席説明員及び会議書記……２４７
○議事日程第５号……２４９
○開　議……２５１
・議案第６８号（委員長報告，討論，採決）……２５１
・議案第６９号から議案第７３号（委員長報告，討論，採決）……２５２
・議案第７４号から議案第７９号（委員長報告，討論，採決）……２５７
・議案第８０号（委員長報告，討論，採決）……２６４
・議案第８１号から議案第８２号（委員長報告，討論，採決）……２６５
・請願第２号（委員長報告，討論，採決）……２６６
・請願第３号（委員長報告，討論，採決）……２６７
・意見書案第３号（上程，説明，質疑，討論，採決）……２７４
・意見書案第４号（上程，説明，質疑，討論，採決）……２７６
・議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査……２７８
・会期中の閉会の件……２７９
○閉　会……２７９

第 3 回 定 例 会

阿見町告示第２１２号

令和３年第３回阿見町議会定例会を次のとおり招集する。

令和３年９月２日

阿見町長　　千　葉　　繁

１　期　日　　令和３年９月１４日

２　場　所　　阿見町議会議場

令和３年第３回阿見町議会定例会会期日程

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第１日	９月14日	（火）	午前10時	本会議	・開会 ・議案上程 ・提案理由の説明 ・質疑 ・委員会付託
第２日	９月15日	（水）	午前10時	本会議	・一般質問（４名）
第３日	９月16日	（木）	午前10時	本会議	・一般質問（３名）
第４日	９月17日	（金）	午前10時	本会議	・一般質問（３名）
第５日	９月18日	（土）	休　　会		・議案調査
第６日	９月19日	（日）	休　　会		・議案調査
第７日	９月20日	（月）	休　　会		・議案調査
第８日	９月21日	（火）	午前10時	委員会	・総　　務（議案審査）
			午後２時	委員会	・民生教育（議案審査）
第９日	９月22日	（水）	午前10時	委員会	・産業建設（議案審査）
第10日	９月23日	（木）	休　　会		・議案調査

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第11日	９月24日	（金）	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（総務所管分）
第12日	９月25日	（土）	休　　会		・議案調査
第13日	９月26日	（日）	休　　会		・議案調査
第14日	９月27日	（月）	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（民生教育所管分）
第15日	９月28日	（火）	午前10時	委員会	・予算決算特別委員会（産業建設所管分）
第16日	９月29日	（水）	休　　会		・議案調査
第17日	９月30日	（木）	休　　会		・議案調査
第18日	10月１日	（金）	休　　会		・議案調査
第19日	10月２日	（土）	休　　会		・議案調査
第20日	10月３日	（日）	休　　会		・議案調査
第21日	10月４日	（月）	休　　会		・議案調査
第22日	10月５日	（火）	午前10時	本会議	・委員長報告 ・討論 ・採決

日　次	月　日	曜　日	開議時刻	種　別	内　　容
第23日 ～ 第35日	10月６日 ～ 10月18日	（水） ～ （月）	休　　会		・議案調査
第36日	10月19日	（火）	午前10時	本会議	・閉会

第　　1　　号

〔　9 月 14 日　〕

令和３年第３回阿見町議会定例会会議録（第１号）

令和３年９月１４日（第１日）

○出席議員

１番	久保谷　　充	君
２番	落　合　　剛	君
３番	栗　田　敏　昌	君
４番	石　引　大　介	君
５番	高　野　好　央	君
６番	樋　口　達　哉	君
７番	栗　原　宜　行	君
８番	飯　野　良　治	君
９番	野　口　雅　弘	君
１０番	永　井　義　一	君
１１番	海　野　　隆	君
１２番	平　岡　　博	君
１３番	川　畑　秀　慈	君
１４番	難　波　千香子	君
１５番	紙　井　和　美	君
１６番	柴　原　成　一	君
１７番	久保谷　　実	君
１８番	吉　田　憲　市	君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町長	千　葉　　繁	君
副町長	坪　田　匡　弘	君
教育長	湯　原　正　人	君
監査委員	佐　藤　修　一	君

町長公室長	建石智久君
総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
管財課長	飯村弘一君
社会福祉課長	遠藤朋子君
子ども家庭課長	小澤　勝君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	堀越多美男君
上下水道課長	井上　稔君
学校教育課長	恵美和彦君
会計管理者兼 会計課者	平岡真智子君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第３回阿見町議会定例会

議事日程第１号

令和３年９月１４日　午前１０時開会・開議

日程第１	会議録署名議員の指名について	
日程第２	会期の決定について	
日程第３	諸般の報告	
日程第４	議案第６８号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第５	議案第６９号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号）
	議案第７０号	令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）
	議案第７１号	令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
	議案第７２号	令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第７３号	令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第６	議案第７４号	令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第７５号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７６号	令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７７号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７８号	令和２年度阿見町水道事業会計決算認定について
	議案第７９号	令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第７	議案第８０号	防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について
日程第８	議案第８１号	町道路線の廃止について
	議案第８２号	町道路線の認定について
日程第９	議案第８３号	阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第10	議案第８４号	阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日程第11	議案第８５号	阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
　　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第13　請願第２号　　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第14　請願第３号　　政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願
日程第15　議員提出議案第１号　阿見町議会委員会条例の一部改正について
日程第16　議員提出議案第２号　阿見町議会会議規則の一部改正について

午前１０時００分開会

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，ただいまから令和３年第３回阿見町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（久保谷充君）　日程第１，会議録署名議員の指名について，本定例会の会議録署名議員は，会議規則第120条の規定により，

２番　　落　合　　剛　君

３番　　栗　田　敏　昌　君

を指名いたします。

会期の決定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第２，会期の決定についてを議題といたします。

本件については，去る９月７日の議会運営委員会が開かれ協議されましたので，その結果について議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長吉田憲市君，登壇願います。

〔議会運営委員会委員長吉田憲市君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田憲市君）　皆さん，おはようございます。

それでは，命によりまして，会期の件について御報告を申し上げます。

令和３年第３回定例会につきまして，去る９月７日，議会運営委員会を開催いたしました。出席委員は５名で，執行部から総務課長の出席をいただきました。

会期は本日から10月19日までの36日間で，日程につきましては，本日，本会議，議案上程，提案理由の説明，質疑，委員会付託。

２日目，９月15日は午前10時から本会議で一般質問，４名。

３日目，９月16日は午前10時から本会議で一般質問，３名。

４日目，９月17日は午前10時から本会議で一般質問，３名。

５日目から７日目までは休会で議案調査。

８日目，９月21日は委員会で，午前10時から総務常任委員会，午後２時から民生教育常任委員会。

９日目，９月22日は委員会で，午前10時から産業建設常任委員会。

10日目は休会で議案調査。

11日目，９月24日は委員会で，午前10時から予算決算特別委員会，総務所管分。

12日目から13日目までは休会で議案調査。

14日目，９月27日は委員会で，午前10時から予算決算特別委員会，民生教育所管分。

15日目，９月28日は委員会で，午前10時から予算決算特別委員会，産業建設所管分。

16日目から21日目までは休会で議案調査。

22日目，10月５日は午前10時から本会議で委員長報告，討論，採決。

23日目から35日目までは議事整理。

36日目，10月19日は最終日となります。

今定例会は，新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え，当初の予定の最終日から２週間延ばした10月19日を最終日としておき，10月５日に委員長報告，質疑，討論，採決までの全ての議事が終了したときには，会期を短縮し10月５日に閉会する意図のものでございます。

議会運営委員会といたしましては，以上のような会期日程を作成いたしました。

各議員の協力をよろしくお願いいたしまして，報告といたします。

○議長（久保谷充君）　お諮りいたします。

本定例会の会期は，ただいまの議会運営委員会委員長の報告どおり，本日から10月19日までの36日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，会期は本日から10月19日までの36日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，諸般の報告を行います。

町長より報告事項の申入れがありましたので，これを許します。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。

本日は，令和３年第３回定例会を招集しましたところ，議員各位には，公私ともお忙しい中，御出席をいただきまして，ここに定例会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

早速でありますが，報告事項を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定により，令和２年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

当町における各比率は，報告書のとおりとなっております。

なお，各比率は，括弧書きで記載した早期健全化基準及び経営健全化基準以下となっており，健全段階にあると判断されるものであります。

以上，御報告をいたします。

○議長（久保谷充君）　議長より報告いたします。

今定例会に提出された案件は，町長提出議案第68号から議案第85号のほか，人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての２件，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願，議員提出議案第１号から議員提出議案第２号，以上24件であります。

次に，本日までに受理した陳情等は，辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い，憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情，人道的見地から沖縄防衛局による沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画の断念を国に要請すること，核兵器禁止条約の批准及び東海第二原発の廃炉に向けた要請，コロナ禍に苦しむ人々に食料を支援する施策を求める共同の申し入れ，令和４年度理科教育設備整備費等補助金予算計上についてのお願いの５件です。内容は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，本定例会に説明員として，地方自治法第121条第１項の規定により出席を求めた者は，お手元に配付しました名簿のとおりです。

次に，閉会中における委員会，協議会等の活動状況は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

次に，令和３年度普通建設等事業進捗状況及び契約状況報告について，９月13日付で町長から報告がありました。内容は，お手元に配付しました参考資料のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第６８号　　阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，議案第68号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第68号の阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，提案理由を申し上げます。

本案は，特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準府令の一部改正により，書面等によることが規定されている諸記録の作成・保存についても電磁的記録による対応を可能とする規定が追加されたことに伴い，本条例についても同様の規定を追加する改正を行うものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり，所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月５日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第６９号　　令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号）
議案第７０号　　令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）
議案第７１号　　令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第７２号　　令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
議案第７３号　　令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第５，議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号），議案第70号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号），議案第71号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号），議案第72号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号），議案第73号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号），以上５件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第69号から議案第71号までの，令和３年度一般会計ほか２件の補正予算について，提案理由を申し上げます。

議案第69号，一般会計補正予算は，既定の予算額に１億1,942万円を追加し，176億3,702万5,000円とするものであります。

歳入の主なものから申し上げます。

第12款地方交付税で，交付額の確定により，普通交付税を増額。

第16款国庫支出金で，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額。

第20款繰入金で，財源調整のため財政調整基金繰入金を減額。

第23款町債で，起債限度額の確定により，臨時財政対策債を増額するものであります。

次に，歳出の主なものを申し上げます。

第２款総務費の地域安全対策費で，街頭防犯カメラ設置工事費を新規計上。

第３款民生費の保育所費で，補助基準額の確定等により，保育施設整備事業を増額。

第５款農林水産業費の農業振興費で，儲かる産地支援事業補助金等を新規計上。

第７款土木費の道路維持費で，修繕箇所や通学路交通安全プログラム対応工事の増により，道路橋梁維持補修事業を増額。

第９款教育費の文化事業で，埋蔵文化財発掘調査が必要になったため，調査委託料を増額。

そのほか第２款総務費から第９款教育費まで，出張所，福祉センター，公民館，総合運動公園等の施設で，地方創生臨時交付金を活用し，トイレ改修及び自動水栓化工事を新規計上する

ものであります。

議案第70号，介護保険特別会計補正予算は，既定の予算額に14万円を追加し，36億1,315万7,000円とするものであります。

その内容は，地域支援事業費で，高額医療合算介護予防サービス費相当費負担金を増額するものであります。

議案第71号，後期高齢者医療特別会計補正予算は，既定の予算額に57万7,000円を追加し，10億5,260万4,000円とするものであります。

その内容は，後期高齢者広域連合納付金で，延滞金納付金を増額するものであります。

次に，議案第72号の水道事業会計補正予算について，提案理由を申し上げます。

本案は，水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出について，それぞれ850万円を増額するものであります。

その内容としましては，今年度予定している配水管布設跡舗装復旧工事費の増額です。

また，水道事業会計予算第４条に定めた資本的収入及び支出についても増額するものであります。

資本的収入の内容としましては，都市計画道路寺子・飯倉線整備工事及び圏央道４車線化整備工事に伴う移転工事負担金2,300万円を増額するものであります。

次に，資本的支出の内容としましては，建設改良費の配水施設拡張費について，都市計画道路寺子・飯倉線整備工事に伴う配水管新設工事費1,400万円を増額するものであります。

また，配水施設改良費については，圏央道４車線化整備工事に伴う配水管切り廻し工事費1,500万円を増額するものであります。

なお，増額により資本的収入額が資本的支出額に対し不足する600万円については，過年度分損益勘定留保資金から補填をいたします。

次に，議案第73号の下水道事業会計補正予算について，提案理由を申し上げます。

本案は，下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出について，それぞれ330万3,000円を増額するものであります。

その内容としましては，業務量の増による時間外勤務手当の増額及び通信方式変更による小池地区緊急通報システムの通信機器交換に係る修繕費の増額を行い，それに伴い他会計補助金を増額するものであります。

次に，下水道事業会計予算第４条に定めた資本的収入について，総額では増減はありませんが，収入の内訳を増減する補正を行うものであります。

その内容としましては，収入で農業集落排水事業の受益者分担金について，81万4,000円増額し，それに伴い収入の他会計補助金を減額するものであります。

また，下水道事業会計予算第８条に定めた職員給与費，第９条に定めた他会計からの補助金についても，時間外勤務手当等の増額に併せて増額するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

なお，本案５件については，委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　おはようございます。

１点だけ質問させていただきたいんですけども，一般会計補正予算の11ページ。この中で総務費の中の７番の財産管理費なんですけども，これ時間外手当の増なんですけども，大体，当初予算と同じぐらいの金額が増になっているんですけども，このちょっと理由をお願いします。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

財産管理費の時間外勤務手当の増額の要因でございますけれども，現在，管財課のほうで療養休暇の者が１名出ているということで，その辺の業務のしわ寄せが来ているというようなことと，併せまして，電子入札システムの改修によります時間外手当が増額しているというようなことが要因でございます。

○議長（久保谷充君）　ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号から議案第73号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

各常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月５日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第７４号　　令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
議案第７５号　　令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７６号　　令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７７号　　令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７８号　　令和２年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第７９号　　令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，議案第74号，令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について，議案第75号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第76号，令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第77号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算認定について，議案第79号，令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について，以上６件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第74号から議案第77号までの令和２年度一般会計歳入歳出の決算及び令和２年度国民健康保険特別会計ほか２件の特別会計歳入歳出の決算について，地方自治法第233条第２項及び第３項の規定により，監査委員の意見を付してここに提案いたします。

議案第78号，令和２年度水道事業会計の決算については，地方公営企業法第30条第４項の規定により，監査委員の意見を付してここに提案いたします。

議案第79号　令和２年度下水道事業会計利益の処分及び決算については，地方公営企業法第32条第２項の規定により，決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分し，併せて決算を同法第30条第４項の規定により，監査委員の意見を付して，ここに提案いたします。

なお，各議案の詳細な内容等につきましては各担当部長が御説明いたしますので，慎重審議の上，認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

引き続き，監査委員の監査報告を求めます。

監査委員佐藤修一君，登壇願います。

〔監査委員佐藤修一君登壇〕

○監査委員（佐藤修一君）　監査報告申し上げます。

令和２年度阿見町一般会計，特別会計，水道事業会計及び下水道事業会計歳入歳出決算につきまして，審査の結果を報告いたします。

地方自治法第233条第２項及び地方公営企業法第30条第２項の規定に基づき，７月28日及び８月３日から８月18日までの延べ５日間，審査を行いました。

審査に当たりましては，町長から提出されました各会計決算書，附属書類，健全化判断比率，資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類について，法定様式に従って作成されているかを確認するとともに，計数についても関係帳簿，証拠書類などの提出を求め，予算の執行状況並びに決算内容を検討しながら，必要に応じ関係者の説明を聴取して行いました。

令和２年度各会計の歳入歳出決算について，会計帳簿及び証拠書類と照合し審査した結果，全て正当なるものと認めました。

なお，審査の結果につきましては，紙井監査委員とともに，決算審査意見書を町長に提出しておりますので申し添えます。

阿見町監査委員佐藤修一，同じく紙井和美。

○議長（久保谷充君）　以上で監査報告を終わります。

引き続き，担当部長から各議案に対する詳細な説明を求めます。

まず，議案第74号について説明を求めます。

総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　それでは，議案第74号，令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

令和２年度主要施策の成果及び予算執行実績報告書を用いて御説明をさせていただきます。

一般会計の決算の概要は１ページから３ページに記載のとおりとなりますけれども，４ページ以降の資料に沿って進めさせていただきます。

まず，４ページをお開きください。

令和２年度一般会計の決算額は，歳入総額228億8,112万6,000円，歳出総額221億7,826万6,000円となり，前年度と比較し，歳入は65億9,165万8,000円の増，歳出は65億7,690万2,000円の増となりました。

その結果，歳入歳出差引き額は７億286万円で，翌年度へ繰り越すべき財源１億2,095万9,000円を差し引いた実質収支額は５億8,190万1,000円となり，前年度と比較し１億3,384万1,000円の増となりました。

次に，５ページをお開きください。

一般会計の年度末町債残高は151億8,909万3,000円で，前年度と比較し７億511万4,000円の増となりました。

一般会計の基金残高は46億2,066万3,000円で，前年度と比較し１億2,949万2,000円の増となりました。

次に，歳入歳出決算増減の概要について，その主なものを御説明いたします。

17ページを御覧ください。

初めに歳入であります。

第１款町税では，家屋の新増築等に伴う固定資産税5,072万円の増などにより，決算額は79億7,413万円で，前年度と比較し3,442万7,000円の増額となりました。

第６款法人事業税交付金は，法人税率の引下げに伴い新設されたことにより，8,347万5,000円の皆増となりました。

第７款地方消費税交付金では，消費税率引上げの影響により，決算額は10億858万2,000円で，前年度と比較し１億8,363万4,000円の増額となりました。

第11款地方特例交付金では，幼児教育・保育の無償化に伴う子ども・子育て支援臨時交付金7,026万6,000円の皆減などにより，決算額は6,345万9,000円で，前年度と比較し6,181万7,000円の減額となりました。

第12款地方交付税では，普通交付税１億2,925万5,000円，震災復興特別交付税8,421万8,000円の増により，決算額７億7,788万6,000円で，１億6,947万5,000円の増額となりました。

次に，18ページになります。

第14款，分担金及び負担金では，幼児教育・保育の無償化に伴う保育所利用者負担金6,228万1,000円の減などにより，決算額は１億2,659万1,000円で，前年度と比較し7,057万3,000円の減額となりました。

第16款国庫支出金では，特別定額給付金事業費補助金47億6,690万円，新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金３億6,120万9,000円の皆増などにより，決算額は76億983万円で，前年度と比較し58億918万5,000円の増額となりました。

次に，19ページに移ります。

第20款繰入金では，財政調整基金繰入金３億5,874万3,000万円の皆減などにより，決算額は5,503万7,000円で，前年度と比較し３億6,467万1,000円の減額となりました。

第23款町債では，クリーンセンター改修事業債３億510万円の増などにより，決算額は20億2,280万円で，前年度と比較し11億3,910万円の増額となりました。

次に，歳出でございます。同じく19ページになります。

第２款総務費では，特別定額給付金事業47億8,966万5,000円の皆増などにより，決算額は64

億6,435万1,000円で，前年度と比較し48億4,179万4,000円の増額となりました。

20ページに移ります。

第３款民生費では，民間保育所管理運営事業６億3,596万6,000円の増などにより，決算額は61億6,646万8,000円で，前年度と比較し４億6,805万3,000円の増額となりました。

第４款衛生費では，クリーンセンター維持管理費２億9,827万4,000円の増などにより，決算額は15億9,180万2,000円で，前年度と比較し４億8,816万2,000円の増額となりました。

第５款農林水産業費では，農業基盤整備事業8,665万6,000円の増などにより，決算額は３億8,605万2,000円で，前年度と比較し9,485万5,000円の増額となりました。

第６款商工費では，商工振興事業8,379万2,000円の増により，決算額は４億5,790万9,000円で，前年度と比較し7,430万7,000円の増額となりました。

21ページに移ります。

第７款土木費では，都市計画道路寺子・飯倉線整備事業２億2,944万9,000円の増などにより，決算額は21億5,674万4,000円で，前年度と比較し４億3,555万5,000円の増額となりました。

第９款教育費では，地区公民館整備事業２億6,166万5,000円の増などにより，決算額は25億5,681万6,000円で，前年度と比較し１億4,501万1,000円の増額となりました。

続きまして，歳出決算の性質別の状況について，主な内容を御説明いたします。

９ページのほうにお戻りください。

人件費，扶助費，公債費の義務的経費が72億8,380万1,000円で，前年度と比較し４億1,595万1,000円の増となり，歳出総額の32.8％を占めております。

次に，内訳明細であります。

10ページになります。

まず，人件費は，会計年度任用職員の報酬の皆増などにより，決算額は27億1,556万円で，前年度と比較し３億2,051万7,000円の増額となりました。

11ページに移ります。

扶助費は，障害者福祉7,831万8,000円の増などにより，決算額は31億8,390万3,000円で，前年度と比較し8,054万3,000円の増額となりました。

12ページに移ります。

普通建設事業費は，クリーンセンター改修工事の増などにより，決算額は30億3,827万4,000円で，前年度と比較し15億4,898万4,000円の増額となりました。

13ページに移ります。

物件費は，国民体育大会関連経費の皆減などにより，決算額は27億7,575万2,000円で，前年度と比較し４億815万円の減額となりました。

また９ページのほうにお戻りください。

補助費等は，特別定額給付金の皆増などにより，決算額は72億5,861万1,000円で，前年度と比較し55億1,683万6,000円の増額となりました。

繰出金は，公共下水道事業特別会計繰出金の皆減などにより，決算額は14億3,336万円で，前年度と比較し５億627万3,000円の減額となりました。

以上，一般会計歳入歳出決算の概要について御説明いたしましたが，詳細につきましては，阿見町歳入歳出決算書の８ページから383ページを御参照ください。

以上になります。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第75号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　それでは，議案第75号，令和２年度国民健康保険特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の国民健康保険特別会計の１ページを御参照ください。

令和２年度国民健康特別会計の決算額は，歳入総額49億9,539万3,000円，歳出総額43億1,522万1,000円となり，前年度と比較し，歳入については5,541万5,000円の増，歳出については２億1,029万1,000円の減となりました。

その結果，歳入歳出差引き額は６億8,017万2,000円となり，前年度と比較し２億6,570万6,000円の増となりました。

歳入の主なものについては，国民健康保険税が決算額10億169万1,000円で，1,190万7,000円の減，国庫支出金が決算額323万3,000円で，286万8,000円の増，県支出金が決算額31億8,004万8,000円で，1,974万3,000円の減となりました。

歳出の主なものについては，保険給付費が決算額31億1,674万5,000円で，2,060万1,000円の増。国民健康保険事業費納付金が決算額10億7,022万8,000円で，２億1,881万3,000円の減。保健事業費が3,334万3,000円で，1,066万2,000円の減，諸支出金が決算額444万7,000円で，179万2,000円の増となりました。

以上，決算の概要について説明いたしましたが，詳細につきましては決算書の384ページから419ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第76号について説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　議案第76号，令和２年度介護保険特別会計決算の概要につい

て御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の介護保険特別会計の１ページを御参照ください。

令和２年度介護保険特別会計の決算額は，歳入総額34億3,661万9,000円，歳出総額33億3,258万3,000円となり，前年度と比較し，歳入については１億22万4,000円の増，歳出については１億174万7,000円の増となりました。

その結果，歳入歳出差引き額は１億403万6,000円となり，前年度と比較し152万3,000円の減となりました。

歳入の主なものについては，介護保険料が，決算額８億4,566万1,000円で，486万6,000円の減，国庫支出金が決算額６億6,381万2,000円で，2,684万9,000円の増，支払基金交付金が決算額８億3,147万8,000円で，2,201万5,000円の増，県支出金が決算額４億7,357万9,000円で，913万3,000円の増となりました。

歳出の主なものについては，保険給付費が，居宅介護サービス給付費等の全体的な伸びにより決算額30億4,322万6,000円で，8,173万6,000円の増，地域支援事業費が，介護予防・生活支援サービス事業費や包括的支援事業費などで決算額１億706万1,000円で，297万円の減，基金積立金が決算額8,000万円で増減なし，諸支出金が決算額2,594万8,000円で，1,121万円の増となりました。

以上，決算の概要について説明いたしましたが，詳細につきましては決算書420ページから473ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第77号についての説明を求めます。

保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　それでは，続きまして，議案第77号，令和２年度後期高齢者医療特別会計決算の概要について御説明いたします。

主要施策の成果及び予算執行実績報告書の後期高齢者医療特別会計の１ページを御参照いただきたいと思います。

令和２年度後期高齢者医療特別会計の決算額は，歳入総額10億1,578万8,000円，歳出総額10億1,429万6,000円となり，前年度と比較し，歳入については7,592万5,000円の増，歳出については7,472万9,000円の増となりました。

その結果，歳入歳出差引き額は149万2,000円となり，前年度と比較し119万6,000円の増となりました。

歳入の主なものについては，保険料が決算額４億5,563万円で，6,355万8,000円の増，繰入金が決算額５億5,332万4,000円で，1,535万円の増となりました。

歳出の主なものについては，茨城県後期高齢者医療広域連合へ納付する納付金が決算額９億7,868万7,000円で，7,270万2,000円の増となりました。

以上，決算の概要について説明いたしましたが，詳細につきましては決算書474ページから491ページを御参照いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第78号について説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　それでは，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の８ページをお開き願います。

給水件数は，前年度の１万7,704件から502件増の１万8,206件，給水人口は，前年度の４万1,407人から512人増の４万1,919人となりました。

年間の総配水量は466万6,127立方メートルで，前年度より25万8,428立方メートル増加しました。また，水道普及率は前年度より0.4ポイント増の87.3％になりました。

収益的収支につきましては，水道事業収益12億4,249万8,403円に対し，水道事業費用10億3,812万6,582円となり，税抜きで１億6,710万7,131円の純利益となりますが，そのうち１億1,044万5,677円につきましては長期前受金戻入分となりますので，戻入分を除いた5,666万1,454円が積立可能額となります。

事業収益の主なものは，給水収益の10億6,444万6,234円で，税抜きで全体の84.9％を占めております。また，事業費用の主なものは，受水費の３億3,673万5,464円で，税抜きで全体の31.5％を占めております。

次に，資本的収支についてでありますが，資本的収入5,233万4,844円に対し，資本的支出は５億1,262万7,064円であり，資本的支出の主なものは，施工管理及び実施設計委託料6,383万3,000円，工事請負費３億7,624万1,500円，企業債償還金6,434万7,480円であります。

以上，決算の概要につきまして御説明しましたが，詳細につきましては決算書の１ページから27ページを御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君）　次に，議案第79号について説明を求めます。

産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　続きまして，議案第79号，令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算の概要について御説明いたします。

阿見町公営企業会計決算書の36ページをお開き願います。

公共下水道の水洗化件数は，前年度１万4,279件から529件増の１万4,808件，水洗化人口は３万2,776人から742人増の３万3,518人となりました。

年間総排水量は659万1,531立方メートルで，前年より16万346立方メートル増加し，また，普及率は前年度より0.9ポイント増えて71％になりました。

続きまして，農業集落排水の水洗化件数は，前年度の522件から６件増の528件，水洗化人口は1,674人から53人減の1,621人となりました。

年間総排水量は17万801立方メートルで，前年より１万2,064立方メートル減少し，また，水洗化率は前年度より0.2ポイント増えて81.1％になりました。

公共下水道の収益的収支は，下水道事業収益16億3,398万1,592円に対し，下水道事業費用14億809万1,431円となり，２億2,400万5,020円の純利益となりました。なお，この純利益の一部は資本的収支の補填財源になるものです。

事業収益の主なものは，下水道使用料の８億746万2,837円で，全体の47％を占めております。

事業費用の主なものは，流域下水道維持管理負担金４億3,017万9,000円であります。

続きまして，農業集落排水の収益的収支は，下水道事業収益１億9,191万7,284円に対し，下水道事業費用１億8,804万2,414円となり，613万5,216円の純利益となりました。なお，公共下水道と同様に，この純利益の一部は資本的収支の補填財源になるものです。

事業収益の主なものは，農業集落排水使用料の2,683万595円で，全体の12.9％を占めております。

事業費用の主なものは，処理場費3,446万5,434円であります。

次に，公共下水道の資本的収支でありますが，資本的収入６億593万1,618円に対し，資本的支出は９億6,442万4,135円となり，支出の主なものは，工事請負費３億4,858万6,600円，企業債償還金５億1,705万1,083円であります。

次に，農業集落排水の資本的収支でありますが，資本的収入383万9,186円に対し，資本的支出は5,793万4,519円となり，支出は全額企業債償還金であります。

詳細につきましては決算書の29ページから59ページを御参照いただきたいと思います。

続きまして，33ページをお開き願います。

剰余金処分計算書（案）であります。

これは，下水道事業会計の決算に伴う利益の処分につきまして，その一部で条例に定めのない処理を行う必要が生じましたことから，地方公営企業法第32条第２項の規定に基づき，今回の議会の議決をお願いするものでございます。

内容としましては，未処分利益剰余金当年度末残高２億3,014万236円のうち全額を議決により減債積立金に積み立て，そのうち資本的収支の補填財源として２億321万246円を取り崩すも

のです。なお，取り崩した２億321万246円については，条例第６条第４項に基づき，資本金への組入れを行います。

以上で説明を終わります。

○議長（久保谷充君）　これより質疑に入ります。

なお，本案６件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第74号から議案第79号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり予算決算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

予算決算特別委員会では，付託案件を審査の上，来る10月５日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は11時10分といたします。

午前１１時００分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き，会議を開きます。

議案第８０号　防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第７，議案第80号，防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第80号の防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事

請負契約について，提案理由を申し上げます。

本案は，都市計画道路寺子・飯倉線の道路整備工事を行うものでありますが，地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により，議会の議決を求めるものであります。

工事期間は，契約締結日の翌日から令和４年３月25日までであります。

工事の概要につきましては，お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております本案については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月５日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第８１号　　町道路線の廃止について

議案第８２号　　町道路線の認定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第８，議案第81号，町道路線の廃止について，議案第82号，町道路線の認定について，以上２件を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第81号の町道路線の廃止について及び議案第82号の町道路線の認定

について，提案理由を申し上げます。

議案第81号は，町道路線の廃止についてでありますが，町道整備に伴う路線の供用開始により，町道路線番号の付け替えをするために町道路線を廃止するものであります。

議案第82号は，町道路線の認定でありますが，こちらは町道路線番号の付け替え路線をはじめ，開発行為により新設された路線等について新たに町道路線として認定するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお，本案２件については委員会への付託を予定しておりますので，質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号から議案第82号については，会議規則第39条第１項の規定により，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

産業建設常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月５日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議案第８３号　　阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君）　次に，日程第９，議案第83号，阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第83号の阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

監査委員は，地方自治法第196条第１項の規定により，人格が高潔で，普通地方公共団体の財務管理，事業の経営管理，その他行政運営に関し優れた識見を有する者のうちから，議会の同意を得て町長が選任すると規定されており，任期は４年であります。

佐藤修一氏は，本年９月30日をもって任期満了となりますが，人格が高潔で，優れた識見を有し，最適任であることから，引き続き選任いたしたく提案するものであります。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は，原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　異議なしと認めます。よって，本案は，原案どおり同意することに決しました。

議案第８４号　　阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君）　次に，日程第10，議案第84号，阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで，教育長湯原正人君の退席を求めます。

〔教育長湯原正人君退席〕

○議長（久保谷充君）　提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第84号の阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

本案は，令和３年10月10日に任期を迎える教育委員会教育長の湯原正人氏を再任命いたしたく，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき，議会の同意を求めるものであります。

同氏は，平成30年10月に教育長に就任し，阿見町の教育行政に熱心に取り組まれ，人格・識見ともに優れ，また地域住民からの信頼も厚く，教育委員会教育長として最適任であると考えております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　それでは，教育長再任について，賛成の立場で討論をいたします。

湯原教育長は，３年前，阿見町の新教育長に就任されたわけですが，その際，議会全員協議会で所信を表明しております。

湯原教育長は，教育長として取り組むことについて，その評価は難しいけれども，阿見町の教育水準を向上させたい。そのためには教職員の研修や人事異動など優秀な人材を確保したい。また，生涯学習活動の手直しを図りたいと，修正して継続したい。どの地区館活動も同じよう

なものではなく，より地域に密着し，地域性の特色を反映したものにしたい。

また，教育の目的は，教育基本法にあるように，人格の完成を目指していると。私は子供たちの生きる力を育むことが重要だと考えていると。生きる力は当初，自殺防止のためのものだったけれども，自分としては，自立という言葉がしっくりとくる。よりよい自立ができるように尽力したいと述べておりました。

さらに，阿見町教育委員会として直面する課題として，土浦市や石岡市では既に実施済みのランドセルの無償配布を実現すること。子供たちの命を守るためにもエアコンの設置を急ぐこと。第二小と君原小学校の統廃合への対応。それから，渡邉教育長時代に人と人との絆を深めるために始まった先進的な取組であるふれあい地区館は15年を超えていると。手を入れたいと述べております。

この３年間の湯原正人教育長は，直面する課題に着実に取り組み，実績を上げてまいりました。特に小規模特認校，君原小学校に，茨城県立医療大学との連携による子供たちの科学実験教室を導入するなど，大変御尽力をいただきました。

今後，教育長には，歴史民俗資料館等の基本的な施設整備にも尽力していただきたいと思っております。

湯原教育長の座右の銘は人生正々堂々ということだとお聞きしています。教育に対する情熱，子供たちへの愛情，教育行政の知識など，教育長として申し分のないものだと思います。

さらなる改革が迫られている阿見町の教育に，今後３年間，再び教育長として手腕を発揮していただき，阿見町の教育が発展することを期待して，賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は，原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決をいたします。

本案を原案どおり同意することに賛成の諸君は，起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立少数であります。

よって，本案は同意しないことに決しました。

教育長湯原正人君の入場を許可いたします。

〔教育長湯原正人君入場〕

議案第８５号　　阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（久保谷充君）　次に，日程第11，議案第85号，阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　議案第85号の阿見町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて，提案理由を申し上げます。

本案は，教育委員会委員である田邉勉氏が本年10月12日に任期を迎えることから，後任の教育委員会委員として，小林和裕氏を任命いたしたく，地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定に基づき，議会の同意を求めるものであります。

同氏は，人格・識見ともに優れ，町学校医として御尽力をいただいており，また，地域住民からの信頼も厚く，保護者でもあることから，教育委員会委員として最適任であると考えております。

以上，提案理由を申し上げましたが，慎重審議の上，同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は，原案どおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　異議なしと認めます。よって，本案は，原案どおり同意することに決しました。

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（久保谷充君）　次に，日程第12，人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて，人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて，以上２件を一括議題といたします。

本件は，人権擁護委員法第６条第３項の規定により，町長より人権擁護委員の推薦に当たり，議会の意見を求められたものです。内容はお手元に配付しました資料のとおりであります。

人権擁護委員の選任は，選挙権を有する住民のうち，人権擁護に深い理解のある者の中から，議会の意見を聞いて，町長が候補者を推薦し，法務大臣が任命することになっております。任期は３年であります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案２件は，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案２件については，原案どおり適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　異議なしと認めます。よって，本案２件については，原案どおり適任とすることに決しました。

請願第２号　　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（久保谷充君）　日程第13，請願第２号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第１項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託することにいたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたしました。

民生教育常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月５日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

請願第３号　　政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第14，請願第３号，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本案については，会議規則第92条第１項の規定により，提案理由の説明，質疑を省略し，お手元に配付しました議案付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　異議なしと認め，さよう決定いたしました。

総務常任委員会では，付託案件を審査の上，来る10月５日の本会議において審査の結果を報告されるようお願いいたします。

議員提出議案第１号　阿見町議会委員会条例の一部改正について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第15，議員提出議案第１号，阿見町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君，登壇願います。

〔１８番吉田憲市君登壇〕

○１８番（吉田憲市君）　それでは，提案理由の説明をいたします。

議員提出議案第１号，阿見町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本案は，災害の発生，感染症の蔓延等やむを得ない理由により，委員会を開催する場所への出席が困難な場合，オンライン会議システムを活用した会議を開くことを可能とし，招集が困難である場合にも，出席委員として議事に参加できるようにするための所要の改正を行うものでございます。

提出者，阿見町議会議員，吉田憲市。

賛成者，阿見町議会議員，紙井和美，同じく久保谷実，同じく柴原成一，同じく難波千香子，同じく野口雅弘，以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案は，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，本案は，原案どおり可決することに決しました。

議員提出議案第２号　阿見町議会会議規則の一部改正について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第16，議員提出議案第２号，阿見町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

18番吉田憲市君，登壇願います。

〔１８番吉田憲市君登壇〕

○１８番（吉田憲市君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議員提出議案第２号，阿見町議会会議規則の一部を改正することについての提案理由を申し上げます。

本案は，標準町村議会会議規則の改正に伴い，第２条において，議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ，男女の議員が活躍しやすい環境整備の一環として，議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため，議会の欠席事由を整備するとともに，出産については，母性保護の観点から，産前産後の欠席期間を規定するものであります。

第89条では，第１項において，請願者の利便性の向上を図るため，議会への請願手続について，請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し，署名または記名押印と改めるものでございます。

また，先ほどの阿見町議会委員会条例の一部改正に伴い，所要の改正を行うものでございます。

提出者，阿見町議会議員，吉田憲市。

賛成者，阿見町議会議員，紙井和美，同じく久保谷実，同じく柴原成一，同じく難波千香子，同じく野口雅弘，以上であります。

議員各位の御賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案は，会議規則第39条第３項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案は，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，本案は，原案どおり可決することに決しました。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時３９分散会

第　　2　　号

〔　9 月 15 日　〕

令和３年第３回阿見町議会定例会会議録（第２号）

令和３年９月１５日（第２日）

○出席議員

１番　久保谷　充　君
２番　落　合　剛　君
３番　栗　田　敏　昌　君
４番　石　引　大　介　君
５番　高　野　好　央　君
６番　樋　口　達　哉　君
７番　栗　原　宜　行　君
８番　飯　野　良　治　君
９番　野　口　雅　弘　君
１０番　永　井　義　一　君
１１番　海　野　隆　君
１２番　平　岡　博　君
１３番　川　畑　秀　慈　君
１４番　難　波　千香子　君
１５番　紙　井　和　美　君
１６番　柴　原　成　一　君
１７番　久保谷　実　君
１８番　吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　長　千　葉　繁　君
副　町　長　坪　田　匡　弘　君
教　育　長　湯　原　正　人　君
町長公室長　建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
秘書広聴課長兼 広報戦略室長	山﨑洋明君
町民課長	齋藤　明君
生活環境課長	小笠原浩二君
高齢福祉課長兼 福祉センター所長	戸井　厚君
商工観光課長兼 消費生活センター所長	竹之内英一君
上下水道課長	井上　稔君
学校教育課長	恵美和彦君
中央公民館長	煙川　栄君
指導室長兼 教育相談センター所長	東　治樹君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第３回阿見町議会定例会

議事日程第２号

令和３年９月１５日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和３年第３回定例会

一般質問１日目（令和３年９月１５日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．柴原　成一	１．荒磯部屋への支援について ２．荒川本郷地区の調整池について	町　　長 町　　長
２．海野　　隆	１．元横綱稀勢の里の荒磯部屋開設に対応した支援について ２．高齢者へのＩＣＴリテラシー向上への支援強化について ３．廃校となった旧小学校跡地の利活用について	町　　長 町　　長 町長・教育長
３．難波千香子	１．本郷小学校とあさひ小学校の通学区域の見直しは ２．動物愛護及び地域猫の対策について	教　育　長 町　　長
４．落合　　剛	１．教育長の３年間の教育行政の総括について ２．緊急事態宣言下の小中学校オンライン授業の対応について	教　育　長 教　育　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は，町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明な答弁をされるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，16番柴原成一君の一般質問を行います。

16番柴原成一君の質問を許します。登壇願います。

〔１６番柴原成一君登壇〕

○１６番（柴原成一君）　皆さん，おはようございます。

荒磯部屋への支援について，お尋ねいたします。

大相撲の元横綱稀勢の里の荒磯親方が田子ノ浦部屋から独立し，８月１日付で荒磯部屋を創設することになったことは，皆さん御存じのことと思います。場所の行政区は中根，７月27日に地鎮祭があり，町長と議長が出席しております。来年５月には完成する予定です。

元稀勢の里は，平成の時代を飾る第72代横綱としての活躍は，私たちに感動を与えてくれました。大関から横綱になるまで５年かかったでしょうか。あの苦労も忘れてはいません。その

荒磯親方が阿見町を選んでくれたことは喜びに堪えません。荒磯部屋の４人の力士の活躍を期待したいと思います。

そこで以下の質問をいたします。

阿見町としてどのような支援ができますか。

２つ目，阿見町としてどのような連携を考えていますか。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

柴原議員の，荒磯部屋への支援についての質問にお答えいたします。

荒磯部屋につきましては，柴原議員の御質問にもありますとおり，荒川本郷地内において７月27日に地鎮祭が執り行われ，来年５月の開所に向けて建設工事が進められているところであります。

元横綱稀勢の里の荒磯親方は，平成の時代に横綱昇進を果たした最後の横綱であり，日本人として19年ぶりの横綱の誕生にも大きな注目を集めました。この全国的にも人気の高い荒磯親方が町内に部屋を設けることは，町としましても大変栄誉なことであり，これを好機と捉え，様々な支援や連携の方策を検討してまいりたいと考えております。

１点目の，阿見町としてどのような支援ができますかについてであります。

現段階では，荒磯部屋との具体的な協議に至ってないことから，まずは開所に向けて歓迎の機運を醸成するため，町内公共施設や歩道橋等へ横断幕，のぼり旗の設置を予定しております。今後は，荒磯部屋と協議を進めてからの話とはなりますが，例えば竣工式典の際に町内関係団体と連携を図り，町の農産物や特産品を使った振る舞い企画などで式典を盛り上げ，特産品等のＰＲにつながるような支援を実施していきたいと考えております。

２点目の，阿見町としてどのような連携を考えていますかであります。

連携につきましては，まず荒磯親方にあみ大使への就任をぜひともお願いし，町と荒磯部屋との相互連携を深めていきたいと考えております。その上で，スポーツや文化，観光や農業など，関係する各課が連携し，それぞれの分野において具体的な取組を進めてまいります。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　質問があまりにも短いので，答弁も短くなっているのかとは思います。ただ，支援も連携も阿見町の全てを，知恵を絞り出して，その策を伝えてくれるのかなと思って期待していましたが，ちょっとがっかりいたしました。これには議会でも知恵を絞り，荒磯部屋を発展させなくてはと個人的には思っています。

方策を検討していきたいということですが，元稀勢の里が阿見町で部屋を創設することの重大さを分かっているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

先ほど町長からの答弁でもお答えしたとおり，全国的にも人気の高い元横綱稀勢の里の荒磯親方が，町内に部屋を設けていただくということは，町としましても大変栄誉なことであるというふうに認識してございます。これを千載一遇の好機と捉えまして，様々な支援や連携の方策を検討していきたいというふうには考えてございます。

何分も，まだ荒磯部屋さんとのコンタクトが取れてございませんので，あくまでも想定のお話にはなりますけれども，先ほど町長からのお話の中以外のこととしましても，例えば地元産の米や野菜の提供などもできるのではないかなというふうに考えてございます。

また連携策としては，もちろん部屋の御協力をいただいてからということにはなりますけれども，ちびっ子相撲の大会ですとか相撲教室，さらには，ちゃんこ鍋のＢ１グランプリなどというような発想も当然ございます。

昨日，皆様方のほうに荒磯部屋の後援会のパンフレットをお配りしたかと思います。その中の親方の御挨拶の一文をちょっと御紹介をさせていただきますと，「相撲部屋ののぼりや看板に応援してくださる方や企業のお名前を掲示する予定でございます」と。そういったことで，親方のほうも，広告とか宣伝に力を入れていきたいということはこれでうかがえるかと思います。また「地元の小中学校と連携して相撲教室や体育授業の請負を通じて，より相撲を身近に感じていただけるように取り組んでまいります」と。こちらについても，相撲という競技を国技・神技を普及をしたいという，そういう強い意思も感じられます。

また「相撲部屋こそ，他のプロスポーツ同様に経営的視点を持ち」ということで，野球・スポーツと，国技・神技と言われるスポーツにつきましても，そういったプロスポーツの概念もお持ちでいらっしゃると。さらには「地元茨城のため邁進してまいります。そして荒磯部屋が茨城県になくてはならない存在となれるよう，皆様に恩返しができるよう頑張りますので，御指導，御鞭撻のほどよろしくお願いします」ということで，こういったすばらしい親方の部屋が阿見町できるということで，私どもも重大であるということで認識してございます。

ですので，荒磯部屋とウィン・ウィンの関係を築きながら，阿見町の知名度アップにつなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　重大さを分かっているということからすれば，ちょっと行動が遅い

のではないかというふうに思います。まず，今，公室長の答弁の中でコンタクトが取れていない。え，何で取れてないのよ。稀勢の里は，ここ壇上で議会の皆さんに挨拶したいとまで言って，今スケジュール調整していますんですよ。コンタクトが取れてないから動けないんだと，そういう言い分はないと思います。まず１つ。

それと，先ほど公室長が言いました荒磯親方のメッセージ。これも読んでいます。すばらしいことです。その荒磯親方は，もう既に先を考えながら動いているわけですね。小中学校と連携して相撲教室や体育の授業，それから小学生のわんぱく相撲。こういうのを全部，もうとっくに考えていらっしゃいます。それを阿見町の対応が遅いんじゃないかというふうに言いたいんです。というのは，私うちが近くですから，毎日あの前を二，三回通る場面もあります。何でかなと思うのは，ここが荒磯部屋ですよという大きい看板をぼーんと，なぜ立てないのかと，まず１つ疑問に思っています。だから，阿見町の対応が遅い。

この荒磯部屋，それが阿見町できることの重大さということはそういうことなんですよ。すぐすぐに，すぐにすぐに動くんですよ。そういうふうに私は考えるんですが，もう一度答弁お願いします。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　ただいまの質問にお答えいたします。

遅いのではないかというような御指摘でございますけれども，先ほどの議会に対しても，これからお世話になる議会の皆様ですから，議会に御挨拶いただいて，自分の思いを伝えていただけませんかと言ったのは私であります。そういったことで。それから，いろいろお話ありますけど，まだ建設中であります。いろんなことも，こちらからお話もしているし親方からも返ってきている。それから準備室長の委員長との連絡を取り合っています。ですから，その辺のところは私は遅くはないというようなことで思っております。

また，あそこの場所に看板を立てたいということについても，私どもがやりたいからできるわけではありませんので，その辺のところは，向こうとやり取りをしなくてはいけないというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　町長のほうから挨拶に来てくれないかという申出をしたということは大変喜ばしいことと思います。すばらしいことです。公室長が言ったコンタクトがよく取れてないと。町長がちゃんと取れている。この辺のすり合わせはどうなっていますか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　経過については，公室長ともやり取りはしていますけれども，まだ確か

ではないので，確かなものとしては，まだコンタクトは取れてないと。個人的に私とのやり取りができていますよ。町としてのコンタクトはまだできていない。これは，私はこれから予算化をしている段階で，はっきりとそういったことを示していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　先方さんのことは，そのうち誰と話をするか，誰と打合せをするかということははっきり分かっているんだと思うんです。問題は内側の部分です，阿見町の部分。誰がどの部署が担当するのか。

相撲というのは奥深いものがありまして，私もちらっと聞きかじっていますけど分からない部分が多いです。後援会の案内に来ました番付表ですか。あれって虫眼鏡見ないと分かりませんよね。荒磯部屋には４人の力士がいます。足立，西原，谷口，加藤。猿ノ助というのは多分行司なんですかね。この前，後援会に入りましたら，こういうのを送ってまいりまして。個人会員で入りまして。

というのは，何を言いたいかと言うと，荒磯部屋の全てを分かる人が，全て分かる場所が必要なのではないかというふうに思っているんですが，そういう専門部署をつくる考えはありませんか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

先ほどは私の言い方がちょっとコンタクトというようなことで，足りなかったところは大変申し訳ございませんでした。

専門の部署ということでございますが，現在はシティプロモーションや町政情報の発信に係る総合的な企画調整を担う部署として秘書広聴課に広報戦略室を設置してございます。

現在は，この秘書広聴課内の広報戦略室が窓口となり調整を進めてございます。これからのことではございますが，来年度に向けては，阿見町荒磯部屋が開所が決定される以前から，町の大きな課題として，町の稼ぐ力というものを強化するために戦略的に推進する新たな組織体制を検討中でございます。そうした状況から，その組織において推進するべきか，また広報戦略室を強化して推進するか，今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　分かりました。

１つ，牛久市が議会で，牛久市と荒磯部屋の末長い友好関係に関する決議というのを議決したのは分かっていますか，知っていますか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　はい，存じ上げてございます。
○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。
○１６番（柴原成一君）　牛久市出身ということで，牛久市一生懸命頑張っています。その牛久市をさておいて阿見町に来たということの，阿見町の町民としての喜びというのはもうとてつもないものなんで，先ほど言った連携を迅速にやっていただいて，進めていただければと思います。

それと，昨日後援会の申込書が来ていましたけど，私はちょっと前に入ったんであれなんですけど。私思うんですけど，阿見町では，個人会員ではなくて団体会員で申込みが必要なんじゃないかと思うんですが，いかがでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

既に後援会のパンフは皆さんのほうにお配りされておりますので，内容でいきますと個人会員が月額1,500円，3,000円と。一口でございますけれども。法人会員でいきますと年額10万，30万，50万，100万，200万といった，そういうふうな会員の制度になっているようでございます。

法人会員として，阿見町が会員になってはどうかという御指摘でございますけれども，荒磯部屋を支援する１つの方法としては，当然有益な方法であると認識してございます。ただ町がこのような支出ができるかどうかを確認しまして，検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。
○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。
○１６番（柴原成一君）　ぜひ最高200万の団体に，私個人としては入っていただきたいというふうに思って。やっぱりそのぐらいの意気込みがないと荒磯部屋を盛り立てられないのではないかと思います。

で，後援という話出ましたけど，ちょっとホームページ，例規集とかいろいろ見ていましたら阿見町後援会制度というのがあるんですが，ちょっとそのことについて説明のほうお願いいたします。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

議員御指摘の後援会制度というのは，阿見町後援会に関する事務取扱要綱というのがございます。この要綱は，いろんな団体が主催する催事において，いろいろ主催が何々，後援が何々というようなところもあると思います。そういった場面において，その後援を阿見町が担って

いただけませんかというような内容の要綱でございます。

一応考え方としましては，この要綱において，もし阿見町が後援できるものとして，営利または商業宣伝を主たる目的としないものであること。政治活動または宗教活動を目的としないものであること。そういった幾つかの制限はございますけれども，そういったものを事前に，その催事それからいろんなイベントの内容を御提示いただいて，この要綱に照らし合わせて，阿見町として後援が適当かどうかという判断させていただく要綱となってございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　今聞いたら，要は後援してほしいという方からの申出，向こうから後援してほしいという申出があった場合に，町が受けるかどうかを決めるという制度でよろしいですね。

その後援会ですけども，阿見町でも独自の後援会をつくってもいいんじゃないかなと思ったり，阿見町のホームページに荒磯部屋専用のページを設けたらいいんじゃないかと思うんですが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず後援会の件でございますが，荒磯部屋の後援会は既に立ち上げられているというような状況もございますので，阿見町独自の後援会を立ち上げることは現在考えてございません。

それとホームページの件でございますが，現在ホームページについては，リニューアル作業を行っている最中でございます。その中で新たにシティープロモーションのページを設けることで進めてございますので，その中に，荒磯部屋のページを作成したいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　分かりました。私の後に，まだ海野議員が質問するようですので，これで終わりますけど，私が言いたいのは，早急に支援，連携の部署を，担当者を決めていただきたい。それが阿見町の未来にかかっているというふうに私は思っています。

これ，神風が，追い風が吹いてきたと岩﨑アドバイザーが言っていましたけど，追い風が２つ。荒磯親方が阿見町に来るということと，岩﨑アドバイザーが阿見町のアドバイザーになったということが，阿見町にとって追い風だということかと思います。早急に先手先手で，阿見町のために，荒磯部屋の支援，連携をお願いしたいと思います。

以上，１点目を終わります。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　２つ目の質問いたします。

荒川本郷地区の調整池について。荒川本郷地区の調整池を毎日のように見ております。のり面もあんまりきれいではないんですけど，それ以外の中，下ですね，草木がかなり増えています。木もだんだん大きくなっています。私の背丈よりも大きい，４メートルぐらいの木もあるように見受けられます。このままでは調整池の機能が心配なものです。

そこで質問いたします。

１つ，整備計画はどうなっていますか。

２つ目，管理計画はどのようになっていますか。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　荒川本郷地区の調整池についての質問にお答えいたします。

１点目の，整備計画はどのようになっていますかについてであります。

荒川本郷地区の調整池は，乙戸川に流れ込む雨水の量を抑制して氾濫を防ぐために，荒川本郷地区に降った雨水を一時的に貯留する施設です。調整池の形状は，県道土浦稲敷線を基点に東西へ伸びるＹ字形をしております。西側部分については，現在フェンス設置工事を行っており，来年度進入路整備工事を行って完成する予定です。東側部分については，現在の暫定形の状態でも容量に余裕があるため，荒川本郷地区の今後の開発動向や家の張りつき状況などを見極めながら，適切な整備時期を検討してまいります。

２点目の，管理計画はどのようになっていますかについてであります。

現在，外周道路とのり面の除草作業を年２回及び池底のガマの穂の除去作業を年１回行っております。調整池内の木については，御指摘のとおり，あまり大きくなってしまうと伐採も困難になり，倒木や枯れ枝などで放流口が詰まるなど，調整池の機能に支障が出る可能性がございますので，予算の確保をしながら早急に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　一番心配なのは，その管理計画ですね。木がどんどんどんどん大きくなれば，そんだけお金もかかる。小さいうちに処理しておけば，半分で済んだり３分の１なりで済むかもしれませんが，４メートル，３メートルの木というのは，結構伐採にお金もかかると思います。ですから，毎年何月にはこうするんだという管理計画をつくってほしいなと。

まあ，あるということですけど，予算に入れてなかったんでしょうかね。予算の確保をしながら早急に対応していきたいと考えておりますという答弁なんですけど，今まで予算つくってなかったんでしょうか。どうぞ。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

除草の費用については見ていましたけども，立木だけの単独での予算については確保しておりませんでした。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　確保してありませんでしたという答弁だったんですかね。恐らくやっぱり見て気がついたというときには，町民の方，見ている方がそういうふうにこうなっているよ。あ，そう。大変だね。要はお金のかかることですから，早めに対応していただきたい，定期的に管理をして予算をつけてやっていただきたいと。

本郷親水公園や南平台の公園や……。親水公園前，南平台の調整池ですね，かなりきれいで，もう公園にしてあるんで公園の感覚でしたけど，荒川本郷調整池はあまり大き過ぎて，公園にしたら大変お金がかかるんで，あのまましかないだろうなとは思っているんですが，最低基準の管理はしていただきたいと思います。

それと，もう１つ。それはいいんですけど，あそこの調整池の中の真ん中に水路が走っているんですね。それが，ずっと末端まで，大した水量がない雨の場合にはそこを通って県道のほうまで。それから乙戸川へ行くんですが，木が生い茂っているからそれが見えないんですね。だから，見えないということは，そこがちゃんと流れているかどうかは分からないわけですね。少なくとも最低，そこはしょっちゅう……。

調整池の全部じゃないですよ。その真ん中に流れているＵ字溝はどれぐらいあるかな，１メーター幅か，そんな幅のものがずっとありますけど，その辺のところは毎年チェック，管理をしてほしいと思いますけど，いかがですか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えします。

先ほどのちょっと回答で足りなかったこと補足しまして，草刈りの費用として見ていまして，その中で一部立木の伐採をやっております。令和２年度につきましては，57本伐採を一応やっております。

また，議員御指摘のとおり，大変今，木が大きくなっておりますので，これにつきましては，今年度植栽管理の予算の中で一部伐採を行い，足りなかった分につきましては来年度予算を確保して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　地元だけの話になって申し訳ないんですけど，その予算の中で，あ

れ，これも必要だろうなと思うことが，調整池から県道をくぐって乙戸川へ行くまでの間，この都市下水路。前に，あそこに大西解体の残土置場がありまして，あそこへ流れ込んだことがあるんです。で，近くの田んぼに被害……。要は，そのＵ字溝止まっちゃったんで，違うとこから水が迂回して，田んぼがひどいことになったということがあります。

何を言いたいかというと，そっちまでチェックをしていただいて，草刈りなり，ちゃんと機能するようにしていただきたいんですが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えします。

状況を確認しまして，町のほうでどのようにやるかということを検討したいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　16番柴原成一君。

○１６番（柴原成一君）　これで質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，16番柴原成一君の質問を終わります。

次に，11番海野隆君の一般質問を行います。

11番海野隆君の質問を許します。登壇願います。

〔１１番海野隆君登壇〕

○１１番（海野隆君）　皆さん，おはようございます。それでは続きまして，一般質問をさせていただきます。

１問目は，今おやりになった柴原議員とかぶるところがあるんですけども，御容赦をいただきたいと思います。

横綱稀勢の里の荒磯部屋が，来年５月にＪＲひたち野うしく駅近くの阿見町内に開設されます。国技である大相撲は全国にファンがあり，荒磯部屋の立地は阿見町が全国に知られる絶好の機会を得ることになります。荒磯部屋の成功を支援することが，阿見町の活性化につながると思われます。

大相撲は長い歴史と伝統のあるスポーツで，阿見町に大相撲部屋が立地することは，阿見町にとって千載一遇のチャンスとなるものであります。荒磯部屋が成功することは，東京一極集中から地方への移転を進めることにもなり，阿見町の人口増加や交流人口の大幅な増加も期待できるところでございます。

そこで，以下の質問をいたします。

１，現段階で取りまとめている荒磯部屋に対する支援策について。

２，荒磯部屋との協力関係を取り結ぶための協議や相談は行われていますか。

３番，役場組織や観光協会などに荒磯部屋担当係を配置すべきだと思われますが，いかがで

すか。

４番，荒磯部屋と連携し，建設資金等支援のために，クラウドファンディングやふるさと納税制度を利活用する考えはありますか。

５番，荒磯部屋と縁の深い牛久市や龍ケ崎市との連携，県南地域の市町村，茨城県との連携などについてどのように進める考えですか。

６番，荒磯部屋立地を活かした広域観光プランなど，観光・旅行業者等との連携を進めるべきではないですか。

以上質問をいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　海野議員の，元横綱稀勢の里の荒磯部屋開設に対応した支援についての御質問にお答えいたします。

１点目の，現段階で取りまとめている荒磯部屋に対する支援策についてであります。

現段階における支援策につきましては，先ほど柴原議員にお答えしたとおりであります。

２点目の，荒磯部屋との協力関係を取り結ぶための協議や相談についてであります。

連携につきましては，先ほど柴原議員にお答えしたとおり，現段階では具体的な協議には至っておりません。現在は，荒磯部屋関係者と連絡を取り合い，今後の連携・協力について協議を進めるための相談を行っており，できるだけ早く具体的な協議が始められるよう，引き続き調整を図ってまいります。

３点目の，役場組織や観光協会などに荒磯部屋担当係を配置すべきについてであります。

荒磯部屋への支援等については，広報，観光部門をはじめ，複数の部署が多岐にわたり関連していくことが想定されますので，横の連携を密にし，しっかりと取り組んでいける組織体制を構築するとともに，相撲という国技に対する深い知見を持った方の協力を得ることも必要であると考えられます。これらを視野に入れながら，統括的に対応できる担当を配置するよう検討してまいります。

４点目の，荒磯部屋と連携し建設資金等支援のためにクラウドファンディングやふるさと納税制度を利活用する考えについてであります。

当町のふるさと納税における使途としましては，総合計画の基本目標に沿った活用を選択いただくほか，あみ人材育成基金への活用といった特定の活用目的を加えた８つの項目を設定しております。現時点で荒磯部屋との調整は行ってはおりませんが，関連する事業に活用するという選択肢の項目を追加することは可能であります。

また，具体的なプロジェクトを進めるに当たり，それに共感した方から寄附を募るというクラウドファンディングという手法もございます。荒磯部屋に関する町事業をファンの皆様に御支援いただく有効な取組であると考えられますので，その活用も視野に検討してまいります。

５点目の，荒磯親方と縁の深い牛久市や龍ケ崎市との連携，県南地域の市町村，茨城県との連携についてであります。

議員御指摘のとおり，荒磯部屋の開設は当該地域を全国に知らせる絶好の機会であります。当町のみならず，牛久市や龍ケ崎市をはじめ，県南の近隣市町村や茨城県との広域的な連携は，スポーツ振興や観光振興など様々な分野に及び，地域の活性化につながるものと考えております。今後，具体的な協議を進める中で，荒磯部屋の意向等を確認しながら検討してまいります。

６点目の，荒磯部屋立地を活かした広域観光プランなど観光・旅行業者等との連携を進めるべきではないですかについてであります。

広域観光プランについては，受入れ側である荒磯部屋の意向を伺いながら，荒磯部屋の開設を新たな地域資源活用の機会と捉え，現在，県の協議会等が実施している日帰りバスツアーの企画やあみ観光協会が実施するツーリズムにより，稽古見学やちゃんこ鍋の食事を体験できる企画を検討してまいります。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　いろいろとありがとうございました。再質問をさせていただきます。

まず，先ほど柴原議員への答弁がありましたけれども，あみ大使の依頼の話でしたね。ただ，龍ケ崎，これ小中学校を卒業されたわけですね，稀勢の里は。牛久は御両親がいて，牛久出身ということになっていますね。それで阿見町内に住んでいる元龍ケ崎市の職員によりますと，その方がたまたま大使関係の仕事をされていて，龍ケ崎には式秀部屋があって，そこの式秀親方に大使になってもらったと。そのときに，稀勢の里に，荒磯部屋かな，稀勢の里に依頼をしたんだけども丁重にちょっと断られたと。こういう経過があるようなので，あみ大使として引き受けてくれるかどうかはちょっと分からないんじゃないかなと私は思います。後からまた申し上げますけれども。

今，役場の入り口に行くと横断幕があります。今，私の胸ポケットのところにもバッジがあるんですけども，これ本当に町民の方が，もううれしくなっちゃって，もう荒磯部屋来るぞというんで自ら制作して，もちろんこれは著作権とか全部当たって，相撲協会にも当たって，全部問題がないということで作られたそうなんですけども，非常にやっぱり町民の皆さんの期待も大きいんじゃないかなと思います。

やっぱり大相撲というのは長い歴史があるし，全国にファンがいるわけですよね。稀勢の里も，もちろんこれは日本人，今のところ久しぶりの横綱だったわけで，これも全国に大きなフ

ァンがいます。私もインターネットなんかでやっていますと，もう阿見町がふるさと納税制度をやるんだったらもう，すぐにでもやりたいと。こういうことをいっぱい送ってきています。

それで再質問ですけれども，組織体制について，先ほど，どうも話を聞いていると，やり取りを聞いていると，阿見町の内部の職員，内部の職員というのかな，いわゆるプロパーの職員を，そのようなことに充てるというような印象を受けたんですけども，私はもちろん適任者がいれば，そのような方を充てることがいいと思いますが，ただやっぱり大相撲，特殊な世界と言えば特殊な世界。大相撲や相撲部屋に造詣があって，しかも荒磯親方と良好な関係を取り結ぶことができる人材を配置してほしいと思うんですよ。

ちょっと考えてみると，任期付職員という制度があるじゃないかと。最大３年だったかな。そういった任期付職員を活用してはいかがかと思うんですけども，いかがですか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

先ほど柴原議員にもお答えしたとおり，現在は秘書広聴課内にございます広報戦略室が中心となって調整のほうを進めてございます。議員御指摘の任期付職員につきましては，今後荒磯部屋の関係者の方々と協議が進む中で，当然具体的な先方さんからの提案であったりとか，私どもの提案を差し上げた中で，施策の展開が見えてくるということになろうかと思うんです。その中で，専門的な知識の方がやっぱり必要だ，そういうような場面が今後見えてまいりましたら，当然議員から御指摘いただきましたような，任期付職員の活用というのも選択肢として考えていければというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　来年５月にオープン，オープンというか完成するわけですよね。それ以降，長く阿見町にとどまるわけですから，ぜひ荒磯部屋のためだけに置くんじゃないんですよね。地域活性化，阿見町の活性化のために置くという視点でやっていただきたいと思います。

それから，もう１点ですけれども，阿見町とかいわゆる近隣の市町村に，大相撲に関係する人材がたくさんいるわけですよね。例えば，昨日でしたか，人権擁護委員になられた長沼憲生さん，今場所ちょっと調子が悪いけど，高安が在籍したときの中学校の校長先生だったわけですね。後援会の事務局長までやったと。こういう人は非常に大相撲，相撲部屋に関して知識が深いんじゃないかなと思います。

それから，学習塾の須田義塾の須田義之さん。この人は茨城県相撲連盟の理事長でもあるわけですね。プロじゃないですよ，アマチュアですから。さらに牛久市出身，北海道がもともと生まれだったらしいですけども，土浦一高を出たコラムニスト，この人は東大も出ているらし

いですけども，能町みね子さん，一部では非常に有名な方々です。ＮＨＫの相撲番組なんかにもよく出ていると。そうした人材にも協力を仰いだらいいんじゃないかと。今からやっぱり打診をしておくって必要ですよね。

それと，先ほど一番最初に申し上げましたけれども，町民から非常に盛り上げようよと。こういう意識が強いので，できればやっぱり町民からもそういった募集して，その荒磯部屋，どういうふうな名称になるか分からないけども，荒磯部屋支援協議会とか支援何とか委員会とか，そういう形でつくるべきだというふうに思っていますけども，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

様々な連携の協議を進めていく中で，必要に応じて，先ほど議員から御紹介いただきました，専門的な知見を有する方に，ぜひアドバイス等をいただいていきたいというふうには考えてございます。

また，現時点では，まだ間に入っていただいている方を介しての情報提供だけでございますので，具体的なその内容の詰めには至っておりません。そういった中で，どういった検討委員会を設置していくかという私どものほうの絵も描けておりませんので，現段階ではまだ設置の考えはございませんですけれども，これから協議を進める中で，そういった専門的な知見の方であったり，また町民の方に加わっていただいて，ぜひ町全体として機運を盛り上げると。そういうような形が見えてまいりましたら，そういった部分も検討してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　先ほど龍ケ崎市が荒磯親方にふるさと大使をお願いしたら，丁重に断られたということなんですけど，これは稀勢の里にとってはやっぱり先ほど言ったように牛久は両親が住んで出身となっていると，龍ケ崎は小中学生の同級生がうんといると。しかし，龍ケ崎には式秀部屋もあると。今度は阿見町が，もう１つ立地ということで出てきたわけですよね。

私計算してみると，阿見町と牛久と龍ケ崎，合わせると21万人になるんですね。これ20万都市が荒磯部屋を支えると。こうなると相当手厚い支援もできると思うので，阿見町，町長には，ぜひこの２市１町――龍ケ崎，牛久，阿見が新しい稀勢の里，荒磯部屋の地元だと。あんまり阿見町だけで独占しないようにして，それで少し幅広く支援するという体制をつくっていただきたいと思います。ちなみに県南地区ということをすれば，県南地区で100万人なんですね。茨城だけで独占するというわけにはいかないかもしれないけれども，少なくともこの立地の自

治体である阿見町は，そういう構えでやっていただきたいと思っているんですが，いかがですか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　では，お答えいたします。

まず，１点目のあみ大使についてでありますけれども，稀勢の里が現役時代が終わってからかな，いつ式秀部屋に龍ケ崎がお願いしたかどうか分かりませんけれども，式秀部屋という部屋があるのでできなかったというふうに私は聞いております。ですから，あみ大使の話も打診はしてあります。協力するというようなこともお答えをいただいております。基本的に，この阿見町に対しては全面的に協力するよということを言っていただいているので，私はある程度，心配するところもあるんですけれども，そういった面では阿見町に協力していただけるんだというふうに思っています。

それから，先ほど来からのずっとお話でありますけれども，来年の５月開所でありますので，今，部屋のほうでもばたばたしているというところなんです。ですから，こちらからどんどんどんどんいろんな話をするのもいいんですけれども，なかなか弟子の育成だとか，それから協会の行事だとかというようなことで，今は建設委員長の方が窓口になってくれてやり取りしてくれています。

今回も，県の青少年健全育成審議会のほうの講演をお願いしたいというようなことで，私のところから来たものですから，それはその方に送るだとか，県を挙げてやっぱり取り組んでいくんだということは，これからどんどん出てくると思うんです。ですから，私は阿見町だけでなんていう小さなつもりはありません。これはこの間，地鎮祭の際にも，龍ケ崎，牛久，つくば，それから稲敷，それから美浦村，土浦というようなことで首長さんも呼ばれていますので，そのときにも私も申し上げました。

ですから，この県南地域みんなで応援してあげて，地域振興をしていこうじゃないかということで。たまたまそこに私のところの阿見町が，そこに建設してくれたということで，私が中心になるのかもしれませんけれども，そういった思いで，日本一の部屋にしたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　この質問の最後で回答いただけるかどうか分かりませんが，ファンの方とやり取りしていたら，クラウドファンディングの話が出たんですね。これ何で出たかというと，ちょっと今は藤井聡太ブームで将棋が大人気ですよね。それで将棋連盟に２つ，東西に会館があって，どちらも今新築をする……。東京は新築かな，関西は新築移転するというんで，

高槻市という市に移転するらしいですよ。高槻市は，将棋連盟と全面的に連携して建設資金から支援するというんで，クラウドファンディングを起こしたんですね。

今日取ってきたんですけど，あと100日募集はあるんですよ。それで目標は１億円。現在の支援総額は7,800万。支援者数は約1,000名。これはすごいと思うんですよね。これはふるさと納税制度を使ってやっているみたいなんですよ。そのクラウドファンディングは，お礼がありますので，それは渡辺三冠，現在で一番……。藤井聡太，渡辺，豊島で，３強，４強と言われているんですけど，この指導対局を300万で買った人が何人もいたのかな，売れたのかな。売れたということですよね。

そうして見ると，やっぱり相撲も，将棋・囲碁もそうですけど，やっぱり全国的なあれなので，先ほども柴原議員が叱咤激励をしていましたけども，やっぱりこの相撲部屋ができるということの有利さというかな，それを最大限に活かしてやってほしいということを，これはお話しして終わりにしたいと思います。

次に，入ります。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　次，２問目ですけれども，２問目は高齢者へのＩＣＴリテラシー。リテラシーというのは理解力とか，理解する，読み込む力とかそういうことになりますけども，向上への支援強化についてということについて質問をしたいと思います。

最近の情報化社会の進展は目覚ましく，年代による情報格差も顕著になっていると言われております。阿見町でも町民に知らせる必要のある情報は，ホームページを通じて行うことが多くて，申請書類なんかもホームページに全部格納されていると，こういうふうになっているようです。阿見町役場職員は，よくホームページに掲載しましたと。こういう形でですね。そうすると町民への広報が行われたのではないかというような，前提で物事を我々に話すことがよくあります。よくでもないか，散見されますね。

自宅にインターネット環境のない人々や，スマートフォン等を所有しない方々に対する情報伝達については，置き去りにされているようだという声が町民からあります。情報格差が町民の中にも進んでいると懸念されていると思います。

今回の新型コロナウイルスワクチン接種予約でも，インターネットを利活用して申し込まれた方は意外とスムーズにいって，電話を通じて申込みされた方は……。これ当初の話ですよ，当初の話。幾ら待ってもつながらないという苦情がたくさん寄せられました。特に当初65歳以上の方々を対象にしたときは，相当だったなあというような感じがします。

さらにインターネットで申し込んだ方々も，私の知人なんかでは30人も40人も代理して申し込んであげたというような方もいて，やっぱり，まだまだ普及しているようだけども，使いこ

なしているようだけども，町民の中では，インターネットを使いこなしていないなというふうな思いがあります。

子供たちには，小中学校児童生徒に１人１台のタブレットを配布するＧＩＧＡスクール計画が進行しております。今後，地域での情報化社会の課題は，高齢者がＩＣＴを過不足なく使いこなせるように支援することではないかと思います。そこで以下の質問をします。

１，阿見町におけるパソコン等の世帯所有率について。

２，阿見町におけるスマートフォン個人所有率について。

３番，現行のＩＣＴリテラシー向上への支援と実績について。

４番，高齢者の機器購入等への補助金について。

５番，パソコンやスマートフォン等ＩＣＴリテラシー向上及び使いこなしのための常設の相談所の開設について。

これ最後かな，６番，振り込め詐欺などの高齢者への犯罪防止についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　高齢者へのＩＣＴリテラシー向上への支援強化についての御質問にお答えいたします。

１点目の，現在の阿見町の行政情報発信や印鑑証明や住民票申請等のＩＣＴ利活用状況についてであります。

町では，町民への情報発信強化と利便性の向上などの観点から，茨城県及び県内市町村で共同利用している「いばらき電子申請・届出サービス」を活用しており，住民票の写しや，納税証明，住民税課税証明の交付申請など24種類の手続を常時行うことができるほか，イベントや健診の受診券申込みなど期間を限定した手続も行っております。

次に，住民票申請等に関するＩＣＴの利活用については，マイナンバーカードを利用して，住民票の写し及び印鑑登録証明書をコンビニで取得することができます。

令和２年度のコンビニ交付の実績は，住民票の写しが904件，印鑑登録証明書が761件となっております。これは全交付件数の4.5％に相当し，その利用件数は増加傾向であります。なお，８月末現在，当町のマイナンバーカードの交付率は36.3％であり，このうち65歳以上の方々への交付率は31.5％となっております。

２点目の，阿見町におけるパソコンやスマートフォンなどの高齢者所有率と所有を引き上げるための方策についてであります。

当町における高齢者のパソコンやスマートフォンの所有率については調査をしていないことから把握しておりませんが，総務省が実施している令和２年通信利用動向調査によりますと，インターネット利用率は65歳以上で53.9％，75歳以上で35.9％となっております。また，民間

の研究機関の調査によると，スマートフォンの所有率は60歳代で80％，70歳代で62％となっております。

所有を引き上げる対策については，町や様々な機関の情報をリアルタイムで受け取る等，ＩＣＴの必要性や利便性を認識していただけるよう関係機関と連携し，啓発を行っていきたいと考えております。

３点目の，現行の高齢者に対するＩＣＴリテラシー向上への支援と実績及び課題についてであります。

町では，現在，町民活動センターの事業の中で，ＩＴ講座等を開催しており，受講者の約８割が高齢者となっております。

また，国では，ＩＣＴリテラシーの向上を目的とした施策として，ＩＣＴ機器・サービスの利用方法について，高齢者等が身近な場所で相談や学習を行えるよう，デジタル活動支援員による事業を実施する計画を立てており，このような計画を今後町においても活用できるか，調査研究をしてまいります。

４点目の，高齢者の機器購入等への補助金についてであります。

現時点では機器購入等の補助金は考えておりませんが，デジタル化が急速に進む中で，高齢者へ充分な支援が行えるよう，ＩＴ関係部署や関係機関と連携しながら調査研究してまいります。

５点目の，パソコンやスマートフォン等ＩＣＴリテラシー向上及び使いこなしのための常設の相談所の開設についてであります。

パソコンやスマートフォン全てに対応できる常設の相談所は，現在，設置しておりませんが，町民活動センターで開催しているパソコン教室の場を，相談所として活用できるか等について，関係部署と連携しながら検討していきたいと考えております。

また，町の情報を高齢者にリアルタイムに伝えていくことは非常に重要と認識しておりますので，高齢者のＩＣＴリテラシーの向上のために町ができることを調査研究してまいります。

６点目の，ＩＣＴ等の悪用による振り込め詐欺など，阿見町の高齢者の犯罪防止についてであります。

牛久警察署管内における高齢者が被害者となった，ＩＣＴ等の悪用による詐欺の認知件数と被害額は，令和元年が７件で1,675万3,000円で，令和２年が２件で43万6,000円となっております。

町では，平成27年度に牛久警察署と情報発信活動の相互協力に関する覚書により，凶悪事件，行方不明事案，ニセ電話詐欺等の各種犯罪情報，並びに子供を対象とした不審者情報の提供を受けた場合，防災行政無線やあみメール，ツイッターによる情報発信をしております。

また，日頃の注意喚起としては，広報紙やホームページという情報媒体のほか，行政区やシルバークラブ主催の防犯教室に牛久警察署の職員が出向いて事例を示しながら注意喚起を行っております。

今後も，広報紙等による注意喚起を図りながら，高齢者がＩＣＴ等の悪用による被害者とならないよう犯罪防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時15分といたします。

午前１１時０３分休憩

午前１１時１５分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　それでは，再質問をさせていただきたいと思います。

まず４点目の補助金の話なんですけれども，調査研究というのは答弁用語からいうと，遠い先の話であるという話らしいんですが，私は補助金というのは非常に重要なきっかけになると思っているんですね。高齢化社会におけるＩＣＴが進んでいくことに対する対応した政策だと私は思っています。ＩＣＴ――インターネットとかスマートフォン，機器導入にお金かかると同時に，通信費にも結構なお金がかかるわけですよね。で，慎重になっている方々も多いと言われています。しかし，使いこなしてみたら，それを上回るようなメリットがあると。

さっき，いろいろ情報化社会，ネットを使っていろんなものがあるということなんですけども，特に，現在のような新型コロナウイルスで自宅に軟禁されているような状態ですよね。外出できない。そうすると，やっぱり会合等も全部中止になる。今まで，会合が目的で行ったんじゃなくて，人と話すのが目的で行ったという人もたくさんいるわけですよ。そういう人たちの，コロナは，あれを奪ってしまっているということになるようですけれども。

それで今，あみメール，さっき相当登録が進んでいるということなんですけど，やっぱりこれを中心に，阿見町ではぜひＩＣＴ，ＳＮＳ，これをやっていただきたいと思います。私も最初はパソコン派だったんですよ，ずっとね。しかし，やっぱりスマートフォンを持ってみると，スマートフォンは便利なんですよね。本当に便利。いわゆるガラケーでもやっていたんですけども，今どんどんどん機種を入れ替えちゃって，もうスマートフォンじゃなかったら買えないというような状況ですよね。

だけど，スマートフォンの機能は，100あったら多分使っている人で20％ぐらい。僕なんか

10％行かないですよね。だから，高齢者の人なんか１％ぐらいしか使ってないんじゃないかと思います。だけど，やってみると非常に便利。ということからすると補助金，積極的に補助金政策を取っていただきたいなと思うんですけど，もう１回答弁してください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

確かに海野議員がおっしゃられるとおり，自治体ＤＸですとか行政のデジタル化を進めていく上で，今後中核になってくるのは，パソコンではなくスマートフォンだと私のほうも思っております。特にスマートフォンに限定したアプリを使えば，これほど便利なものはないと，私も実感しているところでございます。

今後やはり自治体ＤＸなどを進めてデジタル行政府をつくっていく中で，役場だけの機構ではなく，阿見町全体，町民に対してそのデジタルのメリットを訴えた中で，そうした設計図じゃないですけど，構想をまとめた中で，先ほど海野議員のとおり，補助金の活用や，あとはそのスマートフォンの活用を進めていくための講座，相談会，そうしたものを全てどういうふうにやっていくかという構想を，まずまとめていくのが先ではないかと私のほうも思っているところでございます。

茨城県の中で，現に東海村は，１人当たり２万円のスマートフォン購入，買換えの補助金を出しているところですが，まず初めにそうした構想をまとめて，東海村ではこういうふうに進めていくんだっていうことをやっていく中で，そうした推進を図っていくためには，そういった補助金が必要だということで判断して，やっているかと思っておりますので，まず，そうした構想をまとめて，それぞれの担当課の役割を振った中で，補助金というものも１つ検討していくべきではないかと，私のほうは思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　ありがとうございました。今おっしゃられたように，やっぱりスマートフォンの時代になっているわけですよね。ただ，ガラケーからスマートフォンに変えた人はもう１週間ぐらい機能しないですよね。やっと立ち上がって通信しても，なかなか難しい。それで使えないからって，すぐ聞けないわけですよね。予約取ってくださいって言っても，何日先になるか分からない。

そういう状態で，やりながら少しずつ使っているんだけど，結局さっき言ったように，機能の１％ぐらい，あるいは10％しか使えない。そういう状態が長く続くんじゃないかなと思います。それでやっぱり，さっき相談窓口を置いたほうがいいんじゃないのと，置いてほしいと。

さっきデジタル支援員配置ということも言及されました，答弁で。それでどういう方がなる

か分かりませんが，比較的学生なんかはやっぱり授業でも使うし，非常にできるので，ひょっとしたらボランティアバイト，少し安いけども学生に仕事を与えるということも含めて，相談窓口にそういう方々を置いてもいいんじゃないかとか，いろいろな方法はあると思いますので，ぜひ今後阿見町におけるそういったネットの普及とかインターネットの利活用とか，ＤＸ――デジタルトランスフォーメーション，この全体の構図を使って進んでいただきたいと思います。一応要望で終わりにしたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　それでは，最後の３番目の質問に入りたいと思います。

旧実穀小学校跡地の利活用については，現在，実穀交流センター，仮称ということですけれども，建設の詳細設計が進行中だということで，議会の手続を経て来年度の建設着工に向けて準備が進んでいると思います。

実穀交流センター建設については，昨年の10月25日に，約50名ぐらいの町民が参加しておりましたけども，実穀小学校跡地利活用に関する説明会が開催されています。そのときに町民に御説明になったと，一般の町民ですね。それから議会に対しては，学校再編に伴って生じた廃校の利活用については，地元を代表する住民の方々からなる跡地利活用検討委員会で要望を取りまとめ，その後，取りまとめられた要望を施設に反映する公民館整備検討委員会を設けて，あくまでも住民要望に沿った利活用を進めてきたという説明がなされてきました。

しかし，その後，一部地元行政区長を中心とした方々が公民館施設建設反対の意見を表明し，行政区内で建設計画の賛否アンケートまで実施するという展開となっております。改めて，廃校となった旧実穀小学校跡地の利活用の経緯及び今後の整備方針について，ターニングポイントになった時点での政策判断について伺います。

１，学校再編計画策定時期。少なくとも学校再編が策定された時点で，４小学校の跡地利活用計画検討が開始されていたと考えておりましたが，どのような検討がなされたのか。跡地利活用検討はどの部署が担当してきたのか。また，その後担当部署はどのように変遷してきたのか。

２番目，吉原小学校及び実穀小学校の統合時期が決定した時期。具体的に，統合再編，廃校が見えてきたときに，上記検討を踏まえて直ちに動き出す必要があったのではないか。その時点までの検討状況と跡地利活用計画の検討状況について。

３番目，財源的財政的な問題からの検討。廃校による集会施設の整備は，明らかに当時の教育振興基本計画や生涯学習推進基本計画，第６次総合計画，公共施設等総合管理計画で想定された施設削減の方向性や，財政的な計画とは異なるものだったと思われます。そうした計画を

策定しながら，集会施設の整備を進めてきたのはなぜか。新たな２つの公民館建設整備の必要性と整備計画は，部分最適全体不適状態になっているのではないかということについてお伺いしたいと思います。

それから４番目，施設整備に多額の費用がかかると判明した時点。学校施設からその他の施設への転換には多額の整備費用が必要となると判明したのはどの時点だったのかと。判明した時点での再検討はどのように行われたのか。その時点で，集会施設への転換をやめる決断はできなかったのか。

５番目，実穀ふれあいセンター整備がコロナ禍の状況にある現時点，新型コロナワクチン感染症は変異型の出現により感染状態が長く続き，医療崩壊の危機にあるとも言われています。こうした中で，緊急事態宣言が繰り返し発出されるなど，阿見町民の行動制限が続き，公民館を利活用する会議や講習，イベントが軒並み中止となっており，公民館利用状況は大きく落ち込んでいると推定されます。

ワクチン接種により短期間で収束するという楽観的な見通しは少なく，会議やイベント等もリモート開催等の新しい日常により行われることが続くのではないかと思われます。これまで想定できなかった新たな非常事態に，これまでの議論のまま，新たな集会施設の整備をすることは再検討されてもよいのではないかと思われますが，どうでしょうか。

以下は公民館の管理運営についてお伺いします。

６点目，公民館――仮称実穀ふれあいセンターの新たな利活用など，今後の公民館利用促進について。

７番，指定管理制度や地元行政区への業務委託による自主管理など，公民館管理運営の見直しについて。

８番，旧吉原小及び旧実穀小の未利用施設の利活用，及び利活用に伴う改修費用の発生について。

９番目に，未利用施設部分の撤去について。

以上，お伺いいたしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　皆さん，こんにちは。

海野議員の，廃校となった旧小学校跡地の利活用についての質問にお答えいたします。

１点目の，学校再編計画策定時期についてであります。

学校再編計画は，平成25年度から２か年の協議により平成26年度末に策定しております。

跡地利活用の検討につきましては，学校再編計画の策定や統合校同士の検討委員会の協議の中でも意見がありましたが，地域の意見を伺いながら慎重に検討する旨を回答し，教育委員会では具体的な検討はしておりません。また，利活用の検討部署については，町部局である政策秘書課で平成30年４月に阿見町学校跡地利用検討委員会を設置し，担当して，現在の政策企画課に引き継がれております。

２点目の，吉原小学校及び実穀小学校の統合決定時期についてであります。

学校再編計画策定後，吉原小学校においては，検討委員会や保護者説明会・住民説明会等を実施し，平成27年度末に統合決定をしております。実穀小学校においても同様に実施し，平成28年度に統合決定をしております。教育委員会では，具体的な小学校の跡地利活用計画を検討していないため，町部局の検討状況及び３点目，４点目，８点目，９点目につきましては，町長から答弁いたします。

５点目の，仮称実穀ふれあいセンター整備がコロナ禍の状況にある現時点についてであります。

教育委員会では，平成２年度から旧小学校区単位の８地区でふれあい地区館事業を実施しており，平成４年度には，当時の小学校区ごとに施設を設置する阿見町公民館整備計画を策定し整備を進め，地域に密着したふれあい地区館事業の展開をしているところです。本事業の対象である旧実穀小学校は，地域のシンボルであり，地域住民にとって思い出の詰まった大切な場所で，今回の事業により思い出のある校舎を残すことが地域住民の要望であると理解しております。

また，令和元年から現在も続く新型コロナウイルス感染症の大きな波の影響はすさまじく，これまで，生涯学習事業や公民館事業，ふれあい地区館事業など多くの事業が中止せざるを得ない状況にありました。

新型コロナウイルス感染症を収めるために，人流の抑制対策として，施設は休館や利用中止となり，在宅が求められ対面で会う機会も減少しております。このような現状から，地域コミュニティのこれからの状況が心配されるところであり，新型コロナウイルス感染症収束後の地域力を維持し向上するためにも，施設の整備は必要と考えます。

６点目の，公民館――仮称実穀ふれあいセンターの新しい利活用など，今後の公民館利用促進についてであります。

これからの公民館事業については，これまでどおりの事業ばかりではなく，ＩＣＴを活用した事業を検討する必要があると考えます。時代の流れを読み取り，それぞれの公民館・コミュニティセンターから地域への情報発信を行い，地域住民が交流できる施設を目指してまいります。

７点目の，指定管理者制度や地元行政区への業務委託による自主管理など，公民館――仮称実穀ふれあいセンター，管理運営の見直しについてであります。

これまで実穀地区公民館整備検討委員会の中で，管理・運営方法等について様々な協議・検討をしてまいりました。その結果，地域では管理ができない，公民館と同等の施設にしてほしいという御意見を検討委員からいただいております。

これからの管理運営体制については，地域住民主体で運営していくことが理想であると思いますが，検討委員会の意見も尊重し，様々な運営方法について調査・検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　２点目の，跡地利活用計画の検討状況についてお答えいたします。

跡地利活用計画の検討状況については，平成29年５月に，吉原，実穀の両地区において，行政区長，町民等で構成する，跡地利活用検討委員会が発足し，閉校後の跡地の利活用について，地域の意見・要望を広く求め，それぞれの地域に望ましいと考える施設・機能の検討，取りまとめが行われました。

同委員会では，全戸アンケート調査や先進地視察などが行われ，その検討経過については，委員会ニュースとして定期的に地区回覧されておりました。こうした過程を経て，地域住民の意見を集約した要望書が，平成30年２月に町に対し提出されました。吉原，実穀両地区ともに，地域交流拠点施設としての整備が要望項目の１点目に挙げられております。

町では，この地域全体からの要望書を受け，平成30年４月に内部組織である阿見町学校跡地利用検討委員会を設置し，閉校となった小学校を，地元要望の実現を最優先に，まずは地域コミュニティの核となる施設として再整備するための検討に着手いたしました。

３点目の，財源的，財政的な問題からの検討についてであります。

当町の最上位計画である阿見町第６次総合計画では，まちづくりの主役である町民一人ひとりが自立し，支え合いながら，様々な場面で主体的に力を発揮し，よりよい町を次世代に継承する持続可能な町の発展を目指し，「みんなが主役のまちづくり」を基本理念として施策を展開しております。

令和５年度までの施策展開方針である後期基本計画では，公民館・ふれあいセンターを地域の情報の発信源や学びの拠点として利活用し，誰もが生涯を通して学び続けることのできる学習環境の実現を目指すことや，各ふれあい地区館活動を通して，住民のふれあいの場を提供し，絆づくり，地域づくりを推進することなどを位置づけております。

また，移住・定住を促進する観点からは，若い世代の転居・転出を抑制し，移住を促すためには，特に子育て世代が気軽に集える場所が生活に身近な場所に存在していることが重要であ

ることから，当町の地方創生を戦略的に推進するため，「阿見町人と自然が織りなす，輝くまち創生総合戦略」を策定し，その中で基本目標４「住みなれた地域で暮らし続けられるまちづくり」に，公民館・ふれあいセンターの充実として，実穀小学校，吉原小学校を有効活用し，地域交流拠点となる施設としての改修を，明確に位置づけております。

さらには，近年頻発する豪雨災害等の発災時において，障害者や高齢者，乳幼児などの要配慮者が安心して避難できる施設となるなど，その有用性は非常に高いといえます。

こうした政策的効果を踏まえ，整備に必要な財源は，総合計画の実行計画である３か年実施計画の中で，調整・整理しております。

４点目の，施設整備に多額の費用がかかると判明した時点についてであります。

整備費算出の基礎となる校舎の改修構想案を基に，令和元年度に，実穀・吉原小学校の構造再計算業務を実施し，同年９月に，耐震補強等の追加費用が発生することが明らかとなりました。

概算事業費につきましては，令和元年10月の３か年実施計画において，吉原小地区公民館整備事業が３億928万1,000円，実穀小地区公民館整備事業が３億5,220万4,000円を計上し，当町の優先的課題であるという共通認識の下，事業を推進してまいりました。

８点目の，旧吉原小及び旧実穀小の未利用施設の利活用及び利活用に伴う改修費用の発生についてであります。

未利用施設の利活用につきましては，文部科学省が平成22年９月に立ち上げた，みんなの廃校プロジェクトを活用し，吉原交流センター脇の旧校舎側について，民間活用の提案を募集しているところであります。しかし，活用までには，施設が老朽化していることもあり，相当の改修費用の負担が必要となることや，耐用年数が2032年までと残り少ないことなどから，相談はあるものの具体的な動きには至っておりません。

実穀小学校旧校舎部分につきましては，増築棟における地区公民館整備が完了した後，その利活用を検討することとなりますが，条件的には吉原小学校と同様の課題があるものと認識しております。

９点目の，未利用施設部分の撤去についてであります。

８点目で御説明したとおり，現在，みんなの廃校プロジェクトに登録をして，民間活用を模索しておりますので，直ちに撤去する考えはございません。しかし，施設も老朽化しており，安全管理上の懸念もございますので，一定の時期に撤去も含めた判断をしてまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　長々と，こちらの質問も長々となっちゃって申し訳なかったんですけ

ども，経過はよく分かりました。先ほどの地方創生の関係で，総合計画などに位置づけられてないんじゃないかということも，よく理解しました。私もそれ読んだつもりだったんだけど，ちょっと失念してたというかね。

それで，この吉原交流センター，それから仮称実穀ふれあいセンター，この２つが誕生するきっかけとなったのは，もちろん学校再編計画でございます。学校再編計画は，天田前町長及び２代にわたる教育長が積極的に学校再編計画を進めた結果，廃校になった学校の利活用，これ必ず出てくるわけですから，やっぱり本当は最初から，その当時から……。これ，大っぴらにはなかなか言えないかもしれないね，決まらなければね。だけど，内部では相当検討しておいてもよかったのかなという感じがあります。

そうするとスタートが早いので，例えば建物の寿命の問題とか，財政的な問題とか，それから，さっき言った，コロナ禍の場合はちょっと特殊なんだけれども，５館体制から７館体制へ移管するというような公民館整備の是非などについて検討を行った上で，地元住民に，どこかの時点でしっかりと提起すべきだったのではないかというふうに思われます。

先ほどの答弁でも，まちづくりニュースをどんどん流しているので，それは当然見ているだろうと思うわけですよね。みんながこれ理解して，特に反対運動がなかったわけだし，建設検討委員会もね。それで，地区の代表者も含めてやって動いているわけですけど。ところが，突然去年の10月になって初めて聞いたと。こういう形で，一種住民運動的な形が出てきたわけですよね。

議会も今までそういった計画について都度都度説明を受けて，利活用については様々な提案や提言とか要望もしましたけれども，議会と執行部がもうちょっとその政策の議論をしておくべきだったのかなあと，やり取りをですね。そういう意味では，議会も共同責任ありますよね，当然。議会のほうが大きい責任があるかもしれない。というのは基本計画も予算を通しているわけだし，今度のやつも通しているわけですから。

ここに来て，先ほど言ったように住民投票条例の直接請求を目指しているというような動きがあるというふうにはお聞きしていますけども，こうした状況が起きてしまったということを，どういうふうに思っているのか。それから，今後再発……。これまだ分かりませんけど，再発しないようにするにはどうしたらいいのか。やっぱり対策があれば聞かせてほしいと思うんですよ。

先日，香川委員長が御尽力いただいて，道の駅の計画についても，どこが不十分だったのかということを検証していただいたわけですよね。そういうことも併せながら，どのように今受け止めているのか，今後どうするのかということを，一括して御答弁いただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず，これまでの経過と事実をどのように受け止めているのかというような御指摘でございます。町としましては，地元地区の思いを受け止めまして，それを実現すべく事業を推進してまいりました。その過程では，跡地利用整備検討委員会の皆様をはじめ，多くの地元の皆様の御理解，御協力を得ながら進めてきた経過がございます。

実穀地区のふれあいセンターの整備につきましては，町長答弁でも申し上げたとおり，幅広い世代が集う地域交流拠点として，地域住民全体の福祉向上を図るためのものであると考えてございます。また，災害時には，要援護者が安心して避難できる施設ともなるということでございます。

将来にわたり多くの地域の方々が利用していただくことで，十二分にその効果を発揮させることができるというふうに町としても考えてございます。ただ，こうした町としての狙いと，その実現によって地元地区の皆様が得られる利益につきまして，そういった情報の提供が十分ではなかったというところは感じてございます。

引き続き，今後のお話ということでございます。再発しないように，どのようにということの御指摘でございます。

これまでも町民に対する説明会や情報提供等，積極に進めてきたわけでございますけども，さらに丁寧に進めていくことが１つございます。それと様々な場面において，例えば町民ニーズを把握するものとしては，いろいろな町民討議会ですとか，地域づくり会議とか，総合計画を策定する過程の中で，そういった住民意向を調査する，共有する場面もございます。

そういった，町内各地で行われております情報を横断的に共有できるような，いち早く情報を収集できるような，そのような仕組みが今後重要であると考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　時間もう１分しかないんですけど。

大東建託という賃貸の会社，不動産会社が調査したアンケート調査があって，ランキングがあって，阿見町は茨城県内では，守谷トップ，２番目つくば市，で，３番目に町民の幸福度が高い町と。これ３番目ですからね，44市町村のうちの。そういう町だと思うんですよ。

いろいろ聞いてみると，本当に……。

○議長（久保谷充君）　海野議員，あと30秒。

○１１番（海野隆君）　はい。非常に町としてのバランスもいいし，自然もあるし，首都圏にも行けるということで，そういう高い評価を下しているので，そこも含めて，ぜひ今後もまちづくりに，町長をはじめ先頭に立って行政職員がやっていただくこと，もちろん議会もやって

いきますけど，お願いして終わりにしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　これで，11番海野隆君の質問を終わります。

次に，14番難波千香子君の一般質問を行います。

14番難波千香子君の質問を許します。登壇願います。

〔１４番難波千香子君登壇〕

○１４番（難波千香子君）　皆様，こんにちは。

それでは，通告に従いまして，まず初めに，本郷小学校とあさひ小学校の通学区域の見直しについてお伺いいたします。

現在コロナ禍にあって，緊急事態宣言という大変な状況下にありますけれども，学校は，ただいま分散登校，そしてオンライン学習を取り入れております。今年度は教育のＩＣＴ環境の本格的な実現となる小中学校のＧＩＧＡスクールの推進，そしてまた２学期制の導入，そしてまた小学校専科教員の配置，給食費の公会計化等々，阿見町の教育環境の整備が推進され，評価はいたしておりますが，さらなる拡充を求めたいと思います。

また，阿見町は今，本郷地域のように宅地開発が進んでいる地域もあります。2023年阿見町は，人口の見通しといたしまして５万人としております。若者世代や子育て世代の定住実現するための取組を進め，あさひ小学校も平成30年４月に開校をいたしました。その後さらに地域の取り巻く環境も変わってきております。

私のところにも，保護者から強く要望が寄せられております通学区域についてでありますけれども，同じ行政区でお隣同士が同じ学校に行けるように，いつまでたっても本郷二丁目の児童は目の前のあさひ小学校に行けない，いつになったら行けるのでしょうか，いつ結果は出てくるのでしょうかと。私も一日も早く要望実現できますことを願っておりますが，進捗状況について，今回はお伺いいたしたいと思います。

まず１点目，文部科学省の通知によると，通学路の弾力的な運用に当たっては，保護者の意向，地理的な理由等々，保護者の申立てにより認めることができるとされています。対応や相談体制の取組はどのようになっておられるのでしょうか，お伺いいたします。

２点目，今後６年間の本郷小学校とあさひ小学校の児童数，そして本郷二丁目の新１年生の推移と課題。

３点目，本郷二丁目の現在の小学校別の児童数と課題。

４点目，お手元に配付させていただきました資料を御覧になっていただきたいと思いますけれども，平成29年８月31日までに対象地区内に定住した世帯，対象地区内の土地を取得し，かつ住宅契約を行ったものと，その条件を満たさないものについて区別しております。今後，本郷小とあさひ小の指定校変更制度及び特例について，児童にとってよりよい柔軟で適切な通学

区域の見直しの取組，その進捗状況についてお伺いいたします。

５点目，本郷地域の子供の増加に伴う各学校の教室数の確保や増築の見通しは，どのように取り組んでいかれるのでしょうか，お伺いいたします。

６点目，文部科学省の調査では，小中一貫教育の実践校のうち９割近くが成果が認められると回答。利点といたしまして，１つ目は中学校入学に伴う環境の変化で不登校などを起こす中１ギャップの解消，２つ目は子供の学力や生活態度の向上，３つ目には小中学校の教員同士の交流による授業内容の改善が挙げられております。今後，小中一貫教育については，どのようにお考えでしょうか。また，教育長の教育方針と考え方についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　難波議員の，本郷小学校とあさひ小学校の通学区域の見直しについての質問にお答えいたします。

１点目の，保護者の申立てによる対応や相談体制の取組についてであります。

町立小中学校の通学区域は，阿見町立学校通学区域規則第２条の規定に基づき，児童生徒の住所によって就学すべき学校を指定しております。

保護者の申立てによる対応や相談体制の取組については，同規則第３条の規定に基づき，特別な理由があると認められる場合に限り，保護者が事前に教育委員会に申し出ることにより，教育委員会が相当と認めたときは，指定された学校を変更することができます。

主な変更理由は，最終学年である小学６年生・中学３年生の転出等により卒業まで従来の学校へ就学を希望する場合や学期途中での転出等により当該学期まで従来の学校へ就学を希望する場合などとなっております。

これからも保護者からの就学に関する相談体制の充実を図るとともに，児童生徒等の具体的な事情等を確認しながら対応していきたいと考えております。

２点目の，今後６年間の本郷小学校とあさひ小学校の児童数，本郷二丁目の新１年生の推移と課題についてであります。

本郷小学校の児童数につきましては，令和３年５月１日現在の住民基本台帳による推計で，令和３年度の413人から令和９年度には560人程度になることが想定されています。

あさひ小学校の児童数につきましては，同様の推計により，令和３年度の774人から令和５年度に一旦ピークを迎え，以後減少傾向となり，令和９年度には610人程度になることが想定されています。

本郷二丁目の新１年生につきましては，同様の推計により，本郷小学校へ通う児童は令和３

年度の１人から令和９年度には７人に，あさひ小学校へ通う児童は令和３年度の12人から令和９年度には３人になることが想定されています。課題としては，本郷小学校へ入学する児童数増による教室数の不足が懸念されることです。いずれの推計も，今後の転入・転出による児童数の増減は含んでおりません。

３点目の，本郷二丁目の現在の小学校別の児童数と課題についてであります。

現在，本郷二丁目から本郷小学校へ３人が，あさひ小学校へ91人が通学しています。課題としては，同一地区内において，定住した日により２つの異なる小学校へと就学先が分かれていることが挙げられます。

４点目の，本郷小とあさひ小の指定校変更制度及び児童にとってよりよい通学区域の見直しについてであります。

平成30年度より，あさひ小学校の通学区域見直し調査を町独自で毎年行っており，調査結果を町ホームページにて公開しております。これまでの調査結果では，制限を解除することにより，あさひ小学校が適正規模を保てない可能性があることから，通学区域の見直しは行っておりません。しかしながら，令和６年度以降にあさひ小学校の児童数が減少傾向になることが想定されることや，本郷小学校区の宅地開発が進み，本郷小学校と朝日中学校の児童生徒数の増加が見込まれることから，今年度，朝日中学校区児童生徒数将来推計調査を業者委託により実施しているところです。

今後，この調査結果を基に通学区域の見直しを含めた検討を行ってまいります。

５点目の，本郷地域の子供の増加に伴う，各学校の教室数の確保や増築の見直しについてであります。

本郷地域の宅地開発は今後も進んでいくことが予想され，これまでの通学区域を継続した場合，将来的には本郷小学校・朝日中学校の教室数が確保できなくなるおそれがあります。そのため，朝日中学校区児童生徒数将来推計調査の結果に基づき，通学区域の見直しを含めて検討してまいります。

６点目の，小中一貫教育及び教育長の教育方針と考え方についてであります。

小中一貫教育を行うには，小中学校施設一体型での教育が望ましいと考えております。当町では，小中学校が別校舎であることから小中一貫教育を行った場合，児童生徒の習慣の違いや小中学校間の移動のため，教職員の負担が大きくなることが考えられます。このため，実際の教育現場で小中一貫教育を導入するのは難しいと考えております。

町では，小中連携推進のために，小中学校間の理解を深める研修会を毎年開催し，中学校区ごとの連携を強化しております。また，教育方針と考え方については，「教育は人なり」の観点から，優秀な教職員を確保し，また育てることが，子供たちの今後の成長につながると確信

しております。今後も，学校教育の充実に努力してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午前１１時５９分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは再質問を，午前中に引き続きましてさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まずもって，現在指定校変更している阿見町の件数をお教えください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

全部合わせまして76件となります。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それの内訳，理由をお聞かせください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

学期途中が１件，最終学年を理由にするものが６件，帰宅後に保護監督者が不在のための理由が４件，きょうだいが在学中のためが１件，転入・転居予定のためが３件，身体的な理由が１件，あと部活動を理由としているものが２件となってございます。

その他58件として，第二小から阿見小学校への指定校変更及び小規模特認校である君原小への指定校変更している方がございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。そうすると18名が，第二小と君原小以外にいらっしゃるということですね。

先ほど朝日中学校区児童生徒数将来推計調査をしているということですけれども，どういった調査をされているのかお聞かせください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

朝日中学校校区児童生徒数将来推計調査につきましては，12月末までの予定で，今回，荒川本郷地内の宅地開発が大変進んでおりますので，本郷小学校区及びあさひ小学校区を中心に，将来に向けての適正な義務教育施設や保育施設の検討を行う資料とするために，阿見町の児童生徒数について，今後20年程度の将来推計を行って，その中で本郷小学校区及びあさひ小学校区の児童数の推計を行うものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。12月には調査結果が出る見込みだということでありますけれども。そうしますと，その調査結果を基に，どんな見直しを具体的にしていくのでしょうか，お聞かせください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　まだ調査を実施中のため，見通しとはなりますけども，本郷二丁目と上本郷の一部地区の現在かかっております制限解除，及び全体を見通した中学区域の見直し等を含めた検討を行います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。その制限を解いていくということに対して，そういった根拠がないとということでやっていただいているとは思うんですけれども。そうしますと，その後どういった経過で今後の取組を。お聞かせください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　本調査の委託期間が12月末までぐらいですので，その後の取組としましては，来年度になろうかと思いますけども，学校再編検討委員会を立ち上げまして，今後の町全体の通学区域の見直し等を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。検討委員会をしっかり開いて，また決めていかれるということで，確認いたしました。

そうしますと，先ほど第１点目でもお聞かせいただきましたけれども，かなりの数の指定校変更を出しているお子さん，家庭がいらっしゃるということでありますけれども，第１点の答弁でも聞かせていただきましたけれども，非常に今現在，そこにちょうど立ち会っている御家庭，お子さんは大変ナイーブであるし，相当デリケートな問題でも……。そういう線引きはあ

るんですけれども，夜が眠れないとか，お子さんがずっと泣いているとか，精神不安症にとか，いろんな状況がございます。

もちろん教育委員会のほうで懇切丁寧な相談に乗っていただいているかと思いますけれども，やはりお子さんの一生でございます。当然そういうことを加味しながら，十分に検討事項に入れていただくことを，変更制度の，そういった指定校の柔軟ということに関しましては，決まった許可基準内で判断していくとは思うんですけれども，その中にあって，しっかり聞いて御相談をしていただければということを，私のほうからは切に切に要望申し上げたいと思いますので，よろしくお願い申し上げます。

そして，そうなりますと，あさひ小と本郷小と朝日中の教室は，現在何室まで対応できる状況になっているんでしょうか，お聞かせください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

あさひ小学校には現在普通教室が29教室あり，うち23教室を通常学級として，６教室を特別支援学級として使用してございます。これに加えて普通教室に転用可能な教室は２教室ほどございます。本郷小学校には現在普通教室が17教室あり，うち13教室を普通学級として，４教室を特別支援学級として使用しています。これに加えて普通教室に転用可能な教室は３教室ほどございます。

朝日中学校ですが，現在普通教室が18教室，うち14教室を通常学級として，４教室を特別支援学級として使用してございます。これに加えて，普通教室に転用可能な教室は６教室となってございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございました。そうしますと，あさひ小学校が２教室キャパがあると。本郷小は３教室，また朝日中は６教室が，今のところ転用可能な教室はあるという状況ということは分かりました。

そうしましたら，その教室が確保できなくなるおそれが，当然今出てきているということでございますけれども，今後はどのように対応していかれるのか，お聞かせください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　最終的には推計調査の結果を基に判断することになるところですけども，教室数が不足する場合に考えられる対処としましては，まず本郷小学校には今，児童クラブに貸与している教室，増築校舎４教室ほどございます。そちらを返却していただく。ほかには，先ほど申しましたように通学区域の再編によって，学

校を変えてもらうという部分を検討したいと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　そうしますと，この足りない教室，また児童クラブの貸与増築校舎を４室返却してもらうというのは，ちょっとただごとではないなと，今一瞬思ったんですけど。この辺もしっかりとまた代替をしていくということは，私のほうからも，ここ課が違うんですけれども，それはお願いしたいところでございます。

また，政府のほうでは少人数学級制度の強化といたしまして，茨城県では小１・小２が35人学級ということで，県は国よりいち早くなっておりますけれども，今年から2021年度から５年かけて，公立小学校の１クラスの人数を40人から35人以下へ段階的に引き下げるということを決められておりますけれども，当然御存じだと思うんですけれども，新型コロナウイルスの対応として，そういった声が高まったということで伺っております。

こういったことからも，この今出た空き教室というのは，このことも踏まえたものなのかどうかということと，今後そういったことも触れると，かなり厳しくなるのか，その辺お聞かせください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　先ほど来のあさひ小学校，本郷小学校，朝日中学校，ともに児童生徒数が増加していくことが見えていますので，それについては教室数が不足するというのは，簡単にといいますか，考えられるところでございます。35人学級に対する教室数とかの検討につきましては，当然推計の中でも，それを見込んだ上での学級数がどれぐらいと，教室数の必要数を考えて検討しておりますので，その辺は考えてございます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。近い将来，こういった背景も考えますと，本郷小，また朝日中ということで，小中一貫校ということも今後は考えられるのではないかなと私個人的にも思う次第でございますけれども，その辺はいかがでしょうか。

町長，何か。急に振ったりしてすみません。御答弁をお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　小中一貫ということでございますけれども，先ほどお話がありました朝日中学校区の児童生徒の将来設計調査というのは12月いっぱいで終わるということで，これは前から倉持議員が一般質問をされておりました。二丁目の問題，これもやはり８月31日で区切りを切ったみたいな，こういうことをやってしまっていると。これは何とか直さなくちゃいけ

ないという思いがございます。しかしながら推移，今ゼロ歳児の方が小学校１年生に上がるのは分かるけれども，家族を連れてくる人たちが分からないということでこの調査をやっているわけですね。

そういった中で，小中一貫というようなお話でありますけれども，ちょっと時期を逸したんじゃないかと私は思っています。やるのであれば，あさひ小学校をつくる前に一度考えなくてはいけなかったのではないかなというふうに思います。朝日中を小中一貫でというようなことで，かなり老朽化も校舎もしていますし，そういった中でやったほうがよかったのではないかなという思いはあります。ただもう終わってしまっていますので，この調査によって，朝日中地区全体のこれからの推移を見て，この在り方を考えていかなくちゃいけないというふうに思っています。

これは小中一貫ということではなくて，もう１つ学校が必要ではないかなんていうこともあります。そういったことでできるだけお金をかけないで，きっと恐らくそのいっときのお話だと思いますので，そこをどうやって運用していくかということは大事なことです。ただ，一番大切なのは，通う子供たちのことを考えなくちゃいけないので，その辺のところもしっかりと考えた上で，これからはやっていかなくちゃいけないということで，担当課には話してある次第であります。

ですから今，小中一貫というのは，ちょっと今の時点では。結局，中学校小学校が離れて小中一貫というわけにはいかないので。一体型のということになると，ちょっと厳しいのではないかなと。ただ将来は，今，阿見町の状況を見ると，３中学・３小学校みたいな形になっていくのではないのかなという思いはありますけれども，それはもうずっと先の話でというふうに思っています。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変ありがとうございました。将来の展望もお聞かせいただきましたので，阿見町がどんどん栄えて，また子供たちが本当に住みよい町，また環境をつくっていくことが私たちの使命だと思いますので，一緒につくり上げてまいりたいと思いますので，よろしくお願い申し上げます。大変にありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは，次の質問に移らせていただきます。

動物愛護及び地域猫の対策について御質問させていただきます。

質問に当たって地域猫活動について調査を行いましたが，どの自治体も大変苦戦しておられます。室内で飼っている猫の寿命は10年以上でありますけれども，飼い主のいない猫の寿命は

５年から６年であります。生まれて半年もたてば赤ちゃんを産むことができ，そしてその数は一向に減ることがありません。１年間に二，三回，１回に２匹から８匹を出産するということでございますから，実際，阿見町においても，飼い主のいない猫がもたらす不快な鳴き声，また，ふん害，また餌の放置による悪臭や，住宅の庭や畑の排せつ物による被害等により，住民間のトラブルが深刻になっている地域は，現に阿見町にもたくさん存在しているわけでございます。

不妊去勢手術が進めば，現在起きている問題の解決につながることになります。地域にいる飼い主のいない猫，全てを不妊去勢手術することができれば数年後には，飼い主のいない猫ゼロ地域の実現も可能となります。これには基本的には不妊去勢をどのように進めるかがポイントになってまいります。そこで質問いたします。

１点目，阿見町では地域猫の不妊去勢手術は県の地域猫活動推進事業を使っておりますけれども，令和元年には７か所で28枚の手術券，そして令和２年には14か所で155枚の手術券を活用した実績があります。が，今後さらなる手術費用の助成制度の確保をすべきではないかと考えるところでありますが，町の御見解を伺います。

２点目，餌をあげることには賛否両論ありますけれども，飼い主のいない猫への餌やりは猫と関係を深める第一歩であります。しかし，無責任な餌やりの防止の啓発や周知について，詳しく答弁を伺いたいと思います。

３点目，一定区域内の飼い主のいない猫や，また地域猫の不妊去勢手術を計画的，また集中的に実施して，効果的な繁殖抑制に取り組んでいくことが大切であります。要望のあった全ての地区で進めていくことが重要であります。その取組を明確にした阿見町人と猫との共生に関する条例を制定してはどうでしょうか，お伺いいたします。

４点目，広島市では，地域猫活動のガイドライン等をあらかじめ準備，公表し，行政として地域の事前の説明会に市の職員が立ち会って，説明も行っております。地域コミュニティが抱える課題といたしまして，行政の支援を背景に市民と一体となって実施する地域猫活動で，飼い主のいない猫も減ったと伺っております。広島のような取組を参考にしていくべきではないかと思いますが，御見解をお伺いいたします。

５点目，阿見町では，飼い主のいない犬，猫保護頭数は，昨年は犬が７頭，猫が66頭，動物愛護協会では，保護した犬や猫をできるだけ多くの新しい飼い主へ譲渡する活動も行っております。ふるさと納税のメニューに返礼品なしで，阿見町の犬，猫の幸せを応援する事業を追加できないものでしょうか，伺います。

６点目，災害時，災害の状況によっては，飼育動物とともに避難を余儀なくされる場合があります。避難所へのペット同行避難から同伴避難にしてはどうでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　難波議員の，動物愛護及び地域猫の対策についての質問にお答えいたします。

１点目の，地域猫の不妊去勢手術について，今後さらなる手術費の助成制度の確保についてであります。

茨城県地域猫活動推進事業は，飼い主のいない猫の過剰繁殖やふん尿被害等を防止するために，地域住民などの活動者が主体となり，一代限りの飼養や新たな飼い主探しにより飼い主のいない猫をなくしていく活動を支援するものであります。この事業では不妊去勢手術に係る費用に対し，１頭当たり，オス猫7,000円，メス猫１万円の補助金が交付されます。一方，補助金は，県の予算の範囲内で交付されることから，当町において交付される補助金は，他市町村の交付状況の影響を受けることになります。

そのため，町では，令和３年８月17日，公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」に行政枠として登録いたしました。この事業の利点は，頭数の上限設定がなく，不妊去勢手術に係る費用が全額支援されることであります。今後は，こちらの事業を利用してまいります。

２点目の，無責任な餌やり防止の啓発や周知についてであります。

猫は繁殖力が強いため，無責任な餌やりは，集まった猫の間で飼い主のいない不幸な猫を増やす行為となります。町では，町動物愛護協議会と連携を図りながら，看板の配布，広報紙，回覧，ホームページにより啓発，周知に取り組んでまいります。

３点目の，阿見町人と猫との共生に関する条例の制定はどうかについてであります。

人と猫との共生に関する条例が制定されている自治体の１つに神戸市があります。神戸市における条例の内容は，飼育放棄された飼い猫やその子孫が増えたため，ふん尿による悪臭の問題を引き起こしているほか，無責任な餌やりが住民間のトラブルの原因となっていることから，快適な生活環境を維持するための方策を定めたものであります。

その実施方法は，神戸市人と猫との共生推進協議会を組織し，地域猫活動への支援制度と連携した繁殖制限事業，譲渡の推進に関する事業等を実施するというものであります。

なお，町では，阿見町動物の愛護及び管理に関する条例を平成25年度から施行しております。県内で２番目の制定となり，人と動物とが共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的にしております。

神戸市の条例は，飼い主のいない猫に限定した内容となっておりますが，基本的な趣旨は類

似していると思われますので，町としては阿見町動物の愛護及び管理に関する条例により，人と猫との共生を推進していきたいと考えております。

４点目の，広島市における，地域猫活動のガイドライン等による取組を参考にしていくべきについてであります。

広島市の地域猫活動ガイドラインは，地域団体と行政が協働して不幸な猫を減らし「人と猫が共生できるまちづくり」を進めることを目的としております。市の役割は，制度についての説明及び動物管理センターの獣医師による不妊去勢手術となっており，その他，活動の周知，猫の捕獲，搬送等は，地域団体の役割となっております。飼い主のいない猫に関する一連の問題が，当ガイドラインのみで完結する構成となっております。

しかしながら，町では，獣医師を配備し，犬猫に特化した部署である動物管理センターを整備する計画はございませんので，当面は，茨城県地域猫活動推進事業及びさくらねこ無料不妊手術事業の活用のほか，阿見町動物愛護協議会と協働することにより地域猫活動に取り組んでいきたいと考えております。

５点目の，ふるさと納税のメニューに，返礼品なしで阿見町の犬，猫の幸せを応援する事業を追加できないかについてであります。

ふるさと納税の寄附金の使途に，「阿見町の犬，猫の幸せを応援する事業」を追加することについては，寄付金の具体的かつ詳細な使途や上限額設定等の面で調査研究を行ってまいります。

６点目の，ペット同行避難から同伴避難にしてはどうかについてであります。

災害時に優先的に開設する避難所は中央公民館等の６か所となっております。そのうち，ペット同行避難所として受入可能な避難所は，中央公民館と舟島ふれあいセンターとなっており，ペットの避難所としては，別棟の車庫となっております。

同行避難から同伴避難へと移行するためには，犬や猫を好まない人への対応，人とペットの動線，使用する部屋の位置関係，動物に関する施設の利用基準等の課題を整理していかなければなりません。このように，ペット同伴避難所の設置のためには，一般避難者とペット同伴避難者の明確なエリア分けが必要と思われますので，当面は，同行避難での御協力をいただき，同伴避難については，今後の課題として検討していきたいと考えております。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　それでは，再質問させていただきます。

茨城県地域猫活動推進事業の内容を説明していただきましたけれども，地域猫活動の取組に関しまして条件があるのかどうか教えていただきたいことと，また，その取組の作業内容ですね。どういったことにすれば当てはまるのか，その辺をお伺いします。よろしくお願いいたし

ます。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

まず，地域猫活動を取り組むための条件ということでございますけども，１つ目は地域住民，ボランティア，そして動物愛護推進員等で構成されたグループであることが条件になります。

次に，２つ目としましては，地域住民が主体であることから，２世帯以上の地域住民の方々がグループに入ってもらうということになります。

また，３つ目としましては，事業に協力してくれる動物病院があるということ。

このような３点が条件となってくると思われます。

もう１つの地域猫活動の作業内容についてでありますけども，いろいろな役割分担がございまして，例えば連絡調整をする人，餌を与える人，トイレの清掃する人，捕獲器の設置をしたり管理をする人，猫の不妊去勢手術を施すための動物病院に猫を搬入する人，活動地域の見回りをする人，そして最後に飼い主を探す人など，そういう役割を決めて作業を行っているというのが作業内容となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　阿見町にはそういった，現在令和３年度で地域猫活動を行っている場所はございますか。御説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

こちらのほうでは把握している地域猫活動を行っている場所というのは，現在６か所となっております。地域的には，茨大の農学部，上本郷，上郷，下本郷，廻戸から曙東，立ノ越地内の６か所となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　ありがとうございます。これは令和３年度だけでしょうか。ずっと続いていた状況はどうなんですか，分かる範囲で。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

ただいま申し上げた地域は，令和３年度だけの地域となっているそうでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。毎年この地域猫，県の事業に関し，県から直接決まった不妊治療手術券が来ますけれども，毎年それは違うということでよろしいですか。毎回毎回申請するということで。確認したいと思います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

　県の手術券ですけども，毎回の申請となっております。

　以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。それでは，さくらねこ無料の手術事業は，頭数の上限がないわけでございますけれども，この不妊去勢手術にかかる費用が，全額公益財団法人どうぶつ基金から支給であるということでありますので，町には負担がないという事業であるわけですけれども，これをどんどん進めてもらいたいとは思うんですね。県には上限がありますので。

　これ，阿見町内の動物病院で，このさくらねこ無料不妊手術事業による不妊去勢手術を受ける，そういう獣医の病院というのはございますでしょうか。なければ，どの辺にあるのか，お聞かせください。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

　このさくらねこ事業でございますけど，こちらのメリットとしましては，手術費用が全額負担していただけることございますが，逆に少し不便な面もございまして，これの手術を受けられる動物病院というものが町内にはございません。近隣では，土浦市と牛久市に１か所ずつあるというような状況でございます。ですので，そちらのほうへ猫を搬入するというような状況になっております。

　以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。そうしますと，阿見町に地域猫活動があって，そこの病院に運ぶということになるかと思うんですけれども，そのスケジュールって，どういった形で。連絡とかあると思うんですけれども。お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい。事業のスケジュールでございますが，スケジュールとしましては，順を追っていきますと，まず初めにボランティア等の方々が現地調査を行いまして，飼い主がいない猫の頭数を把握したりして，町の生活環境課のほうへ報告いたします。

その次に，ボランティアの報告により，町のほうでどうぶつ基金のホームページのほうから申請を行いまして，手術券のチケットを頂きます。そして，それをボランティアの方々に交付するというふうになります。

次に，飼い主がいない猫を捕獲する日が決まりましたならば，ボランティアの方々で，捕獲場所周辺の家に猫捕獲のお知らせ文を配布したり，その後猫を捕獲して，協力病院のほうへ連れていきまして，不妊去勢手術を行います。そして手術が終わった後，捕獲した場所にまた猫を戻すというような手順になります。

手術費用のほうにつきましては，動物基金から手術病院のほうへ支払われます。そして一連の事業が終わりましたならば，町のほうで動物基金のほうへアンケート回答すること。これが一連の作業となっております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　これ，すばらしいシステムですので，ぜひこれを使って阿見町の，本当にそういった罪もない動物，猫を，本当に幸せの方向へ導いていただきたいと思いますので，よろしくお願いしたいと思います。

そして，先ほどから神戸市人と猫との共生に関する条例と，阿見町の動物愛護及び管理に関する条例は基本的には趣旨が類似しているという説明がございましたけれども，飼い主のいない猫の対応に関しては，何らか示していただきたいとは思うんですね。条例には阿見には載ってないかと思うんですけれども，既存の条例を改正して，その中でしっかりと飼い主のいない猫をこのようにということも盛り込んでいただきたいと思うんですけれども，お考えはいかがでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

神戸市の条例の主な内容は，地域猫活動になっております。町の地域猫活動につきましては，現在，先ほどから申し上げているような，茨城県地域猫活動推進事業，並びに今年度から始めましたさくらねこ無料不妊手術事業により，地域猫活動を行っております。そのため，早急に条例改正をして行う必要はないと考えております。

そしてまた，条例改正につきましては，町としての今後の必要性を見ながら判断していきたいと考えております。ただし，人と猫との共生に関するガイドラインというものを他市町村でつくっているところがあります。そういうものにつきましては，現場で活躍していただいている町の動物愛護協議会の方々や，動物愛護協力員の方たちと相談しながら，そういうものを作成していこうというふうなことは考えております。

以上です。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。今，ガイドラインはしっかりつくっていくということで，そうしましたら広島のようにその役割分担をしっかり明確に分かるようにしていただくということでよろしいんですかね。ガイドラインということは。再度，お伺いします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　そうですね，ガイドライン上で，やはり役割分担というのは決めておいたほうがいいと思いますので。ただ，その役割を担う人たちの意見も聞いて，そちらのほうは作成をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　分かりました。ぜひ皆さんの意見を聞きながら，しっかりしたものをつくっていただければと思います。お願いいたします。

そして，ふるさと納税についてでございますけれども，調査研究を行うという説明がありました。その調査研究の内容を詳しくお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

ふるさと納税についての調査研究ということでございますけども，ふるさと納税の使い道の対象は例えば，飼い主のいない猫に限定するのか，それともペットも含めるのかとか，猫のみにするのかそれとも犬も含めるのかとか，不妊去勢手術の町補助金の額を変更するのかとか，年間の上限額や目標額の設定をどのくらいするのかとか，などが考えられると思います。また，不妊去勢手術の町補助金の額を変更する場合には，町補助金適正化委員会等への諮問も必要となります。

以上のようなことなどを，他市町村もやっているところがありますので，そちらのメニューの名称や，納税する金額，また使途，それらを参考にしたり，また町独自で考案したり，また金額のほうも試算しなければいけないと思います。そういうものをしていくということで，調査研究ということで，まず始めさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　よろしくお願いいたします。やっているところにこれからお尋ねして，しっかりいいものをつくっていただけると思うんですけれども。もう本当に３か月ぐらいで取手市は465件，600万円が集まってきたということで。よそのところ，みんな３桁単位で，本当に使ってくださいという，返礼品は要りませんということを聞いた次第なんですけれども。

それで，ふるさと納税の使用先といたしまして，まだ始まっていないんですけれど，こんなのがいいんじゃないかということで，動物愛護協会で，ちょっと早過ぎるんですけども，つらつら挙げられましたので，聞いていただければと思います。どこまで要望がかなうのか分かりませんけれど。

まずもって動物愛護ボランティアの方がおります。自腹で犬や猫の面倒を見ております。その方々のワクチン代，また餌代，そしてまた飼い主のいない猫によっては，迷惑を受けている方がもう町にはたくさんおります。苦情が何件入ってきているのか聞きたいぐらいなんですけれども。そこにネット，柵の設置費用ですね，そういうことも必要ではないかという案が出ました。あとは同伴避難場所の確保が難しい場合には，同行は町はようやくつくりましたけれども，その場所がないということで，同行になってしまっておりますけれども，外へのテント，そういったものも考えてもらいたい。

そしてまた，不妊手術の助成の拡大。もう家猫の場合は，今，申し訳ないんですけれど4,000円と3,000円ですよね。２万円かかるわけですね。それで，なかなか厳しい現実があるので，そういったことも入れていただきたいということ。そしてまた，人も猫も共に暮らしやすいまちづくりのために考えていただきたいという御意見も頂戴しております。

本当に猫，犬だけじゃなくて，この町ぐるみで，本当に理想的な……。これからは，本当に譲渡会やりましても，こんなに猫にしても，近隣から――埼玉・千葉から阿見町に足を向けて来るという，この異常というか，これほど動物……。異常というか喜びというか，本当に全て譲渡があるという現実が。このコロナ禍によって家にいる方が非常に多いということで，１頭を９人でくじ引をして持っていくという，そのくらい現実あるんですけれども。そういった，人間じゃないんじゃないって嫌う人もいるかもしれませんけれども，動物なんか大嫌いって。

そうじゃなくって，これからはお年寄りもやっぱり一人家族が多いので，そういう方たちも猫とともに幸せ，犬とともに幸せな暮らし，みんなが幸せになるような観点を，もうみんなで共有していただきたいということで，今回は質問させていただきました。

不可能かもしれませんけれども，将来は動物愛護センターの施設の建設も，もうぜひぜひお願いしたいということで，そういう場所がなければ，そういう古い校舎とか，お願いしたいという案も，一応提案させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは，次の質問なんですけれども，ふるさと納税の返礼品なしという条件でやってはどうかと提案させていただきましたけれども，やはり納税者に対して，その方たちに何らかの，記念品はないと思うんですけれども，感謝状とか，そういうことは考えられないのでしょうか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

ふるさと納税をしてくれた方々に，やはり返礼品なしということで始めるものでございますということなので，感謝状とまではいきませんけども，もし実施するということになれば，ふるさと納税をしてくれた方々に，お礼状，そういうものは出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　心温まる，家に飾っておくかもしれませんので，ぜひぜひよろしくお願いいたします。

また，ふるさと納税のことは分かりましたけれども，早急に調査研究も行っていっていただけるものと思いますけれども，終着点というか，遅くても来年度，今，令和３年ですけれども，令和４年度中にはそういったメニューが加わることを期待しております。よろしくお願いいたします。

次に，ペットの同行避難を行う考えについては分かりました。その同行避難のマニュアルは作成されておりますでしょうか。災害時にはスムーズな避難所運営ができる上からも，作成していないのであれば，ぜひぜひそういったことも必要かと思いますけれども，お伺いいたします。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

ペットの同伴の避難者につきましては，町の地域防災計画というのがございます。そちらのほうに，基本的な対応方法を記載しておりますが，実際の対応マニュアルまでは現在作成しておりません。内規で，実施要領的なものは作成しております。ただ対外的に出すものはつくっておりませんので，今後，町のほうでは防災の担当部署である防災危機管理課，それと施設の管理者，そして現場を受け持つ災害のときの避難班，そしてまた町の動物愛護協議会等々の方々と連携を図りながら，同行避難についてのマニュアル，そういうものを作成していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　14番難波千香子君。

○１４番（難波千香子君）　大変にありがとうございました。

以上で私の質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，14番難波千香子君の質問を終わります。

次に，２番落合剛君の一般質問を行います。

２番落合剛君の一般質問を許します。登壇願います。

〔２番落合剛君登壇〕

○２番（落合剛君）　皆さん，こんにちは。立憲民主党の落合剛でございます。本日最後の一般質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

早いもので2021年も残すところ３か月半となりました。新型コロナの影響で，様々な行事が中止や延期等となり，季節感を感じることが難しくなっております。特に，子供たちにとっては一生に一度のイベントが従来の形で行うことができないなど，大人の責任として，町民一人ひとりが子供たちに一日も早く日常生活を取り戻してあげたいという思いで，日々努力を重ねているところではございますが，国政では，コロナ対策よりも総裁選の権力闘争に熱が上がり，総裁選ではなく，もっともっとコロナ対策にエネルギーを割いてもらいたいという思いの国民も少なくないのではないかと思います。派閥の前に党があり，党の前に国家国民があるということを忘れてはいけません。

全国的にも，新型コロナウイルスのワクチン接種率が増えてきておりますが，まだまだワクチンを接種できていない人たちがいるのが現状であります。立憲民主党としても，国民の皆様が，茨城県の皆様，阿見町の皆様が一刻も早くワクチンを接種し，安心して日常を過ごせるように，自身のできることを，この阿見町から発信してまいりたいと思っております。

ただ，シンガポールのように，国民の接種率が高くなっていても，コロナが蔓延してしまうという例がありますので，ワクチンを打ったからといって気を緩めずに，未知の感染症という気持ちを持ち，気を緩めずに，このコロナという100年に一度の国難を国民の力を集結して乗り越えなければならないと痛感しております。

さて，今回はコロナ禍における阿見町の教育に関しての一般質問を行います。

それでは，通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

教育長の３年間の教育行政の総括についてお伺いいたします。

教育委員会は，学校その他の教育機関を管理し，学校に関する事務を行い，社会教育，その他の教育，学術及び文化に関する事務を管理し，これを執行いたします。地方公共団体における教育行政は，教育基本法の趣旨にのっとり，教育の機会均等，教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られることを基本理念とし，また阿見町では，湯原正人教育長を筆頭に４人の委員をもって教育委員会が組織されております。

その中で，湯原正人教育長の任期は平成30年の10月11日から令和３年10月10日までとなっております。

以上のことを踏まえ，質問いたします。

１，３年間の全体的な活動の総括について伺います。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願

います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　まるで私が否決されるのを予期していたかのような落合議員の質問ですけれども，謹んで答弁をさせていただきます。

その前に，もう１つだけ。ここにはないことですけれども，昨日の否決の際に反対討論がありませんでした。これは，私はどういうふうに考えていいのか，自分のことが分かりません。ただ，９人の方がそれに賛同したわけでして，多分，湯原は気に入らないというようなことだったのかなというふうに自分は解釈しております。後からでもいいですので，もし話していただけることがあれば，ぜひ教えていただきたい。

それでは，答弁に入ります。

一言で申し上げますと，非常に充実した３年間でした。全員協議会の席上で「ちょっとパンチの効いた教育長を目指します」と，話したことを思い出します。町長と連携を深めながら，学校教育と生涯学習の充実に力を注いできました。

学校教育に関しましては，「教育は人なり」の観点から，教職員の人事，特に優秀な管理職や教員を確保すること，教職員を育てることに努力してまいりました。これらは教育長に与えられた特命であります。おかげさまで，町立小中学校10校では，安定した学校経営がなされていると思っています。

生涯学習については，コロナ禍により満足できる取組ができませんでした。特にこの２年間は，多くの事業を中止せざるを得ない状況が続き，生涯学習は後退してしまったのではないかと危惧しております。「いきいき学びの町ＡＭＩ」の実現を目指し，さらに今日的な課題である脱孤立への取組を進めていかなければなりません。

課題を全てクリアすることはできませんでしたが，一つ一つ正面から正々堂々取り組んでまいりました。議員各位の御指導，御協力に心より感謝を申し上げます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　御答弁ありがとうございます。

それでは，再質問のほう入らせていただきたいと思います。

今回教育長の教育行政の統括，総括に関しては，この３年間の中で前教育長のほうから引き継いだ事業ではなくて，湯原教育長自身が御自身で取り組んだ課題や事業等はどのようなものがありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

主なものといたしましては，教職員の人事における優秀な教員の確保と育成，新入生入学祝い品事業の開始，君原小学校小規模特認校制度の導入，不登校対策指導員の配置，学校閉庁日の拡充，２学期制の導入などとなっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　ありがとうございます。いろいろ様々な事業に取り組んでいただいたかと思いますが，もう１つコミュニティ・スクールに関してなんですけども，今現在どのような状況にありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

コミュニティ・スクールにつきましては，今年度，阿見第二小学校をモデルとしましてスタートいたしました。７月28日の第１回学校運営協議会，これ，コミュニティ・スクールのですけども，コーディネーターを中心に，児童の登下校の安全確保や，スクールサポーターの活動の確認など活発な意見交換を行ってございます。今後はさらにほかの学校にも波及するように，ちょっと検討をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　ありがとうございます。こういった新しい取組というのも，この阿見第二小だけではなく，いろいろなこれから阿見のほかの小学校などでも取り組んでいただければと思います。

それでは，２つ目の質問のほうに入らせていただきたいと思います。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　では，２つ目の質問のほうに入らせていただきたいと思います。

２つ目は，緊急事態宣言下の小中学校のオンライン授業の対応についてお伺いいたします。

茨城県には，緊急事態宣言が発令され，阿見町の小中学校は９月１日から９月12日までの間，休校という形になりましたが，先日９月９日に県からの通知を受けて，９月13日から９月26日まで休校が延長する措置というものが取られました。他市町村では学校からの課題や「いばらきオンラインスタディ」やその他の教育コンテンツを行うだけではなく，双方向によるオンラインの授業を行っている学校等もあります。

その中で阿見町の対応についてお伺いいたします。

１，休校中の阿見町の対応はどうか。

２，インターネット環境が整っていない家庭に対して，どのような対応を阿見町は取ったか。

以上，答弁のほうよろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君。

○教育長（湯原正人君）　１点目の，休校中の阿見町の対応はどうだったかについてであります。

当町では，夏休みの課題等の提出を受け付けるとともに，臨時休校中の課題として，年間で使用しているドリルや問題集等のほか，学習プリントの課題を配付いたしました。また，学習者用タブレットの持ち帰りを実施し，活用例として，家庭学習サービス「ｅライブラリアドバンス」の使用，「いばらきオンラインスタディ」や「ＮＨＫ　for　School」を活用した学習をするよう指導しております。

２点目の，インターネット環境の整っていない家庭に対してどのような対応を阿見町は取ったかについてであります。

インターネット環境が整っていない家庭に対しては，児童生徒がインターネットに接続するために登校し，オンラインでの自主学習ができるようにしました。また，家庭で学習できるように「ｅライブラリアドバンス」のオフライン版を学校でダウンロードし，インターネットに接続しなくても学習できるように設定いたしました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　答弁ありがとうございます。

では，再質問のほうさせていただきたいと思います。

緊急事態宣言下の小中学校のオンライン授業の対応に関しては，私自身が議員になって初めて一般質問をさせていただいたときに，Wi-Fiのルーターのリースであったりとか，オンライン授業の整備に関しての質問をさせていただいたと思うんですけれども，そこから大体約今１年半たった現在，茨城県の中で緊急事態宣言が発令されて，阿見町でも休校の措置が再度取られた状況ではありますが，前回のそういった休校のときの対応に関して，違う点などは何かございますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

前回の答弁以降，変わったところといいますと，まずオンライン授業を行えるインフラの整備はかなり整備されてございます。１人１台の端末の導入，あと校内ＬＡＮの高速大容量化とか無線化，インターネットに学校から直接接続できるようにしたとか，あと教師のタブレットの整備等も終了してございます。モバイルルーター等の導入やリースにつきましては，今現在まだ検討中でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　もう１年半もたつと，たくさんいろんなものが導入されて，いろいろ改善とかされていったと思うんですけども，そういったコロナにおける交付金だったりとかで，こういった学校のインフラの設備等が整ったと思うんですけども。また，先ほど検討されているとおっしゃっていたルーターのリースだったりとか導入とかというのを，交付金を使って活用するという考えとかというのはなかったのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

Wi-Fiルーターの貸出しとかも国庫補助とかの制度もございましたが，現在町の考え方として，それを誰に貸し出すのか，どう管理するのか，それはまだ検討されている途中でございますので，そちらの交付金等を充てる見込みが立っていなかったので，今回まだ検討中ということになってございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　ありがとうございます。本当に感染状況もずっと長々と延びてしまって，子供たちの学習に関してというのも，いろいろ滞っている場面とかというのも多くあると思いますので，こういったところの検討に関しても一刻も早く決めていただいて，よりよく子供たちがさらに学習意欲がなくならないようにじゃないですけども，そういった設備整備とかというのを整えていただければと思っています。

ほかに，インターネット環境のことに関しての再質問なのですが，阿見町の小中学校の全家庭のほうに，保護者に対して，各家庭にインターネット環境のアンケートのメールを８月25日に行われたと聞いたのですが，25日って緊急事態宣言前の結構ぎりぎりのタイミングで行われてしまったと思うんですけども，なぜこれ，ここまでぎりぎりのタイミングになってしまったのか。ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

この検討の時期がこの時期，ぎりぎりという印象を受けられると思いますけれども，先ほど申しましたように，このルーターに関してはどうするかというのを検討中の段階でございまして，今回もまたコロナの休校ということも，偶然というか，それも重なってきましたので，急ぐ必要があるのかとか，そういうことも検討を，また再度重ねているというところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　結構，何でしょう，言い方悪くなっちゃうと思うんですけど，悪い意味でタイミングが重なってしまったというふうにお見受けしました。ということで，ここに関してもそうです，先ほどお話ししたとおりにちょっとここを早急に判断というか，そういったところというのは進めていっていただきたいなと考えております。

オンライン授業のことに関してなのですが，周辺の各市町村，例えば守谷とか牛久，つくば市とかでは双方向でのオンライン授業というのが行われております。これって休校する前からテスト段階みたいな形で，事前に双方向のオンライン授業などを訓練的に行っているという小中学校はあったのですが，阿見町において，今後双方向のオンライン授業を行う考えというのはありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

今回の休校中の間でも，各学校と家庭と，一応テストみたいなことを行えるように，それは学校ごとに考えて行っています。行く行くは双方向でできるようにという。あと，先ほどの話のモバイルルーターの件も検討して，それでクラス全員が参加できるような体制づくりにどんどん向かっていくものと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　ちなみに具体的にいつ頃までにとか，そういう，事前にテストも含めて，本番で初めて双方向のオンライン授業をやってみようとかというのも，行われるという形の。午前中のこまだけでも双方向でやって，午後は自主学習という，結構やっている小中学校というのが県内ではあるというふうにニュースの記事等でも拝見しまして，そういったのも，やるに当たっても大体どれぐらいから始めていくという具体的な日程だったりとかというのが，ありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　その具体的な時期というのは，まだめどが立ちませんので，今現在は学校の先生方の指導というか，そちらのほうが。取り残されるクラスがないような形で，同じ時間，時期で同じことができるような感じを考えていますので，ちょっと時期のほうはまだ検討中でございます。

○議長（久保谷充君）　２番落合剛君。

○２番（落合剛君）　確かにおっしゃるように，結構導入に関してというのも，なかなか準備

するまでというのを先生自身とか，学校自身とかも大変というのも，お伺いしているところでありまして，結構そういった初めてやる試みに関してというのは，事前に事前に，慎重に慎重に，土台を重ねて準備してやっていかないと，どうしてもどこかで不具合だったりとか不手際だったというのが出てきてしまうというところもあるので，こういったところも，まだ休校というのは一応今月の26日までという形になっていて，またいつなるかというのも分からない状況になっていると思いますので，こういったところも早急に整備のほうを進めていただければと思いますので，よろしくお願いいたします。

最後に，一般論というふうにはなると思うのですが，阿見町政は二元代表制であり，議会と行政は車の車輪に例えられると思いまして，議会がアクセル踏むことがあれば，ブレーキを踏まなければいけないというタイミングもあります。私自身も行政の追認機関と言われることがないように，阿見町民のために判断をしなければいけない立場であると考えております。議会と行政が切磋琢磨して，お互いの役割を認め合って，よりよい阿見町の実現のために汗をかいていくことが重要であると考えております。

今，我が国では新しく新型コロナウイルスの変異株が現在猛威を振るっているところであります。そして予断を許さない状況に国民の皆様全員が置かれている状況であります。この状況下に慣れてしまうということに関しては，緩みが生まれてしまうことだったりとかというのが，今現在最も恐れられていることだと考えております。コロナの治療を受けたとしても，後遺症として味覚が戻らなかったりだとか，嗅覚が戻らない方がいらっしゃったりします。本当にこれは大変恐ろしいことだと考えております。

一日も早い御回復をお祈り申し上げまして，本来楽しく明るく過ごす子供たちの学校生活というのが，こういった状況下におけると，今や幻のものになりつつあります。いま一度大人も自分たちの未来，そして子供たちの未来に向かって何ができるかを考えて活動をしなければいけないのではないかと考えております。私もその一人の大人としてできることを全力で取り組んでいきたいと思いまして，私の一般質問を終了させていただきたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，２番落合剛君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　２時０６分散会

第　3　号

〔　9 月 16 日　〕

令和３年第３回阿見町議会定例会会議録（第３号）

令和３年９月１６日（第３日）

○出席議員

１番　久保谷　充　君
２番　落　合　剛　君
３番　栗　田　敏　昌　君
４番　石　引　大　介　君
５番　高　野　好　央　君
６番　樋　口　達　哉　君
７番　栗　原　宜　行　君
８番　飯　野　良　治　君
９番　野　口　雅　弘　君
１０番　永　井　義　一　君
１１番　海　野　隆　君
１２番　平　岡　博　君
１３番　川　畑　秀　慈　君
１４番　難　波　千香子　君
１５番　紙　井　和　美　君
１６番　柴　原　成　一　君
１７番　久保谷　実　君
１８番　吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　長　千　葉　繁　君
副　町　長　坪　田　匡　弘　君
教　育　長　湯　原　正　人　君
町長公室長　建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
税務課長	安室公一君
生活環境課長	小笠原浩二君
道路課長	浅野修治君
学校教育課長	恵美和彦君
中央公民館長	煙川　栄君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第３回阿見町議会定例会

議事日程第３号

令和３年９月１６日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

一般質問通告事項一覧

令和３年第３回定例会

一般質問２日目（令和３年９月１６日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．飯野　良治	１．生活道路における安全確保について	教育長・町長
２．川畑　秀慈	１．次期「阿見町第７次総合計画」基本構想・前期基本計画と財政並びに阿見町の経済政策について ２．公民館・ふれあいセンターの災害時の避難所開設について	町　　長 教　育　長
３．高野　好央	１．実穀地区公民館整備事業は現在どうなっているのか	教　育　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては，十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対し簡明な答弁をされるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，８番飯野良治君の一般質問を行います。

８番飯野良治君の質問を許します。登壇願います。

〔８番飯野良治君登壇〕

○８番（飯野良治君）　皆さん，おはようございます。

通告に従い，生活道路における安全対策について，町長及び教育長に質問をいたします。

本年６月28日，千葉県八街市において，小学生の列にトラックが衝突し５名が死傷するという痛ましい事故が発生いたしました。この場をお借りして，亡くなられた小学生の皆さんの御冥福をお祈りし，御両親に対して心からお見舞いを申し上げます。

これを受けて，６月30日，通学路等における交通安全の確保と飲酒運転の根絶に取り組む閣僚会議が開かれました。８月４日には第２回の通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転

の根絶に関わる緊急対策が出されました。

阿見町議会においては，いち早く，議員が危険箇所の調査を行い，研修会や住民との意見交換会を開き，これまでの通学路点検では危険箇所として取り上げられてなかったところも地図上で明らかにし，町執行部に提言書，国に対しては意見書を取りまとめ提出をしました。

政府の緊急対策でも，見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など，車の速度が上がりやすい箇所等を追加し，新たな観点も踏まえた合同点検を実施し，地域の実情を踏まえた効率的，効果的な対応を行うとされています。

今回の質問対象幹線道路は県道土浦稲敷線です。

阿見町の３つの工業団地，福田，筑波南第一，阿見東部の通勤車両による渋滞が著しく，それを避けるために迂回し，近道として生活道路への進入が車の速度を含め危険度が増しています。代表的な渋滞箇所は実穀十字路から上長の信号です。渋滞の原因は，上長信号の福田工業団地方面への右折車両で，アウトレット方面への直進車両が進めず，県立聾学校付近までつながります。実穀十字路には，ひたち野うしく方面，荒川沖方面，阿見方面，龍ケ崎方面からの車両が合流するため，朝夕のラッシュ時の混雑は避けられません。

実穀・上長地区の子供たちは本郷小までバス通学ですが，バス停までは通学路を歩いていきます。通学路等における安全確保は緊急課題です。こうした状況の解決策について，ソフト面，ハード面から質問をいたします。

１点目，政府の緊急対策を受けて，阿見町としての具体的な対応を伺います。

２点目，議会から出された提言書はどのように具体化されますか。

３点目，９月末までに，学校，ＰＴＡ，道路管理者及び警察による合同点検，対策必要箇所の抽出を実施することになっていますが，進捗状況を伺います。

４点目，10月末までに合同点検で抽出した対策必要箇所の対策案の検討・作成の進捗状況を伺います。

５点目，第10次阿見町交通安全計画（平成28年度から平成32年度まで）は，交通環境の変化に対応していますか。令和３年度以降の指針は出されていますか。

６点目，ゾーン30をはじめとする低速規制ハンプ等の物理的デバイスの設置は，阿見町において何か所ありますか。設置予定があればお示しください。

７点目，第10次阿見町交通安全計画の「生活道路における安全確保」の中で，「幹線道路を走行すべき自動車が生活道路へ流入することを防止するための幹線道路における交通安全対策及び交通流の円滑化を推進する」とありますが，渋滞解消のための対策を，当面の課題と幹線道路と生活道路の機能分化の２面から伺います。

８点目，実穀十字路から上長の信号の渋滞について，道路交通環境の整備及び維持管理の基

となる測定・調査の必要性と現状を伺います。

９点目，道路交通実態に応じ警察，教育委員会，学校，道路管理者，関係機関（各工業団地）が連携し，ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進するとありますが，喫緊の状況を伺います。

10点目，幹線道路渋滞解消の手だてとなる右折路線の増設には，道路管理者である県との連携，協議が欠かせません。町として，合同点検を通して対策必要箇所が明確になったら，地域住民の理解を得た上で県と協議をする用意がありますか。

以上10項目について質問をいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。

初めに，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　皆さん，おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

飯野議員の生活道路における安全確保についての質問にお答えいたします。

１点目の，政府の緊急対策を受けての具体的な対応についてであります。

通学路の安全確保については，阿見町通学路交通安全プログラムに基づき，例年どおり関係機関と連携し，合同点検及び阿見町通学路安全対策推進会議を開催するとともに，児童生徒が安全に通学できるよう，通学路の安全確保を図っております。

町の対応につきましては，町長から答弁いたします。

２点目の，議会から出された提言書の具体化についてであります。

提言書の危険箇所については，８月24日開催の阿見町通学路安全対策推進会議において，関係機関と対策案の検討を実施しました。今後は，対策の実施が円滑に進むよう，関係機関と連携し，情報共有を図ってまいります。

３点目の合同点検，対策必要箇所の抽出及び４点目の対策案の検討・作成の進捗状況についてであります。

合同点検については，８月23日に茨城県竜ケ崎工事事務所と，24日に茨城県牛久警察署と町関係機関が合同で実施しております。対策箇所の抽出及び対策案の検討・作成については，各小中学校・議会・各地域づくり会議からの要望もありました合計74か所全てを，８月24日開催の阿見町通学路安全対策推進会議において，関係機関と対策案の検討を実施しており，現在，取りまとめを行っているところです。

５点目から９点目につきましては，町長から答弁いたします。

10点目の，町として県と協議する用意がありますかについてであります。

要望のありました対策危険箇所については，８月24日開催の阿見町通学路安全対策推進会議

において，関係機関と対策案の検討を実施していますが，幹線道路の渋滞が原因となっているとの意見は出されておりませんでした。議員御指摘の幹線道路の渋滞解消に向けた対策案を検討する場合には，県との再協議をしていくことになります。その際，地域との協議が必要になる場合もあります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

飯野議員の質問の１点目の，政府の緊急対策を受けての具体的な対応についてのお答えをいたします。

町の対応として，飲酒運転の根絶については，飲酒運転根絶のまち宣言の横断幕の掲示や広報紙等を利用した啓発活動，ハンドルキーパー運動による飲食店等への巡回指導を行っております。

また，阿見町交通安全計画に基づき，通学路等における交通安全の確保について，ガードレール等の交通安全施設の整備，ゾーン30をはじめとする低速規制及びハンプ等の物理的デバイスの設置を行っております。

５点目の，第10次阿見町交通安全計画（平成28年度から平成32年度）は交通環境の変化に対応していますか。令和３年度以降の指針は出されていますかについてであります。

第10次阿見町交通安全計画は，令和２年度までで期間が終了しており，現在，国及び県の第11次交通安全計画が令和３年３月末に策定されたことから，第11次阿見町交通安全計画を，国及び県の計画との整合を図りながら策定作業を行っている状況であります。

第10次阿見町交通安全計画では，主要交差点に設置を進めている街頭防犯カメラや飲酒運転根絶への取組などを行なっております。しかしながら，昨今の交通安全に対する環境の変化に対応し切れてないと感じておりますので，第11次阿見町交通安全計画においては，これらの課題を解決する計画へと改訂を進めてまいります。

令和３年度以降の指針については，交通事故のない社会や人優先の交通安全を，第11次阿見町交通安全計画へ取り入れていきたいと考えております。

６点目の，ゾーン30をはじめとする低速規制，ハンプ等の物理的デバイスの設置は阿見町において何か所ありますか。設置予定があればお示しくださいについてであります。

現在は，低速規制では，ゾーン30指定区域が２か所，時速30キロ規制路線が７路線あり，ハンプ等の物理的デバイスの設置では，大室地内にハンプを１か所設置しております。

また，今後の予定は，今年度に時速30キロ規制が実穀・上長地内で１路線と，実穀地内でハ

ンプと狭窄を組み合わせたものを４か所設置する予定であります。

７点目の，第10次阿見町交通安全計画の生活道路における安全確保に関し，渋滞解消のための対策を当面の課題と幹線道路と生活道路の機能分化の二面から伺いますについてであります。

渋滞解消の有効な手段としては，交差点付近の道路の拡幅やバイパスの整備，信号機の改良が考えられますが，用地の確保，工事費等の面からすぐには対応が難しいものと考えております。

また，幹線道路と生活道路の機能分化については，生活道路が幹線道路の抜け道として利用されないために，生活道路に交通規制やハンプ等の物理的な対策を施すことが必要となります。そのために，地域の理解と連携を深めながら進めることが大事であると考えております。

８点目の，実穀十字路から上長信号の渋滞について，道路交通環境の整備及び維持管理の基となる測定・調査の必要性と現状を伺いますについてであります。

実穀十字路から上長信号までの渋滞については，通勤・退勤の時間帯において渋滞していることを確認しておりますので，県及び警察と協議しながら，どのくらい渋滞しているのか，また交通量がどのくらいあるのかを調査していきたいと考えております。

９点目の，道路交通実態に応じ，警察，教育委員会，学校，道路管理者，関係機関（各工業団地）が連携し，ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進するとありますが，喫緊の状況を伺いますについてであります。

令和２年度に実穀区長と上長区長の連名による交通安全施設設置要望書が町に提出されました。その内容は，旧実穀小学校南側の町道6001号線では，歩行者がいるにもかかわらず車両が減速せずに通過するため，最高制限速度を時速30キロに規制すること，車両通行禁止の時間帯を児童が通学する時間帯へ変更してほしいとの２点であります。

以上のことが喫緊の状況であり，その地元の要望に応えるために，町では，現地において通勤・退勤の時間帯の交通量調査を実施し，その調査結果を集計した上で，町から牛久警察署に要望書を提出したところであります。

現在，茨城県警察本部で検討が行われており，時速30キロ規制となった場合は，町でハンプと狭窄を組み合わせたものを４か所設置することを予定しております。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　答弁ありがとうございました。

それでは，再質問のほうに入らせていただきます。

まず最初に，私がこの質問通告を出して，次の日，関係課から朝早く，もう本当に通勤が始まるときに現場に出向いていただいて，交通量の調査，チェックをしていただいたということで，非常に対応の迅速さに感謝をしています。

昭和45年の交通安全基本法が制定されて，阿見町交通安全計画を策定されて，５年ごとに見直しをしてきました。数字の上でも交通事故件数は減少しているということで，その安全計画を着実に町のほうがハードとソフトの面から実施しているということの実績が数字の上でも示されていることは，私も今回の資料を見て，よくやっているなというふうに思いました。

今回の八街市の事故を受けて出された緊急対策は，改めて情勢の変化とその対策を迫るものです。市町村に対する当然の政府からの予算措置は，今後どのような経過で町に下りてくるのでしょうか。お伺いします。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　おはようございます。質問にお答えします。

通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策の費用には，国の補助金，補助率55％の防災安全交付金が受けられます。例年の流れでは，11月頃に，次年度交付金について町から国へ要望し，年度明けの４月早々に国から交付金額の内定があり，６月頃には正式に交付が決定されます。

このような流れになっておりますので，11月の要望に向けて今から準備をしていくことが大切となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。

補助金，交付金が下りてきてから対応するということになるんでしょうけども，ここに国のほうから出されている緊急対策については，ソフトとハード面を組み合わせるなど，地域の実情に応じた効果的な対策を検討し，可能なものから速やかに実施するというふうになっております。

交付金が来るということが，55％ですね，来るということが判明しているのであれば，もし，できることなら，事前にできることは，町の予算を投じて対応していただきたいというふうに思いますけど，そういうことはできるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

ハード面としましては，すぐにできる対策と時間のかかる対策を区別して考えまして，すぐにできる対策のうち，通学児童の多い箇所から順次対策を講じたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　教育委員会のほうの答弁にもありましたけども，例年どおりの対応で

は今回網羅できていないということが判明したと思うんですけども，そういうところで，これから教育委員会はどういう取組をしていく方針なんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えします。

教育委員会としましては，阿見町交通安全プログラムの取組方針に基づいて，継続的に通学路の安全を確保するため，毎年，合同点検を実施，対策を実施，それで対策効果の把握，対策の改善，充実の取組を，ＰＤＣＡサイクルとして繰り返し実施してございます。

全体として網羅できているとは思っていますが，今回議会の提言とかもありますので，多くの目で人の目で見た，さらなる通学路の安全性の向上を図っていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　２番目のほうの，議会から出された提言書の，どのように具体的な対応を具体化しますかということなんですけども，今回，議会が独自に行った調査，提言，これは本当に素早い対応だったなというふうに私も感じています。

これまで，執行機関をはじめ関係者の皆様と，通学路の事故が発生しないよう努められてきたことは理解していますが，しかし，議会として，八街市の事故を受け研修したところ，保護者や地域住民が感じている道路の危険箇所の情報収集が十分に満たされていないということが課題と議会としては判断しました。

それを受けて，急遽，全議員によって調査を行い，そして住民との意見交換会を開いたということは非常に画期的な取組だったというふうに思っています。ここで参加いただいた町民の皆さんに感謝を申し上げます。

やはり，どういうことでも，多くの人がそのことを共有して，目が多ければ多いだけ新しい気づきがあると思うんですね。議会からの提言は，阿見町の児童生徒をはじめ，事故を未然に防ぐ宝の情報の山です。すぐできるものはすぐ対処していただいて，大きな課題箇所は，交通安全プログラムに載せるものはしっかり載せていただいて，住民の安全と安心を求めますが，議会からの提言はどのように分類し，また，その対応はいつ頃をめどにするか，お答えください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

現在，８月に行われました通学路安全対策推進会議での対策案について取りまとめを行っております。終了次第，今月末頃までには議会のほうに回答ができると考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　非常に，改めて地図上に落としてみて，いかにこれまでの交通安全プログラムの点検で気がつかなかったところですね，ヒヤリハット，ひやりとしたこと，はっとしたこと，何気ないそういうところが非常に危険だということが，今回の議会の議員の現地調査の中で表に出てきて，それが地図上に表れたと。

ぜひ，教育委員会のほうも，交通安全プログラムに載せていただいて，それを実践していただくということが，命を守ることにつながるというふうに感じました。

３点目の，74か所の対策箇所の進め方について，優先順位の基準ですね。いろいろあるけども，どういうことで，すぐできること，先やること，その優先順位がどのようなものか，ちょっと教えていただきます。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

通学路安全対策推進会議の中で，対策案の内容によりまして，それぞれ茨城県，警察，町，町部局でいうと道路課，都市整備課，生活環境課とか担当がありますが，それぞれの事業主体によって，それぞれで優先順位を決定していただくことになります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　事業主体ということは，お任せというか，現場で現場の判断に委ねられるということになっていくんで，それは非常に判断の基準が事業者ごとに皆さん違うわけだけども，基本的にこういうことで取り組んでほしいという，教育委員会としての指針みたいなものを提示した上で判断をしていただくということが必要なのではないですか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

それぞれの道路管理者等におきまして，予算の執行とか，その優先順位の決定権はそちらのほうが持ってますので，あくまでもうちは，対策推進会議での対策に沿って，その優先順位を決めていただいて，事業を執行していただくという立場でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　こだわるわけではないですけども，優先順位を執行現場が各事業所で執行して，そのチェックを教育委員会のほうで，しっかりそこをしていかないと，本当はそこを優先させてもらいたいんだけども，何か後回しになっちゃったという場合があると思うんです。そのチェックを教育委員会が，やはり全体を見渡す上で，それは必要なんじゃないかと思

うんですけども，その辺のところを確認いたします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

先ほどの対策推進会議の中で，ＰＤＣＡサイクルと申し上げました。その中でも，対策として上がったものについて進捗状況を毎回確認してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ＰＤＣＡは，プラン，ドゥーということで，チェックも必要ですし，アクションもしなくちゃいけないわけだから。だから，その全体をやっぱり見渡す立場にある行政がきちっと指針を持ってないと，それはいけないということをお示しして，この点については先へ進めます。

阿見町は，他市町村と比較しても幹線道路は進んでいると思いますが，策定予定の第11次交通安全計画の環境の変化，令和２年度までから，これ以降のやつ，環境の変化ですね。対応し切れていない課題が出されていますが，人優先の交通安全がテーマの１つであるなら，幹線道路と生活道路の機能分化をソフトとハード面で，より具体化をし，町内企業に啓発を促すことが重要だと考えますが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

人優先の交通安全には，例えば，未就学児を中心に，子供が日常的に集団で移動する経路であるとか，通学路，そして生活道路及び市街地の幹線道路において，横断歩道の設置や適切な管理，歩道の整備等を進めるなど，歩行者の安全確保を図る対策が考えられます。

また，生活道路における安全確保については，幹線道路を通行すべき自動車が生活道路へ流入をしてくる，それを防止するための対策を推進していく必要があると思います。

そのうちの１つが啓発活動と考えられておりますので，地域や町内企業に対して，企業さんのほうも，新規採用の従業員や転勤で新しく来た方などいらっしゃると思いますので，地元から要望があるときは，工業団地連絡協議会等の機会を利用しまして，毎年でも継続して，生活道路を抜け道に利用しないでほしいというような要請や啓発活動，そういうものを行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　今の答弁の中では，私，９番目ですね，この点について，今の中村部長の話を聞いても，私も工業団地内の福田工業団地のツムラさんに直接行って，今の渋滞の状

況をどのくらい把握しているのか，ちょっと聞いてきました。

町で年１回意見交換をして，要望書も提出をしているということで，町のほうで調査をやらないときには，企業のほうで独自に交通量の調査をすることは，命に関わることなので優先したいというお話をいただきました。

もう少し話を聞いてみて，年１回ということじゃなくて，やはりもう少し密に。工業団地が，阿見には優秀な団地が３つもあって，そこに通勤する車が確かに多くなってきているわけで，そういう中で，企業としても，当然従業員の人に，生活道路はあまり走らないようにという指導はしているんだけども，現実的には幹線道路が混雑していては，やはり通勤にいくらでも早く行きたいという気持ちで通ってしまうということが現実的にあるわけですね。そのことは工業団地のほうでも，当然，グーグルマップを見ながら，危険箇所をつかんでいるということなので，ぜひもっと，年に１回と言わず連携を密にしてほしいということなんですけど，その点についていかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

現在は，工業団地連絡協議会等を利用しまして町からの要請などを行っておりますけども，町としては，例えば各工業団地に幹事企業さんがございます。そちらのほうへ出向いて協議を行うなど，さらに連携を密にして，対策，対応そういうものを行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　従業員の方についての啓発活動は，やはり映像をきちっと見ていただいて，映像による実態を認識してもらうということが非常に効果的ではないかなと。そのことは，ツムラさんのほうでも，グーグルマップを見ながら，やっぱりお話をしていたんで，ぜひそのことを活用していただいて，連携を密にしていただきたいというふうに思います。

６番目なんですけども，ゾーン30の指定区域と時速30キロ規制が２か所と７か所と答弁書のほうには出てましたけども，このゾーン30の指定というのは分かるんですけど，なぜ規制路線が７か所あって指定できないのか，そこの違いをまず伺います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

まず，ゾーン30というのは，区域，ゾーンを定めて，その区域内の生活道路を時速30キロに規制するものであります。片や，時速30キロ規制路線というのは，起点と終点がございまして，その路線を30キロ規制を行うものであります。

ゾーン30という場所は，区域とする理由としましては，生活道路が集まっていることや通学

路が含まれていること，ほかには高齢者，子供が利用する公共施設，公共公益施設が含まれていることとか，観光施設等が含まれているなど，相当数の歩行者の通行が想定される区域，そういうところがゾーン30ということでエリア的な指定になります。片や，路線というのは，直線ですね，起点終点のラインということになります。そういうふうな違いがございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　これは昨年12月ですか，ちょっと時期は忘れちゃったけど，栗田議員が一般質問で，生活道路の交通が激しくて危険だということで御質問をなされましたけども，この一般質問を受けて，町としての対応は非常に迅速で，具体化をされて，すばらしい対応だったなというふうに私も話を聞いて思いました。

これはハンプ等が４か所設定されるということですが，あそこが60キロで走ってもいい道路だったというのはびっくりしてしまってますけども，普通40キロかなと思ったんですけど，これを早くゾーン30の指定をしていただいて，ハンプを設置されれば，非常に安全が保たれるのではないかなというふうには感じます。

そこで，ハンプなんですけども，ハンプ４か所を設置される予定なんですけども，ハンプというのは，私は，かまぼこみたいなあれで，そんなに予算的にも設備費はかからないんじゃないかなと思ったんですけども，実際どのくらいかかる予定ですか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えします。

国土交通省が推奨するハンプの長さは６メートルの大型なもので，その製品を使って作る場合には，１か所当たり設置費用約500万円かかります。

そこで，町のほうでは，小型のハンプとラバー製のポールによる狭窄を組み合せたもので，１か所当たり設置費用を100万ぐらいと考えております。

小型のハンプの寸法としましては，長さが70センチ，幅３メートル50，段差が５センチというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　この値段を聞いて，私もびっくりしたんですけども，非常に，かまぼこ型のやつの設置がこんなにするのかよという感じで，なかなか要望があったところでも，これだけの値段をしたのでは，そう簡単には要望が実現できないんじゃないかなというふうに思いました。

今回，実穀小のところから町道の6001号に設置されるということで，早く設置されて，あそ

こが少しでも安全なところに，道路になるように，町のほうとしても早くやっていただきたいというふうに思います。

あと，７番なんですけども，当面の課題って出てますけども，当面の課題，すぐにできることは何か，お聞かせください。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

７点目の御質問ですと，渋滞解消のための当面の課題ということでございますが，例えば，今，話題に出ております上長交差点の渋滞であれば，実穀方面から来る場合は福田方面に右折しやすいように，吉原方面から来る場合よりも青信号の時間が長くなっております。また，福田方面から来る場合は感応式信号となっております。

それを交通量調査により，信号機の時差式のタイミングの最適化ができそうであれば，警察と協議を行いまして，変更の要望書を提出するというようなことができると思います。

また，幹線道路を通行すべき自動車が生活道路への流入を防止するための対策として，先ほども申し上げましたけども，町内企業を対象に要請や啓発活動を行っていく，そういうようなことが当面の課題として対応ができるようなことじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　すぐできることと，なかなか根本的な解決でも，費用がかかって，すぐにはできないこと，これは当然あると思います。ぜひ，時差式でやって，その時差の時間を少し長くしていただいて，直進車が流れるように，向こう吉原から来るやつが止まっていて，右折ができて，直進車が流れるというようなことが，もし仮に，今言ったように，警察との連携もありますけども，できるんであれば，まずそれをやっていただきたい。

次に，中央に右折車がいると，なかなかその脇を通って左を通って直進するということができないんですね。実穀の十字路のところも交差点を広くして，右折車がいても荒川沖方面に直進できるような幅はあるんですけども，気がつかないで，その手前で右折車が止まってしまうと，どうしても歩道と車の間が狭くなって直進できないんですね。だから，あの中心地点に，ここで止まってくださいよという，よく，ひし形のやつとか，あの表示がないんですね。だから，ああいう，右折車はここで止まってくださいという白線の印を作っていただくことが，そこに止まると。で，後ろ車はそこを抜けていけると，直進車。そういうことにもなるんで，ぜひそのことも含めてお願いをしたいと思いますが，どうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　生活環境課長小笠原浩二君。

○生活環境課長（小笠原浩二君）　こちらのほうは県道となっておりますので，県のほうに要

望していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございました。小笠原課長が，朝早くから，この件について，熱心に測定もされたり，対応もしていただいたんで，ぜひこの点についても県との交渉をされることを期待いたします。

１点目でも触れたんですけども，この間，測定をしていただいたんですけども，課長のほうからも，私が考えてたよりも渋滞の長さがちょっと少ないと，聾学校まで行かないで，坂の上がった辺りで渋滞が止まっていたということを，確かにそうだったんです，その日は。でも，今，コロナ禍で，出勤者も通常よりは少ないと。特殊なそういう事情が，状況があると思うんですよね。だから，やっぱりコロナが落ち着いた状況，出勤状況も，やっぱり測定を何回か積み重ねる必要があると思うんですけども，今の特殊な事情とコロナ以後の事情と併せて，その点の測定はいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

９月８日の朝でございますね，通勤時間帯に私も現地確認したんですけども，生活環境課のほうで通勤の状況を確認したところ，上長の交差点から実穀方面に約350メートルぐらいの渋滞を確認することができました。

しかしながら，現在，新型コロナの緊急事態宣言などによりまして，学校が休校であったり，また企業は在宅勤務によりまして交通量がふだんより少ない状況であったと思われます。あと，夕方の時間午後５時頃には，私も実際見たことがあるんですけども，実穀十字路から上長交差点まで渋滞しているというときもありました。

ですので，この緊急事態宣言が解除された後に，再度調査のほうは実施していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　ありがとうございます。

最後になりますけども，10番目の，幹線道路の渋滞が生活道路へ迂回流入するという，この幹線道路が渋滞しているから6001号の町道に流入したり，その関連性，その実証が，まずされないと，県との協議には欠かせないと思うんです，その実証が。やっぱり，これから，だからこっちへ流れちゃうんだなと。その実証を，当面の課題と抜本的な措置の両面から，生活道路における安全確保は総合的なまちづくりにおいて必要であります。ぜひ，その関連性の実証と交通安全の確保を強くお願いをして，私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，８番飯野良治君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時５分といたします。

午前１０時５５分休憩

午前１１時０５分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，13番川畑秀慈君の一般質問を行います。

13番川畑秀慈君の質問を許します。登壇願います。

〔１３番川畑秀慈君登壇〕

○１３番（川畑秀慈君）　皆さん，おはようございます。

それでは，通告に従い，質問をいたします。

今回は，次期阿見町第７次総合計画基本構想・前期基本計画と財政並びに阿見町の経済政策についてお伺いしたいと思います。

2017年９月５日，京都大学と日立製作所が重要なプレスリリースを発表しました。少子高齢化や人口減少，産業構造の変化などが進む中で，どのように人々の暮らしや地域の持続性を保っていくことができるのか。それを考えるためのシナリオ分析に人工知能を活用した研究結果であります。

研究では，ＡＩによるシミュレーションが描き出した2052年までの約２万通りの未来のシナリオを分類した結果，都市集中シナリオと地方分散シナリオで傾向が大きく２つに分かれることが分かりました。

都市集中シナリオは，主に都市の企業が指導する技術革新によって，人口の都市への一極集中が進行し，地方は衰退する。出生率の低下と格差の拡大がさらに進行し，個人の健康寿命や幸福感は低下する，こういうものです。

もう１つの地方分散シナリオは，地方へ人口分散が起こり，出生率が持ち直して，格差が縮小し，個人の健康寿命や幸福感も増大するというものです。持続可能性という視点からは，より望ましいとされました。

この２つのシナリオは，今から８年から10年後に，都市集中シナリオと地方分散シナリオとの分岐が発生し，以降は，この２つのシナリオが再び交わることはないと，そのことが明らかになりました。

そして，望ましいとされる地方分散シナリオ，これは地域内の経済循環が十分に機能し，そして財政あるいは環境が機能しないと，財政や環境が悪化し，やがて持続不能となる可能性が

ある。要するに，地域経済の循環が非常に大きなポイントになるということが言われています。

そして，これらの持続力のシナリオへの分岐は，17年から20年後までに発生する。持続可能シナリオへ誘導するには，地方税収，地域内エネルギーの需給，３つ目には地方雇用などについて経済循環を高める政策を継続的に実行する必要があると言われています。要するに地域内の経済循環をしっかり回せるようにしておくことが重要になります。

ここでは2017年のこのデータなんですが，その間にコロナが入ってきました。これは多分，加速度的にもっともっと縮小して，ほんの数年後にはこの分岐点に来るのではないかと考えられます。

さて，阿見町では，第６次総合計画後期基本計画は2023年までであり，次の計画の策定の準備を進めていると思われます。後期基本計画が策定されたときと現在では，阿見町を取り巻く社会状況が大きく変化をしました。全世界を巻き込んだ新型コロナの収束の見えない中，また，世界的な経済の大激変の中で，持続可能な財政運営をどのようにするか，そして阿見町の経済の持続性についてどのような戦略・戦術を考えているのか，質問をいたします。

１点目，令和元年度の決算カードを見ると，市町村税の合計79億3,970万3,000円，実質単年度収支マイナス７億1,897万1,000円，実質公債費比率4.6％，財政調整基金21億3,700万，地方債残高，現在高114億8,397万9,000円，経常収支比率94.3％でありました。令和２年度の各項目の決算状況はどうですか。

②今後の阿見町の税収と経済の見通しをどのように考えていますか。

３点目，前回の定例会で飯野議員の質問に対して，町長公室長が財源不足について，令和４年度で約６億円，令和５年度で約５億円，令和６年度で４億円，令和７年度についても４億円の財源不足を現時点で中長期の中で見込んでいると答弁をしておりました。これが事実であるならば，令和４年から７年の４年間で約19億円の財源不足が見込まれることになります。この財源不足に対する対策はどうするのか。

４点目，第７次総合計画の基本構想並びに前期計画の策定をどのように進めていくのですか。現在考えている重点項目等を含んで答弁をお願いいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　川畑議員の，次期阿見町第７次総合計画基本構想・前期計画と財政並びに阿見町の経済政策についての質問にお答えいたします。

１点目の，令和２年度の各項目の決算状況はどうでしたかについてであります。

町税決算額は，合計で79億7,413万円，実質単年度収支は１億3,384万4,000円，実質公債費比率は3.9％，財政調整基金現在高は21億3,700万3,000円，地方債現在高は151億8,909万3,000円，経常収支比率は89.4％です。

２点目の，今後の阿見町の税収と経済の見通しについてであります。

令和３年度の税収につきましては，新型コロナウイルスワクチン接種の促進等があるものの，新型変異株の流行等により感染状況の予測が不確実であるため，それらが町税収入に及ぼす影響を把握することは非常に困難な状況であります。

現在，鋭意精査中ではありますが，法人町民税及び固定資産税の減等により，町税全体では減収になるのではないかと見込んでおります。法人町民税につきましては，法人税割が9.7％から6.0％に引き下がったことに加え，新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によるもの，また，固定資産税につきましては，茨城県地下公示価格が0.6％下落したことによる影響が減収の主な要因であります。

今後の経済の見通しでありますが，ニッセイ基礎研究所の2020から2030年度までの中期経済見通しによりますと，日本の実質ＧＤＰ成長率は，予測期間の平均で，今後10年間は１％程度の緩やかな伸び率と予想されております。

また，日本銀行水戸事務所の2021年７月の茨城県金融経済概況によりますと，茨城県の景気判断につきましては，新型コロナウイルス感染症の影響から，サービス消費を中心に引き続き厳しい状態にあるが，基調としては持ち直しつつあると解説されております。

こうしたことから，いまだ先行きが見えない状況で不確実性が伴いますが，今後の町税収入及び経済状況につきましては，国や民間シンクタンクの予想と同様に低い伸び率で推移するのではないかと考えております。

３点目の，前回の定例会で答弁した中期長期の財源不足に対する対策についてであります。

町では，財政収支の見通しに基づく財源の範囲で，今後３年間に実施する事業の調整を３か年実施計画に位置づけることにより決定しております。この３か年実施計画につきましては，社会経済情勢の変化等を踏まえたローリング方式により毎年度見直しを行っており，３か年実施計画を策定した翌々年度以降の財源不足につきましては，こうした見直しの中で，国庫補助等の獲得，事業スキームの見直し，事業優先度の判断等により，事業ボリュームの調整を図り，財政不足にならないように努めております。

４点目の，第７次総合計画の基本構想並びに前期計画の策定をどのように進めていくのかについてであります。

第７次総合計画の策定については，令和４年度，令和５年度の２か年での策定を予定しております。策定の進め方については，現在検討を行っておりますが，この策定に当たっては，基

礎調査等を実施し，町が置かれている社会・経済的な状況，少子高齢化の進展度合いなど，この10年間の環境変化を踏まえ，今後10年間で予測される環境変化を中長期的視点をもって分析するとともに，町民アンケートや町民討議会と地域づくり会議等による町民意向の把握を丁寧に行いたいと考えております。

また，当町をよりよい姿で次世代に継承する持続可能なまちづくりを力強く推進するため，2030年を期限とするＳＤＧｓの17のゴールと町施策との関連性を整理してまいります。

さらには，町の成長を牽引する経済基盤の確立と併せ，町内消費の増加によってより多くの所得を還流させ，町内経済の好循環を形成し，安定した雇用を生み出すことも重要な視点になると考えております。

第６次総合計画における「みんなが主役のまちづくり」という基本理念をより発展させる形で，多くの町民の皆様の声を取り入れながら次期総合計画を策定してまいります。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　それでは，再質問に入らせていただきます。

決算状況の要因は，新型コロナの感染症の影響等は非常に多いと思いますが，各決算額の要因と，新型コロナの感染症の影響で行われなかった事業数と合計金額，これはどのようになりますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えさせていただきます。

１点目で町長が答弁しました，各決算状況の要因についてでございますけれども，町税の決算額につきましては，法人町民税が減となったことがございますけれども，個人町民税それから固定資産税の増等によりまして，前年度に比べまして3,442万7,000円の増となってございます。

それから，実質単年度収支につきましては，歳入の増及び新型コロナウイルス感染症拡大に伴います経常経費の減等によりまして，１億3,384万4,000円の黒字ということになってございます。

それから，実質公債費比率でございますけれども，標準財政規模の増によりまして，前年度に比べて0.7％改善してございます。

財政調整基金の残高につきましては，取崩しをしなかったということでございますので，前年度に比べまして3,000円の増ということになってございます。

それから，地方債現在高でございますが，クリーンセンター改修事業それから学校施設整備事業に関する借入れの増によりまして，前年度に比べまして７億511万4,000円の増となってございます。

経常収支比率でございますが，これは収入の部分ですね，経常一般財源の増によりまして，前年度に比べまして4.9％改善してございます。

それから，中止した主な事業でございますが，まい・あみ・まつり，それから，さわやかフェア，町民運動会，マラソン大会，総合防災訓練，公民館等によります各種講座・講演会，学校の校外学習等が中止となってございます。

正確な金額の分析はできてございませんけれども，受診控えによりまして，医療給付費や健康診断の委託料なども減となってございます。

中止した事業数，それから合計金額は正確には把握してございませんが，新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして，令和２年度の歳出予算を減額してございますが，減額した総額につきましては約１億6,000万円。それから，これに合わせまして歳入も減額してございます。歳入のほうも，減額した総額につきましては9,500万円ということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　今，細かい説明がありました。実質単年度収支は久々に黒字になりまして，新型コロナの影響の中でこういう状況になったと。以前は３・11の震災のときにこういう状況が起きて，ある意味で，思いもよらぬ災害であったり，こういう感染症の問題であったり，そのときに国からの交付金・補助金等が増えたことによって財政が取りあえず一拍置いたという非常に皮肉な現象ではありますが，取りあえずは，前年度の，ある意味ではこのままいくと危機的状況になってくるのかなっていったところから一拍置いたということは，ちょっとほっとはできると思います。

しかし，地方債残高に関しては７億円ほど増えておりますし，そしてまた，この後の事業，４年間で約19億円，うまくそれは精査をしながら，財源を見つけながら，これは進めていくと思われるんですが，この後も非常に厳しい財政運営というのは続いていくと思います。

さて，それでは，次に移ります前に，皆さんのところに資料が入っていたと思うんです。これはＲＥＳＡＳの地域経済分析システムというのが入っています。見たことのある人は少ないかと思います。政策企画課のほうはよく見ていると思うんですが。

これは2015年の４月に，各地域で自分たちの地域を分析する，とてもシンプルで使いやすいツールが登場いたしました。地域経済分析システム，これ，ＲＥＳＡＳというんですけども，政府のまち・ひと・しごと創生本部が，経産省また環境省と連携して提供を始めたサービスで，インターネットからアクセスできるビッグデータサービスになります。国勢調査，経済センサス，商業調査，統計調査，農林業センサスなど政府の経済統計のほか民間のデータを複合的に組み入れて分析をしております。細かい各自治体単位でやるものとはちょっと違いますが，雑

ぱくではありますけども，１つの傾向性はしっかりとこれからつかめると思います。

その後の，地域経済循環図というのがあるかと思うんですが，こういうやつですね。これを見ていただくと，2015年度でちょっと古いといえば古いんですが，間もなくまた新しいのが出てくるんじゃないかと思います。所得分配からの支出が2,198億円，そこから生産されるものは2,676億円，それが所得への配分とぐるぐる回ってくような，こういう構図になっています。

この中で，阿見町の特徴は，地域経済の循環率が121.8％というのは，支出から付加価値の生産へ行ったときの金額の大きさというのは，非常に県内でも有数，非常に有望なといいますか，地域で多くの付加価値のあるものをつくっているということがいえる，このような図になっています。

それでは，質問に行きます。

この阿見町の地域経済循環マップで，支出による生産への還流が2,676億円あり，第１次産業の生産付加価値額が総額23億円になります。第２次産業の生産付加価値額総額は1,743億円，第３次産業の生産付加価値額は910億円になります。それが分配所得になると，雇用者所得が地域内の通勤者ベースで1,388億円になり，他地域からの流入が，このグラフではちょっと見えないんですが，４億円になります。

それが，他の所得に移ると，地域住民ベースの所得が806億円で，地域外への流出の所得が482億円になっています。この地域外への流出482億円の中身は，町ではどのように分析をしていますか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

2015年に行われました地域経済循環図は，本町の他所得におきまして，地域外への流出額が，今，御指摘いただきましたように482億円となってございます。その他の所得とは，雇用所得，賃金，給料を示しますが，それ以外の所得でありまして，財政所得，企業所得，交付税，社会保障給付，それから補助金等になってございます。

阿見町においては，多くの企業が立地する本町において，本社等が町外にあるため，企業所得の本社等への流出が多いのではというふうに分析してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ちょっとまた，この経済循環図ではなくて，付加価値額というのが皆さんのお手元にあると思います。

これを見ますと，先ほど述べました第１次産業の１人当たりの付加価値額が333万円で，518位。これは全国の自治体1,719の中で518位です。次に，製造業，これは第２次産業，これは１

人当たり2,324万円，これは50位です。1,700ちょっとある自治体の中で50位に位置しております。第３次産業は726万円。これは1,010位。その下を見ていただきますと，雇用者所得，これは293万で，全国で93位。その他の所得になりますと170万で，これは非常に低くなります。ここは東京都が非常に跳ね上がっていくところです。

皆様のお手元に行ってないのは，ここで問題になる支出の流出入率というのがもう１つあったんですが，ちょっとつけ忘れました。

民間消費と民間投資，その他の支出というのがあるんですが，民間の消費に関しましてはマイナス33.4％。要するに，皆さんの所得から地域外に流れていくのが，３分の１出てってるということです。これは率にすると，全国で何番目かというと1,637位で，非常に地域外への流出が多いのが阿見町ということになります。

民間投資は48.5％なんで47位。その他の支出に関しましても224.1％で43位で，非常に優良なところであるんですが，それでは次に，これを基に行きたいと思います。

今，お話ししました，支出では民間消費額は地域内ベースで981億円になり，地域外への流出が491億円になります。民間投資額は，地域内ベースで373億円，地域外からの流入が181億円です。その他の支出では，地域内ベースで352億円になり，地域外からの流入は789億円になります。これは工業団地の影響ですね。

これを全国1,719の市区町村におけるランキングで見ると，民間消費の支出流入率がマイナス33.4％。1,637位。先ほど述べたものが，民間投資とその他の支出と，このようになっております。

さて，この数値の内容を，どのように町では分析をしておりますか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず，住民の消費等を示します民間消費額につきましては，本町が東京圏や大型商業施設を有する近隣自治体との交通利便性がまず非常によいというようなことで，良好なアクセス性を有することから，家計による日常の買物等の地域外への流出が行われているものだというふうに分析してございます。その他の要因というのも事実存在するとは思いますけれども，詳細の部分については，まだ分析のほうは行っておりません。

それと，企業の設備投資を示す民間投資額につきましては，町外に本社のある企業が町内に有する工場等におきまして設備投資を図りまして，図った結果，地域外からの流入が多くなっておりまして，本町においては工業団地等に多くの工場が立地しているということが全国的にも高い割合だという数字になっていると考えております。

また，地域内産業の移動輸出入収支額等を示すその他の支出につきましては，工業団地にお

いて生産活動を行った結果，地域外からの流入が多くなってございまして，こちらも工業団地等に多くの工場等が立地しているということが要因となって，全国的に高い割合になっているものと分析してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　今，公室長の言われたとおり，大枠はそういうところだと私も考えます。

さて，次期の総合計画の中に入れなくてはいけないのは，この地域外の流出491億円をどのように地域内経済の循環に取り組んでいくのか。これはしっかりと対策を立てていかなくてはいけないと思いますが，その点はどのように考えていますか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

第７次総合計画の策定におきましては，先ほど町長の答弁の中でも申し上げましたとおり，町内の消費の増加によりまして，より多くの所得を町内の中で還流させまして，町内経済の好循環を形成して，安定した雇用を生み出すと，こういった政策が非常に重要だというふうに考えてございます。

また，地域内経済循環に取り組む対策に合わせて，地域間競争といいますか，要は県外エリアの中でも，同じような交通アクセスの中で良好な自治体等々の中でも競争というのが生まれると思います。そういった地域間競争に勝てる新たな資源を生み出す施策についても，調査研究をいたしまして，第７次総合計画に可能な限り反映して，策定を目指していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　それでは，次にお聞きしたいと思います。

なかなか現状では分析をしたり数字出すのは難しい質問になるかもしれませんが，町での物品等の購入の割合と，その対策はどのようにしておられますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

令和２年度の１件当たり10万円以上の契約ベースということでございます。それによりますと，町内事業者の受注額の割合でございますが，全体の22.8％。それから計数ベースでいきますと36.2％でございます。

対策でございますけれども，物品ばかりではなく，工事，役務に関しましても，町内業者の

育成という観点から，町内事業者をできる限り使用するように全庁的に周知をしているというようなところでございます。

それから，町の商工会に対しまして，物品の入札結果，それから町内業者で捉えていないその業種は何なのかというものを分かるような資料の提供をしておりまして，町内事業者の不足事業業種への参入を促しているというようなことでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　なかなか促して，商工会とうまく話をしながら，情報提供だけではなくて，やはりこういう計画を立てていく中で，いろんな意見交換等しながら，また推進していただければいいかなと思います。

今，部長のほうから答えられた物品の購入等の割合で，金額で22.8％，これは令和２年度で，平成30年，令和元年と比べると若干ポイントは上がってます。平成30年は15.2％，令和元年度は11.1％と，こういう中で22.8まで行った。ですから，これ急に上がるということはないと思うんですが，やはり毎年少しずつでも上げていって，町内の経済循環のほうをしっかりと回していただけるように，またいろんな協議を持っていただきたいと思います。

次に，町全体の業務委託数と金額というのは，分かればお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

委託件数でございますけれども，これも10万円以上の委託契約ベースということでございますが，令和２年度の委託件数につきましては599件でございまして，単価契約の総額が不明ということがございますので，ちょっとまだ分析できてないんですけれども，単価契約を除く委託契約の総額になりますけれども，24億9,783万2,448円ということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　次に，委託業務に関して，町内の事業所と町外の事業所の数，また，金額というのは分かりますか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

条件のほうは10万円以上の委託契約ということでございますけれども，令和２年度の町内事業者の契約事業者数は65者でございまして，契約金額につきましては８億9,353万5,421円ということでございます。

町外事業者の契約事業者数は200者になります。委託契約の金額につきましては16億429万7,027円ということでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　後でまた，この辺の話はちょっと最後まとめでしたいと思いますが，これに関してもなるべく町内の事業者を育成したり，また，できるところをこれから計画的に推進をしていく必要がある部分だと思います。

さて，次に，プレミアム商品券事業において，消費者動向の統計データを取ったことがありますか。もしあったとすれば，どのようなデータなのかお伺いしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　はい，お答えいたします。

業種別の売上データを平成27年度から取っております。また，昨年令和２年度につきましては，購入者のデータですね，年齢と，また購入者の居住地，購入方法というののデータを一応取っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　そうしますと，そこから先のデータというのは取ってないという認識でよろしいですか。どこで何を買物してというような細かいところは取ったことはないという認識でいいんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　産業建設部長村松利一君。

○産業建設部長（村松利一君）　商品券の利用の業種については一応取ってありますけれども，そこから先ということになると，取っておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　今，大枠を大体お伺いしまして，先ほどの，支出の部分が町外に流れていっていると。それをいかに食い止めて，町内の経済循環に入れていくことができるかどうか。それが多分これからの各自治体における大きな課題になっていくのではないかと思います。できれば，阿見町はいち早くそれに取り組んでいただきたいと要望する中で，１点目，やっぱり，物を推進していくには，ちょっと細かいんですが，消費者の動向調査，どういうものを，買物をどこでやっているかというのをきちんとまず把握をして。やはり町内で，例えば野菜もかなり豊富に作られています。でも実際に大型店舗に行って買うときには，何かよその県で作られたネギを買ったり，キャベツを買ったり，白菜を買ったりということが実際には多くあるはずなんですね。

ですから，やはりそういうところもこれからは地元のものを使うような，一つの，お互いにそういう意識をしてやっていくということで。よく地産地消って言われることあるんですが，

今は地産地消ではなくて地消地産だという時代に入ってきてます。要するに，地域で消費するものを地域で作れるんであれば作って，マーケットに乗せていく。そのことによって，経済がまたほかに流れていかないで循環するということになりますので，その点も一つ注意をして，計画の中へ入れていただきたいと思います。

あともう１つ，工業団地の中の工場同士のサプライチェーンがもしできるんであれば，それも非常に大きいと思います。様々な小さな部品を作ってる町工場もありますし，それがまた，この阿見町って特定するとなかなか難しいかもしれませんが，近隣の自治体なんかとも連携して，お互いにそれが供給し合えるようになれば，非常にこれは有効なのではないかと思いますので，この点もお願いしたいと思います。

あと，多くの委託業務があります。町外に委託している業務もできるだけ町内で行えるようにしていくということも非常に大きなことで，経済循環率が高まっていきます。これも１つは推進できるように，計画に入れていただければと思います。

また，教育関係で子育て政策，また福祉政策等で，これも町外に業務委託してるものが結構あるはずなんですね。ですから，そういうものも将来的には町内で法人化したり，そういうものをきちんと切り盛りしてマネジメントできる人をつくり，それを町内の雇用に乗せていくことによって，一人ひとりの所得が上がる。で，地域での消費も上がっていくというようになると，やはり商工業，特に商業，サービス業の方たちの所得もそれで上がりますので，そういうことも入れていただきたいと思います。

ですから，その中であるのは，例えば学校給食センター業務も，前は町でやっていました。それを町でやるというよりも，町で，できるそういう法人をつくったり，組織をつくるというのも１つの考え方。また，放課後子ども教室等も同じだと思います。

あと，大きいのは，今，移動スーパー，カスミさんがやってくれてます。ただ，将来的には，できれば地元のそういうことのサービスを提供できる組織ができ，で，地元の生産物がそこの移動スーパーに乗って，地元の人たちの食卓に上がる。また，お豆腐を作っているところも地元にある。また，パンを作っているところもある。それを大手のメーカーのパンとかお豆腐を運ぶのではなくて，できれば地元の個人商店で一生懸命作っているところをそこに巻き込んでいくことによって，経済効果というのは上がっていくと思います。

これは最後の部分なんですが，一番大きな課題はエネルギー問題です。先ほども初めの冒頭でお話ししましたが，エネルギーと食料の自給自足，これをどこまで高められるかがやっぱり地域経済の発展の要になります。

持続可能な自治体の条件はエネルギーと食料の自給自足。約５万の人口を持つ阿見町，そしてまた福田工業団地，筑波南第一工業団地――香澄の里ですね。それと阿見東部工業団地の３

つの工業団地がありますので，そこで消費されている電力量というのは莫大な量であります。ですから，そういう工場ではバックアップ電源も持っています。発電することもできます。それが実際に経済効果として対費用効果が上がるのか上がらないのかの研究も必要にはなってくると思うんですが，そういうことも将来的に地域で活用できる可能性は秘めていると思います。

あと，地元にある大規模な太陽光発電，また各家庭の太陽光発電もあります。それを地域内で使用するように，法人をつくって回すということも，非常にこれは可能なことでもありますので，そういうこともきっちりと明確にしていただけると，町にとって大きな財政になるかと思います。

実は，エネルギー会社の法人化というのは，もう退職された商工観光課の課長だった岡野さんと進めてきた経緯があります。実はボタンを押せばすぐスタートできるところまで進めました。

ですから，ノウハウは今，阿見町にありませんが，連携してそれを進めるということはすぐできますので，そういうこともしっかりと計画を立てて，豊かなまちづくり，そしてまた持続可能な阿見町構築のためにも，計画に明記をして推進をしていただくことを要望して，１点目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　それでは，２点目の質問に入ります。

公民館・ふれあいセンターの災害時の避難所開設についてお伺いをいたします。

町では，昨年の７月から計５回，避難所開設訓練が行われました。そのうち４回の訓練に私は参加をいたしました。そこで，避難所開設に関して質問をいたします。

阿見町地域防災計画の地震，77ページ，（２）避難所の開設・初期運営。ここの１）避難所の開設では「勤務時間外は，町があらかじめ指名する「避難所直行職員」又は町が派遣する職員が避難所の開設及び初期運営にあたる。勤務時間内は，施設の管理者や勤務職員が避難所の開設・初期運営に協力する」とあります。

そこで質問いたします。

各公民館・ふれあいセンターの勤務者はどのような人が勤務しているのか。

２点目，その人たちの人事管理は誰が行っているのか。

３点目，公民館・ふれあいセンター等の勤務時間内の避難所開設・初期運営は誰が行うのか。

以上３点についてお伺いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　川畑議員の，公民館・ふれあいセンターの災害時の避難所開設についての質問にお答えいたします。

１点目の，各公民館・ふれあいセンターの勤務者はどのような人が勤務しているのかについてであります。

中央公民館及び舟島ふれあいセンターでは，教育委員会職員と会計年度任用職員が勤務しております。それ以外の君原公民館ほか３施設では，館長を含め会計年度任用職員が勤務しております。

また，中央公民館には，生涯学習課及び体育協会，さらには男女共同参画センターが配置されており，生涯学習課にあっては教育委員会職員が，体育協会と男女共同参画センターでは会計年度任用職員が勤務しております。

その他，各施設の日常管理並びに日常清掃をシルバー人材センターに委託しており，会員が常駐しております。

２点目の，人事管理は誰が行っているかについてであります。

公民館・コミュニティセンターの教育委員会職員並びに会計年度任用職員は，中央公民館長が職員の管理を行っております。

生涯学習課と体育協会職員は生涯学習課長が行い，男女共同参画センター職員は町民活動課長が職員の管理を行っております。

シルバー人材センター会員は，シルバー人材センターで会員の管理を行っております。

３点目の，公民館・ふれあいセンターの勤務時間内の避難所開設・初期運営は誰が行うのかについてであります。

避難所を迅速に開設するためには多くの人員が必要となるため，各公民館に教育委員会職員と町若手職員からなる担当者を定めております。それぞれ９人編成で，施設の管理者や勤務職員の協力を得ながら開設や初期運営を行います。担当者は開設や初期運営をはじめ，夜間・深夜運営を担当するため，平時に避難所開設訓練や情報共有を行い，非常時に備えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　それでは，再質問に入らせていただきます。

まず，非常時に各公民館並びにコミュニティセンターの館長・センター長の指揮権限というのはあるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

まず，災害の発生時，これは館長が行うこととして，施設の被害状況の確認，また，状況に

応じて安全を確保する必要がありますので，それらの業務を行う必要がございます。ですので，その段階では各公民館及びコミュニティセンターに勤務する職員に対して指示をし，指揮を執ることになります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　その職員の定義とは，どうなりますか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

原則的に，これは町の職員でございますので，教育委員会職員もしくは会計年度任用職員となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　それでは，そこにはシルバー人材センターから派遣されている人たちは入らないということでよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

理論的には入らないということでございます。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　非常時では入らないということなんですが，じゃあ，公民館では会計年度職員とシルバー人材センターからの会員が仕事をしています。これ，平時の指揮系統はどうなりますか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

まず，会計年度任用職員，こちらは館長と事務職員といるわけですけれども，まず館長については，中央公民館長の指揮の下に事務を，事業を行っているということでございます。

施設の管理者，職員の管理を行うのが中央公民館長だけですので，実際に中央公民館長，公民館以外に出向くこともありますけれども，常時管理というんでしょうか，業務の把握をすることは難しいので，各館にいる事務職員については，各館長の下で業務に当たるということでございます。

また，シルバー人材センターの会員については，これは業務を委託しているという関係から，基本的には中央公民館長，各館長の指揮系統の中には入ってございません。

ただ，業務を委託しておりまして，その内容で，例えば玄関のドアを開けるとか，施錠され

てるものを解除するとかというようなことを，業務としては入っておりますので，そういうものを，たまたま忘れてしまうようなことがあれば，それは館長もしくは事務職員のほうから，その担当しているシルバー人材センターの会員に指摘というんでしょうか，伝えることはあると思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　ちょっと非常にぎくしゃくした，非常時にはうまく機能するかしないか，不安をちょっと覚えましたが。

さて，勤務時間内のときに災害が発生したとき，避難所開設は，会計年度任用職員，また館長が動くと思うんですが，そうしますと，シルバー人材の方はどのように行動するかということは明記がないということなんで，そこには参加しないという認識でよろしいですか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

あくまでも現在，シルバー人材センターとの関係性，契約でございますけれども，業務を委託している，あちらは請け負っているという関係でございますので，残念ながら，その非常時の対応については契約の中に入っておりませんので，これは我々は命令ができないというふうに理解をしております。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　防災計画にも入ってないんですね，その規定が。その理由は何かありますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

これまで，町の地域防災計画には，会計年度任用職員の方やシルバー人材センターの方については，規定がございませんでした。

その理由といたしましては，会計年度任用職員の方やシルバー人材センターの方においては，災害が勤務時間内に発生するとは限らないというようなことや，そのため緊急の出動をお願いできないこと。また，勤務時間内に災害が発生した場合であっても，その災害が勤務時間内に終了するとは限らないこと。さらには，会計年度任用職員等の勤務体系といたしまして，例えば出勤日が週３日だけであるとか，出勤時間が午前９時から午後４時までの短時間であるとか，また雇用期間が短期間，毎年勤務希望があるとは限らないとか等々によりまして，その人を避難所の正規スタッフとして見込めないことから，災害時に対応する職員として，町の地域防災計画に規定してこなかったという理由がございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　理由は分かりました。それがいいか悪いかは別にして。

じゃあ，次に，危機管理の危機ってどのように考えていますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

危機管理の危機なんですけども，危機とは，通常時や平常時ではないような状況を表すことではないかと思います。状態といたしましては，町としては，町民の生命，身体及び財産に対して被害が生ずるおそれがある災害や，放置をすれば社会的な混乱が起こるおそれがあるような事故であるとか事件であるとか，そういうものが当たると考えられます。

そのような危機，リスクを管理マネジメントすることが危機管理となると，その危機の発生に対する準備を整えておきまして，危機が発生した場合における被害の発生や拡大を防ぐことにより，場合によっては町民に及ぼす影響をできる限り低減するために，平常時とは異なる緊急の対応も必要になってくるかと思います。

なお，町としましては，日頃からのリスク感性や想定力を高めることによりまして，今回出てるような避難所運営においては，組織づくり，ルールづくりに取り組むことによって危機管理を行っていきたいと，そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　危機管理の危機とは何かというのは，最後にちょっとお話をします。

次に，現在町内の避難所開設予定場所は17か所あります。そして，それに付け加えて，総合運動公園，茨大の農学部の農場，県立医療大学のグラウンド３か所，福祉避難所を除くと全部で20か所あります。

今，考えている最大の同時開設というのは，どのくらいを想定しておりますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

避難所の開設には，風水害と地震災害の場合で異なっておりまして，台風等の風水害の場合は，災害の種類，大雨であるとか土砂災害，警戒，風害など，また，規模，被災状況，災害が発生した，あるいは発生しそうな地域の川によりまして開設する避難所を決めますが，各公民館，ふれあいセンター，交流センターの６か所が最大同時開設の数となります。

次に，地震災害の場合では，町で震度５強以上の地震が発生した際には，避難所として18か所を同時に開設することになっておりまして，そのため最大開設数は18か所というふうになり

ます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　そのような，非常に非常時というか危機のときには何が起こるか分からない，同時に多くの避難所を開設しなきゃいけないということになりますと，やはりこれは人手が多く必要になってくるかと思います。

ちょっとさっき危機管理の危機とはどういうふうに考えていますかというのは部長に答えてもらいましたが，これはある本にある評論家が書いた内容です。ちょっと読みます。

危機のことをクライシスと言います。ギリシャ語ではクリシスという言葉があり，決断という意味になります。クライシス，危機とは決断すべきときであると訳せる。そして危機というものは管理の枠を超えた事態である。要するに，危機は管理できないということなんです。

しかし，管理できなくてもきちんと統治できる準備はしておかなくてはいけない。管理の枠を超えたものが危機だ。しかし統治はして，あらゆる知恵を使って，その非常事態に対応していかなくてはいけない。

そして，ここでクライテリオンという言葉が出てきます。これは基準なんですね。古い基準の枠を超えたことが起こってしまったとき，新しい基準を可及的速やかにつくっていかなくてはいけないと。クライテリオン，これは基準の問題が危機の中で切実な課題となる。防災訓練のたびに常に見直しをしていくことが必要になってまいります。

今，避難所開設訓練をやって，今，シルバー人材であるとか，会計年度の人たちの話をちょっとお聞きをしまして，指示系統にも入ってない。そしてまた，計画の中にも，その要員として入ってない。入ってないけども，いざ何かあったときには，その人たちの手を借りなくてはいけないことが，多分これは，時間内であれば間違いなく出てくるかと思います。

ですから，そういうことも想定して，避難所開設訓練等があったときは，そこの間の，そういう人たちも一緒になって避難所開設訓練に加わり，そしてまた，防災計画の位置づけとしても，これは見直しをかけて，やはりきちんとしていかなくてはいけないのではないかと考えますが，その点いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

例えば新型コロナウイルス感染症対策による複合災害への対応や，迅速な罹災証明の発行等，災害時における対応に必要な職員はこれまで以上に必要になってくるのではないかと考えております。

公民館等の会計年度任用職員やシルバー人材センターの職員は，契約に記載されている業務

を基本としながらも，やはり非常時においては，何よりも人々の安全確保が最優先でございますので，応急的に全員体制で臨む必要があるとは思っております。

そのためには，例えば議員御指摘のように，会計年度任用職員等にも平常時の防災訓練に参加していただくことは，災害時のスキルアップや防災意識の向上に大変有効であると思います。

現在，町地域防災計画における位置づけとしましては，正式に人数等の換算であったり，業務従事に充てるには，やはり難しい面があると思いますが，それぞれの施設管理者や人事の管理者の御理解，御協力を求め，特に避難所の初期設定時等の協力に関する位置づけを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　３分になりました。これで終わります。

今，部長が答えられたように，シルバー人材の方も委託業務ではなくて人材派遣の業務に変えていただいたり，そして，やはりその指揮権を館長にきちんとあるような形にするとか，やはりもっと柔軟にフレキシブルに動けるようなこともこれから検討していただいて。一般の町民の方は，こういう公共施設に働いている人はみんな町の職員だと思っておりますから。

ですから，やはりいざとなったときはみんなで力を合わせて問題の解決に当たれるように，制度設計のほうをよろしくお願い申し上げまして，私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，13番川畑秀慈君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午後　０時０３分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，５番高野好央君の一般質問を行います。

５番高野好央君の質問を許します。登壇願います。

〔５番高野好央君登壇〕

○５番（高野好央君）　皆さん，こんにちは。

それでは，通告に従いまして，一般質問をさせていただきます。

実穀地区公民館整備はどうなっているのか。

阿見町立実穀小学校は，平成27年３月策定，阿見町立学校再編計画に基づき平成30年３月に閉校となり，地域の代表者で組織された跡地利活用検討委員会での検討後，地域住民の意見，

要望から多世代が交流できる地域交流拠点施設ということで，実穀地区公民館整備検討委員会が組織され，現在も検討が続いているかと思います。

しかし，廃校となった小学校を地区公民館に整備することに対し，一部住民から計画の見直しの声も上がっております。

コロナウイルスの感染拡大により先を見通すのが難しい状況の中，もう一度議論が必要だと思い，質問させていただきます。

１つ，実穀地区に公民館が必要な理由は。

２つ，これまでの経緯。

３つ，吉原交流センター含め，ほか公民館・ふれあいセンターの利用人数，利用状況は。

４つ，現在の実穀地区公民館整備状況。

以上，よろしくお願いします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　高野議員の，実穀地区公民館整備事業は現在どうなっているのかの質問にお答えいたします。

１点目の，実穀地区に地区公民館が必要な理由はについてであります。

当事業については，海野議員への一般質問に答弁したとおり，教育委員会としては，平成４年度に策定した町公民館整備計画を基に，旧学区内６行政区からなる実穀小学校跡地利活用検討委員会からの提出があった実穀小学校跡地利活用に関する要望書により跡地利活用を実現するものであり，整備を図っているところです。

２点目の，これまでの経緯についてであります。

当事業につきましては，実穀小学校の閉校に当たり，平成29年に学区内６行政区による実穀小学校跡地利活用検討委員会がそれぞれの行政区から各３名，計18名の代表によって組織されました。

４回の会議や視察と地区でのアンケート調査を経て，平成30年２月に，同検討委員会から当時の天田町長に実穀小学校跡地利活用に関する要望書の提出があり，要望事項の１つとして多世代が交流できる多機能型地域拠点として地域交流拠点施設が要望されました。

平成30年度に，町は内部組織である阿見町学校跡地利用検討委員会を設置し，要望の実現を最優先として，校舎の一部を利活用した地域交流拠点施設を先行整備し，残る部分については民間活用を含め検討していくことを決定しました。

令和元年度からは，整備を進めるため，実穀地区公民館整備検討委員会を設置し，その委員

について，旧学区内６行政区に各２名の選出を依頼し合計12名により組織しました。

この検討委員会では，運営や利用方法，施設内容として各部屋の仕様等を検討してまいりました。これまでの開催回数は，令和元年度に３回，令和２年度に３回，令和３年度に２回，合計８回を開催しております。

３点目の，吉原交流センターを含め，他公民館・ふれあいセンターの利用人数，利用状況についてであります。

令和元年度の各公民館・コミュニティセンターの利用人数は，中央公民館が３万9,472人，君原公民館が１万5,955人，かすみ公民館が２万7,336人，本郷ふれあいセンターが５万58人，舟島ふれあいセンターが２万6,302人であります。吉原交流センターの利用人数は，コロナ禍の開所でありますが，４月から８月まで712人となっております。

公民館・コミュニティセンターの利用状況ですが，ふれあい地区館会議及び事業，議会報告会，地域づくり会議，町校長会等会議，研修会，講演会，定期講座，少年少女チャレンジ教室，社会教育関係団体等への貸館などに利用されている状況です。

４点目の，現在の実穀地区公民館整備事業の進捗状況についてであります。

実穀地区公民館整備検討委員会については，９回目は11月頃に，10回目は来年２月頃に開催を予定しております。

設計業務については，現在進行中であり，完了時期は令和４年１月を予定しております。現在のところ改修工事費の積算までは完了しておりません。工事の発注は令和４年度に予定しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　それでは，再質問のほうをさせていただきます。

跡地利用検討委員会，整備検討委員会，地区説明会では，公民館以外の利活用方法，意見などは出なかったのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

実穀地区公民館整備検討委員会の第１回目におきまして，委員から，グラウンドを人工芝にしてサッカーができるようにしてほしいと，校舎ではなく，全体の利活用の中での御意見をいただいております。

また，地元説明会においても，職業訓練校やドローンの訓練所，こういうものに民間事業者を誘致するのはいかがかというような御意見がございました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　民間企業を誘致しての活用などの意見も出ていたということですが，委員会内の議論はどのように進んでいったのでしょうか。
○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。
○中央公民館長（煙川栄君）　確認を１点させていただきます。委員会というのは整備検討委員会のことでよろしいのでしょうか。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　跡地利用検討委員会のほうでも，民間企業を誘致してという話は出てなかったですかね。どちらかで出てたかと思うんですが。
○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。
○中央公民館長（煙川栄君）　実穀小学校跡地利活用検討委員会の中で，要望書をまとめる際に，民間事業者の誘致ということについても，要望書の中に，これは記載のあったところです。
　ですので，詳細な検討内容というのは，残念ながら私どもは把握はしていないんですけれども，検討されたものというふうにこれは理解をしております。
　また，実穀地区公民館整備検討委員会，こちらの中では，地区公民館整備ということですので，民間事業者の活用についての大きな議論というのはございませんでした。
　現在の状況としましては，これは海野議員の一般質問の中でもお答えしているところですけれども，実穀小学校跡地につきましては，現在まだ校舎などの取り合いについて，例えば，その一部を使うということで設計を進めておりますけれども，詳細が決まっておりませんので，まだ，民間企業の誘致ということは，現在検討中であり，実施はしていないということでございます。
　以上です。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　それでは，実穀地区に公民館が必要な理由としては，先ほどの答弁にもありました，多世代が交流できる多機能型地域拠点施設という要望があったからでよろしいでしょうか。それ以外の理由があればお願いします。
○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。
○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。
　こちらの御質問につきましても，海野議員の一般質問にお答えしている部分がございますので，その部分はやはりちょっと割愛をさせていただきます。
　その上で，教育委員会としては，実穀地区におけるふれあい地区館活動の本拠とするというようなことを目的に整備を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　実穀近隣公園脇に6,700平米の公民館予定地があります。この土地の活用を，町としてはどのように考えているのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

まず，現在，この公民館予定地，これにつきましては，教育委員会のほうで所管をして管理をしているものでございます。教育委員会としましては，旧実穀小学校の校舎を活用した集会施設，現在コミュニティセンターを予定しておりますけれども，これが整備されますと，御質問のあった公民館予定地につきましては，その目的がなくなるということで理解をしております。

ですので，今後の活用方法については，教育委員会を含めて，町全体で検討しなければならない問題というふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　寺子地区から公民館整備反対の署名，要望が出ていますが，どのように捉えているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　実穀地区の６行政区のうちの寺子地区から，そのような御意見があることは理解をしております。

その上で，平成30年の２月の要望書，これは実穀地区の６行政区の意見を取りまとめたものというふうに私ども理解をしております。これを理解した上で尊重して，現在まで事業を進めてまいりました。

建設反対の要望は寺子地区からということですので，町の現在の理解としては，実穀地区６行政区の意見というふうなことで判断をしているわけではございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　先ほど答弁いただきました各公民館・ふれあいセンターの利用人数は分かりました。この利用人数と，あと利用率のほうを教えていただきたいんですが。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　利用人数のほうにつきましては，平成元年度のほうでお答えしているところですけれども，利用率ということですので，今年３年度の４月から８月までの利

用率をお答えしたいと思います。

中央公民館は16.4％，君原公民館は9.2％，かすみ公民館は14.4％，本郷ふれあいセンターは30.6％，舟島ふれあいセンターは15.9％，吉原交流センターは4.5％。

なお，吉原交流センターにおいては，前期講座の開催をしていない関係から利用率が下がっているものというふうに私どもは考えております。

また，元年以降，このコロナの影響がございまして，全体の利用率も下がっているというところは，今年度の利用率が低下している１つの要因だというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　吉原交流センターの利用人数の詳しい内訳，これ吉原在住者，それから吉原以外の在住者の人数を教えていただきたいんですが。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

吉原交流センターの利用者の内訳でございますけれども，実績報告書，利用報告書をいただいているわけですけども，その中に個人を特定して住所を記載するような欄があったり，その中に，地域内か地域外かというようなことも含めて，報告をいただくような欄がございません。正直なところ，詳細は不明でございます。

ただ，先ほど答弁させていただいた712名のうち，我々が吉原交流センターの利用者であろうというふうに考えているものは，ふれあい地区館活動，これの利用がございまして，その利用者の合計が138名。この138名は吉原在住の方であろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　直近で整備した吉原交流センター，こちらの運営状況，利用率などを，このデータを何年か取ってから，実穀小の公民館整備をもう一度検討してもよろしいのではないでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

こちらにつきましても，海野議員の一般質問にもお答えしているところでございますが，現在，コロナ禍ということで，先ほども利用率が年々下がっているというお話をさせていただきました。非常に人と人が対面に会うことやつながっていくこと，これが非常に困難になっております。

このような中で地域コミュニティを維持して，地域力の向上を図っていくということは，大

変難しい問題だというふうに理解をしておりまして，このことを考えますと，現在の時点からそういう準備を進めるべきではないかと，そのように考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　昨年12月17日に，実穀小，公民館整備の実施設計の入札がありました。

検討委員会の中でも設計が示されているかと思いますが，現在の設計で整備にかかる費用を概算で結構ですので，教えてください。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　お答えいたします。

こちらの概算額等につきましては，現在，設計中であり，積算中ということでございますので，残念ながら，その設計業者が出してきたというようなものとしては，残念ながら現在ございません。

これは予算が必要なものですので，予算の額につきましては，海野議員の一般質問の中で答弁をさせていただいております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　それでは，昨年10月25日に行った地区説明会の中でも，補助金の見通しは立っていると説明がされています。防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金，こちらの現在の進捗状況，そちらを教えてください。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えします。

今，財源につきましては，鋭意調整中でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　調整中とは，今，スケジュール的にはどの辺まで行っているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まだ設計等が終了しておりませんので，そういった意味で現在調整をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　こちらの補助金について，私，防衛省北関東防衛局周辺環境整備課に確認のほうを取らせていただきました。こちら，私ちゃんと名前を名のって確認していますので，調べていただいても結構です。

最初，私も自分の耳を疑いました。令和４年度の補助金交付で，申請されていないという回答でした。

まず，申請がされていないこの補助金の，こちらの交付決定までのスケジュールを教えてください。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

現在調整中ではございますが，そもそも防衛のほうから，当初予定していた内容が，全国の防衛施設の，要するにいろんな調整を図った上で，阿見町に配分をいただくことになるんですが，該当年次に配分をいただけなくなる可能性があると，そういうような御指摘がございまして，ちょっと一旦控えてほしいという，そういう御指導をいただいております。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　そうすると，細かなスケジュールの中で，補助金申請する前に，概算要望だったり，ヒアリングだったり，いろいろあるかと思います。これはどの辺まで進んだんでしょうか。そこまでは行かなかったということでよろしいんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

今おっしゃるとおりでございまして，私どもも準備をしておったんですが，要するに国の枠の中で該当年次に配分ができない可能性があるということで，一旦そのところが頓挫して止めているということでございます。

ただ，それでは私どもも財源のほうが滞ってしまいますので，それに代わる国庫補助金ですとか，起債。そもそもこの公的な場で防衛のお話をちょっとするということは，まだ確定ではないので，なかなかちょっと申し上げにくいところがありますけれども，今現在，これまで調整してきた内容よりも，さらに有利な国庫補助，こういったものをにらんで，今，別途調整を図っているところでございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　そうしますと，今補助金が見通しが立ってないというような状況になるかと思います。

これ，そうすると，実際のところ補助金の確約，見通しの立たないまま昨年12月の実施設計に進んだということでよろしいですか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

実施設計のときまでは，その防衛さんとの協議は継続して行われておりました。ただ，その段階で配分がなくなる可能性がありますと，そういう御指摘をいただきましたので，財源に穴を空けるわけにはいきませんので，別途，国庫補助を調査いたしまして，その取付けに，今，努力をしているところでございます。

ただ，これについても，まだ確約されたものではございませんので，最悪は起債措置ができるということが分かりまして，その起債措置の率につきましても，補助をいただける率よりもはるかに好条件で起債措置ができるという裏が取れておりますので，そういった両面から，今，財源のほうの確保を進めてございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　そうしますと，ぶっちゃけた話，補助金見通しが立ってないと，その辺の見通しが立ってないということで，これに関して，今のところまだ議会のほうに説明がなされてないんですが，防衛省の補助金のほうを断念したというところで，その辺の議会への説明されてないんですが，その辺はいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

いずれにしましても，全てのことが今，確定している内容ではないので，その相手方それぞれに省庁がございますので，そちらの状況が把握できた段階で，当然，議会のほうには御説明をさせていただきたいというふうに思ってございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　いや，これ，まず，その防衛省の補助を断念したところで一度説明するべきだったんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　防衛さんとの協議の中でも，いろいろ御指摘をいただいた中で，ほかの財源の模索をしているというふうに防衛さんのほうにもお伝えしてございます。そういったまだ不確定の段階でしたので，次なる財源の見込みができた段階で御説明，御報告させていただこうというふうに判断したものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　これですね，非常に大きな問題だと思うんですよね。最初，地区説明

会であったり検討委員会であったり，その辺りにも，防衛省の補助金があると，そういうことで，それを前提に進めてきているはずです。であれば，その防衛省の補助金が頓挫した時点で，断念した時点で，説明するべきだったんじゃないでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　先ほどもお答えしましたとおりに，相手方が当然ございますので，その辺を考慮して，かつ，今回，高野議員のほうからそのような御指摘をいただいたところですけども，まだ検討委員会等々にもその状況を報告している段階ではございません。そういった状況もありますので，不確定なまま情報を提示するわけにはいきませんでしたので，今現時点では調整中ということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　ほかに防衛省以外の補助金というのはどういったものがあるんでしょう。さっき国庫補助とおっしゃっていましたが。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　そのような拠点整備交付金というのが実はございまして，この率が，防衛さんの率よりもはるかに好条件でいただけるという内容でございます。ただ，今はその入り口ではございますけれども，その申込みについては幾つかのハードルがございまして，今，国の担当者と，今日も実はその調整をしているところなんですけれども，そういった調整を今図っているところでございます。おおむねの見込みが立ちましたら，当然，概要について御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　その補助率，防衛省の補助率よりはるかによろしいということなんですが，その補助率のほうを教えてください。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　今，私どものほうで国のほうと調整をしている補助の内容は，総事業費の２分の１をいただけると，そういうような状況がございますので，防衛さんにはこれまでも，今回の公民館拠点整備事業のほかに，様々に町の事業について御支援をいただいているところでございます。そういったこともございまして，先ほど御指摘あったようなところも調整をしているということで，私どものほうで，拠点整備の交付金を，つなぎを今，図っているということなんですけども，率につきましては，総事業費の２分の１ということになりますので，かなり町には有益な拠点整備交付金をいただけるということになれば，大きな財源の

確保につながるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　確かに補助率２分の１，これが通れば，すごくいいのかと思います。

ただ，先ほどの私の質問でも，吉原交流センターの詳細なデータ，こちらは取ってないということでした。そのデータ，実績を示せない。町内公民館・ふれあいセンターの，先ほど利用率もなかなか低いというような中で，公民館整備，こちらの補助金申請はできるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　当然，その拠点整備交付金のお話を進める中では利用率ということも１つの要因かと思いますが，それよりも，いかにその地域の拠点，そういう交流拠点になるか，そういったところがその拠点整備交付金の大きなポイントでございますので，地域の皆様が，いかによりよく内容として使っていただけるか，そこの内容を求められた補助の内容となります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　こちらですね，最初，議会のほうにも，地区それから検討委員会にも説明されてた補助金と変わってきてます。補助率がこちらのほうがいいからとか，そういう問題ではなくて，まず，防衛省の補助金が交付申請できなかった時点で，今まで説明されてきた前提条件が崩れています。

当初計画と違っているので，この計画が破綻しているかと思うんですが，どうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

教育委員会のほうは鋭意努力して，検討委員会を中心に，現在も建設に向けて地元の方と議論を展開中でございます。私どものほうの立場としましては，先ほどの財源の問題につきましては，防衛さんのほうの実は問題。実は吉原のときにも，この進める過程の中で，防衛のほうから補助をいただけるというのを確約のごとくちょっと説明をしてきてしまったというのが，実は防衛のほうからちょっと強く御指摘をいただきまして，これはどうでしょうということで，私どものほうも一度ちょっと謝罪に伺っている経過がございます。

そういったこともございまして，一応確定してから，次の財源についても皆様のほうに御報告をさせていただくというような準備をさせていただいたところです。そういうことで，計画については頓挫しているというふうな認識はございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　そうしますと，新しく申請する国庫補助の，２分の１補助率の国庫補助のほうなんですが，こちら今，どのような段階まで来ているんでしょうか。本申請というか，申請はいつ頃されるんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　今，国の担当者と事前の相談をしている段階になります。相談の中で幾つかの課題をいただいておりますので，それがクリアできれば，12月には申請にこぎ着けられるものというふうに考えてございます。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　申請前のヒアリングとか，概算要望というんですかね，その辺の打合せなんかはもう済んでいるんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　今まさにその調整中ということで，今日も実は担当のほうと国の窓口の方で，実は別部屋のほうで今，その調整を図っているところでございます。
　以上でございます。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　こちらの補助金，まだ確約は取れてないでしょうし，完全なる見通しというのもまだ立ってないかと思います。そうしますと，先ほど答弁書の中に，工事の発注は令和４年度に予定していると答弁がございました。
　現状補助金の見通しが立ってない状況で，全てこれ，町のお金で工事するつもりでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
　実は，仮に補助は２分の１というのは，阿見町にとっても大変魅力なものでございますので，防衛様とのこれまでの協議のことは協議のこととして，できれば有利なほうで財源を確保したいという狙いがございます。仮に，これから進む中で拠点整備交付金がいただけないということになれば，起債という措置で，かなり起債も有利な割合の起債がございますので，その起債の申請も併せて，情報として探りながら今，進めているということでございます。
○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。
○５番（高野好央君）　通常，公共事業と言われるものは国県などの補助金を当てにしている部分が大変大きいと思います。最初予定していた防衛省の補助金は，これ正直ぶっちゃけたところ，駄目になったということだと思います。
　そうすると，こういった公共事業というのは，補助金が駄目になった時点で，通常であれば

ストップ，それか白紙，もしくは事業計画の見直しだと私は認識していますが，行政側のほうはどうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

この拠点整備交付金は，吉原の財源の確保のときにも，その財源の１つの方法として議論には上がっておりました。ただ，そこに持ち込むにはいろんな材料が厳しいというような判断の中で，一旦は吉原は防衛のほうにつないだという流れがございます。ですので，拠点整備交付金につきましては，その吉原のときから，阿見町としてもそれなりの準備はしておったという経過がございます。それの代替が見えているという状況ですので，この事業を止めるという判断には至ってございません。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　最初からの説明で，あれだけ防衛省の補助金のお話をしていれば，地区の方，それから検討委員会，あと議会の皆さんも，防衛省の補助金で動いていると認識しています。

そうすると，やはり防衛省の補助金のほうが頓挫した時点で一度説明するべきだったと思いますが，こちら，早急に説明ということは考えていませんか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　経過につきましては，先ほど来から御説明したとおりでございますけれども，今回このような形で御指摘をいただきましたので，まずは検討委員会の委員長，副委員長のほうにも，その状況などを報告しながら，今の代替の状況については，教育委員会とも相談して提示をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　これは一部住民からも整備反対の意見が出ているわけです。やはりここで事業を取りあえず一度ストップ，そして事業計画を見直しして，実穀小学校区できちっとした利活用のアンケート，それから本当に公民館が必要なのかという意向調査を行政として一度すべきだと思うんですが，いかがでしょう。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　全体で再度その意向調査をするという考えは，教育委員会との認識の中でも現在考えてはございません。ですので，当初にいただきました要望の内容で今現在動いているということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　これは私個人としては，なぜ補助金の見通しが立ってないのにストップできないのか，ちょっと理解できないんですが。あと，アンケートもできないということで。

先ほど答弁いただきました利用率，中央公民館が16.4％，君原公民館が9.2％，かすみ公民館が14.4％，本郷ふれあいセンターが30.6％，舟島ふれあいセンターが15.9％，吉原交流センターが4.5％と。コロナ禍というのもありますけども，私，本郷ふれあいセンター，中央公民館なんかは，もうちょっと利用率が上だと思ってました。

ただ，これだと時期によっては混雑して，空いてないこともあるかもしれません。ですが，ふだんはほぼがらがらの状態だと思います。本来であれば，例えば中央公民館を利用したいという団体がいましたら，空いていないとなれば，空いているところに誘導する。それが行政の仕事ではないんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

高野議員がおっしゃるような考え方も１つございます。ただ，定期的に同じ部屋を使いたい。もしくは使用目的が，例えば音楽であるとか舞踊であるとか，その環境に由来するようなものもございます。ですので，全てがそのようになるわけではございません。

町内で，私ども，同好会や社会教育関係団体などに貸し館としてお部屋を貸し出しさせていただいておりますけれども，こちらにつきまして，やはり身近なところ，集まりやすいところで使いたいというニーズもありまして，御意見もありまして，私どもで，例えば吉原，例えば君原をあっせんしたとしても，お使いいただけていない場面もございます。ですので，努力はしてまいりたいというふうに思いますけれども，なかなかこれは，何というんですかね，平準化はされていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　この利用率で，新しくまた公民館を１つ増やすということは，ちょっと私，全く理解できないんですが。

町長，教育長お二人にお伺いしたいと思います。こちら防衛省の補助金が頓挫したということを知らなかったということはないと思いますが，どうでしょう。報告は受けているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　報告は受けています。そのときに，町長公室長が言ったように，いろいろな補助があるというようなことで，防衛補助のほうも確定ではなかったというのがあります。

でも，その後に，また違うまちづくり交付金だとか，今言った起債であるとか，こういうものが何段階であったものですから，これなら行けるなという思いでおりました。

最初の防衛補助がなくなりそうだというようなときに，議会に報告はしなくてはいけなかったという反省はございます。しかし，もっといい交付金，条件のいいものがあるということでありましたので，その辺のとこを進めて，ちゃんとめどが立った時点で報告するというようなことで思ってございました。

○議長（久保谷充君）　教育長湯原正人君。今の件。

○教育長（湯原正人君）　町長さんがお答えになったんで，私がそのほかに答えることはありませんけれども，なぜ実穀小学校跡地を公民館にということで進めてきたかというのは，やっぱりふれあい地区館活動なんですよ。一番中心になって，あそこを活用していくというのは。いろんなそれ以外のこともできると思いますけれども。

やっぱり今，本郷で間借りしているような状況ですね。実穀地区の独自の，やっぱりふれあい地区館活動というのは今コロナ禍で，その需要というのはもうますます重要性というか必要性というか，私は高まってきているのではないかというふうに考えています。これは答弁したとおりです。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　公民館のほうを整備をすれば，維持をしていかないといけない。公共施設の維持管理については，どこの市町村も苦しんでいます。公民館の維持管理の問題を長期的展望として，町長，教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　当然，維持管理はかかることは分かってございます。しかし，やはり地区で，やはり今，話があったように，教育長からあったように，ふれあい地区館活動という地区活動がやっています。実穀小学校がなくなって，やはり地域コミュニティが取りづらいという話がございます。そういった中で，最初に戻ってもらいたいのは，これ，前町長のときからこのことが決まって，私は受けて，それから今までずっと何年間もやってきたという実績があります。

今，一部の寺子地区の方が反対しているというようなことでありますけれども，これについても，昨年の12月に，私のところに代表と思われる方が来ました。これは寺子地区だけではなくて実穀地区全体の話なので，そういったことでまとまっていくんであればと，私は。市民運動ですから，私は阻害したりはしません。そういった中で広がっていくのかなと思っていたら，もう９月になっている状況なんです。

ですから，今の寺子地区のそういう思いもあるかもしれませんけれども，あの地区公民館を本当に待っているような人たちもたくさんいるんです。

ですから，やはり一度これまでの，ずっとその整備検討委員会，いろんな委員会で整備を進めたいという思いがあったものですから，何とかこれを建設したいという思いは私はあります。ただ，今，言われた補助金の問題だとか，それが地区の広がりがあるのであれば，これは考えるしかないという思いがありますけれども，現在では，やはり進めていかなくてはならないというふうに思っています。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　それでは，最後の質問です。

こちらの公民館整備のほう，担当課として，公民館整備，今後どのように進めていかれるつもりでしょうか。

○議長（久保谷充君）　中央公民館長煙川栄君。

○中央公民館長（煙川栄君）　はい，お答えいたします。

今，御指摘いただいたような諸問題がございますけれども，基本的に中央公民館としては，事業を実施するほうの立場でございますので，この後，例えば，実穀地区公民館整備検討委員会の９回目，10回目，それと設計業務も今，途中でございますので，これも成果品をいただいて，業務完了に向けてということで進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　５番高野好央君。

○５番（高野好央君）　それでは，今後，検討委員会のほう，また開かれるかと思います。地区の方にもこの補助金の問題，こちら，最初の説明と違っていますので，それを早急に説明のほうをしていただきたいと思います。

６月議会の飯野議員，先ほどの川畑議員の一般質問の中にもありました，令和４年度から令和７年度までの４年間で19億円の財源不足を見込んでいると。財源不足になるであろうと分かっている。そして，このコロナ禍，人口減少も予測できる中，要望があったから新たに公民館を整備するでは，いずれ阿見町はパンクしてしまいます。新たな財源を生み出す方法を考えていかないといけないのではないでしょうか。

まだ納得できない部分がたくさんありますので，これからも独自に調査し，注視していきたいと思います。私は，この問題の多い事業に反対させていただいて，私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，５番高野好央君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日は，これで散会いたします。御苦労さまでした。

午後　１時４８分散会

第　　4　　号

〔　9 月 17 日　〕

令和３年第３回阿見町議会定例会会議録（第４号）

令和３年９月１７日（第４日）

○出席議員

１番　久保谷　充　君
２番　落　合　剛　君
３番　栗　田　敏　昌　君
４番　石　引　大　介　君
５番　高　野　好　央　君
６番　樋　口　達　哉　君
７番　栗　原　宜　行　君
８番　飯　野　良　治　君
９番　野　口　雅　弘　君
１０番　永　井　義　一　君
１１番　海　野　隆　君
１２番　平　岡　博　君
１３番　川　畑　秀　慈　君
１４番　難　波　千香子　君
１５番　紙　井　和　美　君
１６番　柴　原　成　一　君
１７番　久保谷　実　君
１８番　吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　長　千　葉　繁　君
副　町　長　坪　田　匡　弘　君
教　育　長　湯　原　正　人　君
町長公室長　建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
人事課長	青山広美君
管財課長	飯村弘一君
町民課長	齋藤　明君
防災危機管理課長	山﨑　厚君
国保年金課長	武井　浩君
学校教育課長	恵美和彦君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第３回阿見町議会定例会

議事日程第４号

令和３年９月１７日　午前１０時開議

日程第１　一般質問

日程第２　休会の件

一般質問通告事項一覧

令和３年第３回定例会

一般質問３日目（令和３年９月１７日）

発　言　者	質　問　の　趣　旨	答　弁　者
１．紙井　和美	１．町職員の働き方改革について	町　　長
２．永井　義一	１．国民健康保険税について ２．小中学校の就学援助制度について	町　　長 教　育　長
３．栗原　宜行	１．デジタル化への対応は出来ているか ２．消防団員の処遇改善への対応は進んでいるか	町長・教育長 町　　長

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。定刻になりましたので，これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

一般質問

○議長（久保谷充君）　日程第１，一般質問を行います。

質問の順序を通告順とし，質問時間は答弁を含め60分以内といたしますので，御協力のほどをお願いいたします。

議員各位に申し上げます。一般質問は，会議規則第61条第１項に規定されているとおり，町の一般事務についてただす場であります。したがって，町の一般事務に関係しないものは認められません。また，一般質問は町長の個人的見解をただす場でもありません。議員各位におかれましては，十分にこれらのルールを遵守していただくことを求めます。

次に，執行部各位に申し上げます。能率的な会議運営の観点から，質問に対する簡明な答弁をされるようお願いいたします。

なお，議会基本条例第５条第１項第３号の規定により，執行機関には反問権を付与しておりますので，議員の質問等に対し反問する場合は，挙手の上，反問したい旨を述べた後，議長の許可を得てから反問してください。

初めに，15番紙井和美君の一般質問を行います。

15番紙井和美君の質問を許します。登壇願います。

〔１５番紙井和美君登壇〕

○１５番（紙井和美君）　皆様，おはようございます。

通告に従いまして，町職員の働き方改革について質問をいたします。

ここ数年，コロナ対応や，度重なる風水害の対応に追われるなど，当町においても職員の負担はかなり増大しています。私たちの生命と財産，日々の暮らしと安心を担う地方自治体職員，公務員は全体の奉仕者であると，当町の役場職員の皆様もそんな思いを胸に秘めて，公務の世界に飛び込んだことと思います。しかし，理想と現実のギャップに悩みながら働く職員が数多く存在している現状があり，特に若い職員に関しましては顕著に表れています。

全国的にも，残念ながら７年連続で地方自治体の職員採用試験受験者数は減少し続けています。一般的に公務員といえば，定時で帰れて給料も安定しているというイメージを持たれがちですけれども，公務員の現状として，長時間労働も当たり前，残業代はあってないような環境で働いている方も少なくありません。民間で働く労働者の労働規則を定めた法律が労働基準法ですが，公務員の場合は労働基準法ではなく，公務員の労働規則を定めた法律の勤務時間法及び人事院規則に従って働くことになります。

人事院規則15の14，職員の勤務時間，休日及び休暇，第16条では，正規の勤務時間以外の時間において，職員に勤務することを命ずる場合には，職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならないと定めていますが，災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務においてはこの限りではないとの追記があります。

災害発生や有事の際には，各省庁に指示を出す内閣府をはじめ，自衛隊，消防や警察，市町村役場などの地方公務員まで，不眠不休で任務に当たる職員も多くいます。公務員である限り，災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務において，長時間労働は避けられません。

総務省が調査した全国調査，地方公務員における働き方改革に係る状況のデータでは，令和元年度，地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果において，地方公務員を受験する人数は44万126人，前年度比２万9,697人減少。合格者数は７万8,049人で，2,453人減少となっており，競争率は5.6倍で，前年度比0.2ポイント減り，受験者数・競争率ともに減少傾向にあります。

そこで，中途採用を実施する公共団体が増加し，都道府県及び指定都市の95.5％で実施をしております。中途採用の受験者数は，令和元年度２万1,434人で，前年度比5,699人減少しているものの，採用者数は2,081人と，前年比で308人増加しています。採用倍率は減少傾向にありますが10.3倍となっております。

時間外勤務の状況におきましては，国家公務員の年219時間よりも低い水準ではありますが，職員１人当たりの残業時間は，全団体で年間142.3時間と，前年度比5.8時間増加しております。月48時間超えの時間外勤務をした職員は全体の4.8％。月100時間超えの時間外勤務をした職員は全体の0.3％で，いずれも前年度比横ばいです。

柔軟な勤務形態の導入状況において，育児・介護のための早出・遅出制度の導入は，全国で66.6％と高水準になっております。フレックスタイム制度は，近年増加傾向ではありますが，全体で4.5％とまだまだ低い状況であります。

１億総活躍社会の実現の鍵となっているのが女性です。未来の日本の働き手を確保するためには，女性が安心して子供を産み育てられる社会でなければなりません。にもかかわらず，女性の離職率が高い理由として，妊娠・出産，育児や介護などの外的要因がほとんどであります。

働き方改革では，子育て・介護等と仕事の両立，障害者の就労のテーマにて，女性も含めた労働者の育児や介護などと仕事の両立に関して，育児休業や介護休業，またマタニティーハラスメントなどの是正を取り上げ，記載をしております。家のことは女性という意識を改革するのも，働き方改革に含められたテーマなのではないでしょうか。一般企業でも，妊娠・出産や育児，介護をめぐる女性の不当な扱いが問題視をされております。

まず，公務員自らが育児や介護をしながらでも働きやすい，かつ男性も育休が取得しやすい環境づくりを行うことで，働き方改革も浸透していくのではないでしょうか。両立の支援から，活躍の促進へ変革し，マネジメントしていく転換期であると思っております。

心の健康，メンタルヘルス対策については，都道府県及び指定都市にあっては全部局で，市・区にあってもほぼ全部局で，町村にあっては各部局と，約９割で何らかの取組が実施をされております。主な取組としましては，職員等への教育研修，情報提供の実施であります。それぞれの取組状況は，都道府県，指定都市に比べ，市区町村では全般的に低い傾向にあります。

そのように様々な課題がある中，働く環境を整備し，町職員の意欲の向上を図る取組はどのように行われているかを伺います。

１，地方公務員の残業は，地方公務員法や自治体の条例，規則にのっとっているが，災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務が生じた場合は，その限りではないと定められている。職員の時間外労働の現状について。

２，コロナ前から現在の３年間で１週間以上心の不調により休職している職員の数の推移と，その対応はどのようにしているか。

３，町民対応窓口の業務について，職員の数とスキルは十分行われているか。

４，女性が働きやすい環境整備と，活躍を促す取組について。

５，様々な対応が期待できる専門職の中途採用や，国が2019年12月に策定した，就職氷河期世代支援に関する行動計画で示された地方公務員採用の機会を拡大するため，30代半ばから40代半ばの就職氷河期世代中途採用についてはどうか。

６，職員の負担を減らすためのＡＩの活用はさらに重要になってきた。マイナンバーカードの普及や行政手続の簡素化及びテレワークのさらなる推進について。

７，使用していない会議室を開放するなど，職員が落ち着ける休憩場所の設置について。

以上７項目についてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　皆さん，おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

紙井議員の，町職員の働き方改革についての質問にお答えいたします。

１点目の，職員の時間外労働の現状についてであります。

働き方改革として，働く方々がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するため，長時間労働の是正，多様で柔軟な働き方の実現，雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保等のための措置を講じることとされております。職員の時間外勤務については，ノー残業デーの設定や，令和元年度より時間外勤務命令の上限を規定するなど縮減を図ってきたところです。しかしながら，時間外勤務は増加の傾向にあるのが現状です。

２点目の，心の不調により休職している職員の推移と対応についてであります。

直近３年間の心の不調により療養休暇を取得した職員数は，平成30年度は８名，令和元年度は13名，令和２年度は18名であります。

対応としましては，メンタルヘルス対策として，ストレスチェックを行い，高ストレスとなった職員へは産業医の面談の勧奨を行っており，復職時や過重労働の対象者に対しても産業医の面談を行うなど，その予防に努めるとともに，復職時には職員の不安を和らげ，復帰の準備を支援するため必要に応じて「試し出勤」を実施しております。

また，職員が気兼ねなく相談を受けられるよう，職員のプライバシーに配慮した茨城カウンセリングセンターのメンタルヘルス相談事業，茨城県市町村共済組合による電話相談「こころとからだの健康相談」など心身の相談に対応するほか，悩みや苦情については直属の管理職や，人事管理担当課において随時対応しております。

３点目の，町民対応窓口の業務について，職員の数とスキルは十分かについてであります。

町では，所属長に対し職員定数等に関するヒアリングを実施し，課単位，所属職員単位の業務量の把握，並びに所属部署における業務課題の精査等を行い，各課の職員定数を決定しております。また，窓口対応スキルにつきましては，自治研修所研修や稲敷広域派遣研修への参加，さらに，庁内研修として，毎年接遇研修やクレーム対応研修などを実施し，職員のスキルアップに努めております。

４点目の，女性が働きやすい環境整備と活躍を促す取組についてであります。

町では，積極的に女性職員の活躍を推進するため，女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定しております。取組としましては，男女を通じた働き方改革の推進，女性職員の職域拡大や研修等を通じたキャリア形成への支援，職業生活と家庭生活の両立に向けた支援，性別役割分担意識の是正のための啓発・研修などを行っております。

５点目の，専門職及び就職氷河期世代の中途採用についてであります。

就職氷河期世代に限定した採用は行っておりませんが，受験資格年齢を40歳までとしており，就職氷河期世代も受験が可能となるよう年齢制限を設定しております。今年度実施した専門職

の中途採用においては，年齢上限を50歳まで引き上げ，建築士，保健師並びに精神保健福祉士の３職種について実施したところです。今後も，柔軟に中途採用を行うことで，実務経験豊富な即戦力を登用できるよう努めてまいります。

６点目の，町職員の負担を減らすためのＡＩの活用についてであります。

総務省が策定した「自治体におけるＡＩ活用・導入ガイドブック」において，ＡＩ導入に当たっては適切な庁内体制を構築することや，ＡＩを導入することで解決できる課題を洗い出すために，ＡＩ導入以外の方法による解決方法，例えば業務手順を変えることで業務効率化が可能か，マニュアルを作成することで作業の統一はできないのか，なども含め業務の見直しについて検討した上で，ＡＩを導入する業務の具体化を行う必要があるとしており，そのことが行政手続きの簡素化につながってくるものと考えております。

ガイドブックには先進自治体の事例が紹介されており，近隣ではつくば市の事例などもございますので，そのような事例を参考に検討していきたいと考えております。

マイナンバーカードについては，現在，マイナンバーカードを利用することによって，住民票及び印鑑登録証明書を，全国のコンビニで取得することができるようになっております。このように，マイナンバーカードの普及は，職員のみならず町民にとっても行政手続の簡素化が進み，負担を減らすことになりますので，引き続きマイナンバーカードの普及促進に努めてまいります。

次に，テレワークについてでありますが，新型コロナウイルス感染症対策による特例措置として，緊急事態宣言等の中，在宅勤務を実施しております。今後は職員の子育てや介護と仕事の両立を図ることを目的とした在宅勤務制度を導入する予定です。

７点目の，使用していない会議室を開放するなど，職員の休憩場所の設置についてであります。

現在，職員休憩室としては，役場庁舎２階の国際交流協会脇に設置しており，昼休み時間中には，日直室や打合せコーナーも休憩場所として活用しているところであります。また，会議室については，平日の12時から13時までの間開放しており，業務で使用していない限り職員が自由に使用することを認めております。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　それでは，時間外勤務の時間数と，多い部署で一人どれぐらいか。この３年間の推移についてお尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず，全体的な時間外勤務の時間数を答えさせていただきます。

平成30年度は，合計で４万4,529時間となって１人当たりの平均が175時間ということでございます。令和元年度におきましては，６万816時間ということで１人当たりの時間は233時間というふうになってございます。令和２年度におきましては，５万6,914時間ということで，１人当たりが212時間というような状況でございます。

時間外勤務の１人当たりの時間数が多い部署としましては，令和２年度でいきますと，政策企画課が613時間，そして子ども家庭課が470時間，町民課も同じく470時間というふうなことでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ありがとうございます。職員１人当たりの残業時間，これ，令和元年度では国家公務員が219時間なんですね。全団体で年間142.3時間というふうに冒頭でお話しさせていただきましたけれども，阿見町はかなり多いというふうに認識しています。もちろんコロナ禍で増加することもあるかと思いますけれども。

各課の残業の内容はどのようなものがあるのか。多い課から例に取って。お尋ねいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

令和２年度の状況で申し上げますと，まず政策企画課でございますが，先ほど613時間というようなことをお伝えしてございます。コロナ関係におきまして，特別定額給付金の対応と，それから地方創生臨時交付金というような対応で時間外が増加したものと思われます。

また，子ども家庭課におきましては，同じく子育て世帯臨時特別給付金，それとほかに認定こども園改築及び新築保育園の開設に伴う業務などが増えて，残業が増えたということでございます。また，町民課につきましては，マイナンバー関係の業務が増加傾向と，そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　分かりました。特に町民課マイナンバーカードの業務，これは本当に対応に追われて，職員の皆さんも疲弊しているところではないかというふうに思っています。そういうところで，目を行き届かせて，応援できるところは応援するというような形で何とか対応していただければというふうに思っています。

そこで，心の不調により休職している職員に対してなんですけれども，心の不調によって療養休暇をしている人が，先ほど18名というふうにお答えいただきました。どこの部署でしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，課名を申し上げますと個人が特定されるということもございますので，申し訳ございませんが，部ごとの人数でお答えをさせていただきたいと思います。

まず，町長公室が１名，総務部が１名，町民生活部が５名，保健福祉部が７名，産業建設部が１名，教育委員会が３名の，合計18名ということでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　先ほど申し上げたように町民生活部，あと保健福祉部，多いですよね。やはり今，コロナ対応とマイナンバーカードのことが大変な状況になっているのではないかというふうに思うんですけれども。

産業医の先生に見ていただいているというふうにお聞きしましたけど，大学病院の精神科医であるというふうにお聞きしました。本当に頼りにしたいと願っているところであります。

令和２年度におきまして，産業医の面談件数と，あと面談後の対応はどのように行っていたかというのをお尋ねします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

令和２年度の産業医の面談件数は14件となってございます。その内訳といいますか，内容を概略で申し上げますと，まずストレスチェックというものを導入しておりまして，高ストレスと診断された職員のうちから希望者が１名，そして月80時間以上の時間外勤務の実施職員のうち希望者が８名，そして健康相談や復職時の面談が５名というような状況でございます。

面談後の対応としましては，職務環境に起因する場合には，必要に応じて所属長に対して業務分担の見直しや，時間外勤務の縮減等についてヒアリング等を実施させていただいて，指導を実施してございます。

また，毎年職員から提出を求めている自己申告書というのがございまして，その中の内容も踏まえて人事異動の参考とするなどの配慮をしてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　今の自己申告書，たくさん出ているというふうにお聞きしましたけれども，327名いますよね，職員が。その中でかなりの数が出てくるので，申告書を見るだけでも，人事課のほうでは非常に大変な心労があるのではないかなというふうにも思っております。

茨城カウンセリングセンターのメンタルヘルスの相談なんですけれども，これ件数と，あと市町村の共済組合による「こころとからだの健康相談」，それの電話の相談に関しまして，あとは直属の管理職ですとか人事管理担当において対応した件数を，それぞれお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

茨城カウンセリングセンターのメンタルヘルスの相談としましては，２件ございます。それから県市町村共済組合の御指摘の「こころとからだの健康相談」の電話の相談でございますが，こちらは匿名での無料相談ということでございますので，件数等の詳細につきましては，残念ながら公表はされておりません。直属の管理職，人事管理担当課の対応につきましては，まず各所属及び担当で対応していくための件数の内容については，ちょっと人事課のほうでは把握をしていないという状況でございます。

職員からの心の不調ですとかの相談だけではなくて，人事に関する相談など気になる案件につきましては，こちらからなるべく積極的に原課のほうにお邪魔して，その内容を見させていただきながら，人事サイドとして積極的に対応するというのは非常に重要だというふうに考えてございます。ただ，何せ先ほど御指摘いただきましたように，自己申告書等々の内容を確認，もしくは，いろいろな対応するのにも膨大な量もございますので，そういった対応を常に行っているというような状況でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　メンタルヘルスの申告書ですかね，それは人事課の人だけではなくて，もう少し何人かで見るとかというふうにしていただきたいと思っています。

なかなか自分から言い出せないところに，真面目な性格が起因して，中に籠もってしまうということありますので，今部長がおっしゃった，こちらから話をしていく。それは非常に重要なことでありますし，声かけをしていただいて初めて，実はというふうに話ができる人のほうが多いのかなと思います。それを今後とも心がけていただければありがたいと思います。

また近年，全国的に職場のパワハラですとか，あとセクハラがメディアで大きく取り上げられております。上司と部下の関係や対応の仕方というのが，昭和から平成，また平成から令和へと，大きく様変わりをしています。今や10年単位ではなくて，５年単位で刻々と変化しているというふうに思っています。昭和の時代に通用した言葉や態度が，今は全く通用しないということもあります。それに気づかずに過ごしてしまうということは，大変に気の毒だなと思うしかないなと思うんですが。パワハラやセクハラで優秀な職員が職場を去るということは，大変にもったいないことだなと思います。

当町では，上司や職員間のハラスメントというのはありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

過去には，職員よりハラスメントと疑われる内容の相談受けたこともございます。本人や相手方と，関係者とのヒアリング等を実施して対応を行ったというような経緯がございます。これまではハラスメントに関する明確な対応方法などの基準はございませんでしたので，本年４月に，働きやすい良好な健康環境づくりを促進するためのハラスメント防止に関する規定というものを制定させていただきました。規定に基づき，現在は相談員を任命しまして，職員が安心して相談できるような体制を整えております。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　過去というと一，二年のことだというふうに少しお聞きしたことがあるんですけれども。それ以外にも，恐らく表に出せないことも多くあったのではないかなというふうに感じています。それを経て，本年４月に阿見町ハラスメントの防止等に関する規定というのがつくられたわけなんですけれども，ハラスメントの研修について，どのように行われているのかお尋ねします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

ハラスメントの研修は，職員のハラスメントの理解を深めるということを含めまして，その防止に努めることにより，働きやすい良好な環境づくりを行うこととして，実施をしてございます。平成30年度より町独自の研修としまして，外部講師をお招きして継続して実施しているところであります。令和２年度まで管理職及び課長補佐，係長級職員を対象に，延べ130人が受講しております。本年度においては，主任級職員約100名を対象に，これから実施を予定してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　年齢も10歳，15歳変わると，考え方も本当に変わってくるので，この研修は毎回毎回アップデートしていただければというふうに考えています。

それとあと，周りからなかなか理解を得られずに，本人自身もすごく傷つくということの多い発達障害についてであります。近年急速に増えているということで。また，この発達障害を理解するための対応は，どのように行っているでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

非常に難しい，またナーバスな内容のことだとは思うんですけれども，近年発達障害ということが知られるようになりまして，当然そういった診断が増えていることは認識してございます。現状では，まず発達障害ということを理解するための具体的な対応というのは，現在の職域の中で行われておりませんけれども，発達障害の特性をまず私たちが正しく理解する，そういうことも非常に重要だろうというふうに思っております。そういったことを含めて就業に当たっては，環境づくりを今後行っていく必要があるんだろうと。

いずれにしましても，医師診断をいただいた形で判断するということは，こちらでも可能なんですけども，なかなかその業務の様子を見ながら，その判断をするというのは非常にちょっと困難な部分がございます。ですので，こちらがまず発達障害という，その症状であったりとか，そういうことを正しく理解するということが非常に重要なんだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　おっしゃるとおりで，専門の先生にお聞きするということも１つの手ではないかと思いますが，発達障害って，ここからここまでが発達障害とか線引きがないわけで，ともすると，自分もこれ当てはまるなというところが，その項目を見ているとあると思うんですね。そういったことから，こういう場合にこういうふうな対応を何回か繰り返した場合には，もしかしたらそうかもしれないということを，相手に推しはかって考えていくことによって，その人も発達障害から鬱に移行するということも少なくなってくるのかなというふうに思っていますので，その辺の配慮をいただけると非常にありがたいと思っています。

あと，町民対応の窓口の業務についてですけれども，各課の産休や病欠等の職員で，補充は十分に足りているのか。１人に負荷がかかり過ぎることはないかということでお伺いします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず，産休代替につきましては，必要に応じて会計年度任用職員を任用させていただいて，補充を行っているところでございます。職員の負荷につきましては，時間外勤務や休暇等の取得状況に，業務にやっぱり偏りがございますので，所属長に対して，なるべくその業務の平準化を課内でも行っていただけるような指導を行っております。特定の職員に負担がかからないように，複数の目でそういったところを注意して，配慮を行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　やはり一人ひとり得意とする分野が違いますので，お互いに補い合ってやっていくということと，そういった本当に負荷がかかるかもしれない課については，少し上の方が目を行き届かして見ていただきたいというふうに考えています。

次に，接遇についてなんですけれども，これは御承知のとおり接客業務におけるお客さんに対する接客スキルのことなんですけれども，町民と対面することの多い部署については，特に接遇やクレーム対応の十分な研修が不可欠というふうになってきます。窓口だけではなくて，全員がそのスキルを身につけることによって，接客の不安感は少し軽減されるのではないかなというふうに思っています。

研修を受けるのは，接客担当全員が対象なのか，通り一遍の内容ではなく，状況に応じた実地訓練が必要と思われるのですが，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

クレーム対応の研修につきましては，昨年度コロナの関係もありまして開催ができませんでした。毎年本来であれば庁内研修として，係長及び主任１年目の職員及び参加希望者を募りまして，研修のほうを実施してございます。

また，新規採用研修における接遇研修や，階層別研修としてクレーム対応について触れてございまして，さらには自治研修所において開催される研修機会にも，多くの職員が参加をしているところでございます。複数回受講を含め，大多数の職員が現状としては受講しているというような状況でございます。

研修においては，ただの座学講義だけではなくて，役職ごとにロールプレイングということで，一応対面をして，いろんな場面を想定しながら実践に即した研修を実施してございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　専門家のアドバイスを受けたり，例えば警察とか消防とか一般企業でも，ロールプレイングの研修というのは行っています。これが何か一番身につくのかなというふうに。自分で，例えば悪質な方がいらした場合には，それを見立てて劇をするというふうになるんですけど，実際体験しているような感覚で身についてくるのかなと思うので，それもお願いします。今後も定期的に行っていただきたいなというふうに思っています。

次に，女性が働きやすい環境ということなんですけれども，当町での男女を通じた働き方改革の推進と，女性職員の職域の拡大，また研修等を通じたキャリア形成の支援，それはどのようなものか。具体的な取組について，お尋ねしたいと思います。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

まず，男女を通じた働き方改革の推進としましては，まず時間外勤務の縮減や年次休暇の取得の促進に加えまして，妊娠中の職員に対する業務分担の見直し，それから男女を問わず育児休業を取得しやすい環境の整備など，男女双方に働き方改革を進めてございます。女性の職員の拡大について，管理職への登用を視野に入れまして，計画的に課長補佐，それから係長級への昇級など適切な処遇を実施してございます。

また，研修等を通じて，キャリア形成の支援につきましては，意識改革として，女性職員の活躍推進や，それから仕事と生活の調和の推進に向けたキャリアデザイン等の研修を実施してございます。

いずれにしましても，研修行為をやりながら，また前の御質問でもお答えしましたように，自己申告書でいろんなお話が出てきますので，その辺のお話を丁寧に伺いながら，全てを対応することは非常に難しいんですけども，なるべく寄り添った形で進めていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ぜひ，そのようにお願いいたします。

当然キャリアアップも重要な部分なんですけれども，それ以前に働きやすい環境整備を充実させるということが急務ではないかというふうに考えています。職場と家庭の両立を考えるのであれば，それについての全職員の調査を行っているのかどうか。先ほど自己申告がありましたけれども，全般的にこの申告者だけでなく調査を行ってみたらどうかと思うんですが，その辺はいかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

残念ながらの両立のための具体的な調査は，現在行っておりません。ただの意識啓発のための研修，それから男性の子育て目的の休暇等の取得促進や，育児休暇を取得しやすい環境の整備としまして，各種制度の周知を現在図っているところでございます。

さらに，先ほど６点目の答弁させていただいた内容のように，現在，子育てや介護と仕事の両立を図る目的とした在宅勤務制度の導入を進めております。こちらの制度も活用していただければ，職場と家庭の両立が少なからず図られていくのではないかというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　先ほどお聞きした，私が参考にしたものは，総務省が調査した全国調査，地方公務員における働き方改革に係る状況というデータなんですけれども，全国一斉に各市町村に調査を行ったものですから，そのときに庁内で全般的に調査をしたのかなというふうに思ったんですけれども，大枠で報告をしているということをお聞きしましたので，一度本格的な調査をやっていく機会があれば，そのようにお願いしたいなというふうに思っています。

子育ての時期にも併せて，先ほど申し上げましたけど，早出・遅出制度の導入も検討してもらいたいなというふうに考えています。いずれにしても，何より現場の声が一番重要ですので，一度綿密な調査を，ぜひお願いしたいと思います。

５点目の，専門職及び就職氷河期の中途採用についてなんですけれども，これ，即戦力として能力を発揮していただきたいというふうに期待するところです。今後はどの分野にどのような職種を募集するのか，予定はありますでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい。今年度，町長答弁でもございましたように，中途採用を実施させていただきまして，10月１日から所属先に配属になるんですけども，非常に優秀な人材が確保できたのかなというふうに実感してございます。そういったことも含めて，現時点では，その先の……。今回は建築士，保育士，精神福祉士ということで，中途採用を募集させていただきましたが，現時点では具体的な専門職のことは決定してございませんが，専門職の採用に当たっては，これから定数ヒアリングとか人事系のヒアリングが各部署等行われてまいります。その内容に基づいて，必要に応じて判断をしてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　今回中途採用された専門職の方，どの方もすごく期待できる内容ですし，精神保健福祉士の方なんかも，私がかねてから願っていたものですので，これから非常に期待できるかなというふうに思っています。

また，これからは事務の効率化というのがさらに重要になってきまして，このコロナ禍の中でリモートの仕事も増えてくるということで，ぜひお願いしたいのは，ＩＣＴの情報通信技術にたけた人材の確保。その方々も，ぜひ登用していただければというふうに要望いたします。

そこでＡＩの活用ということに対してなんですけれども，自治体2040の，スマート自治体への転換。これ今非常に注目されていますけれども，これについてはどのように考えているのか，お尋ねします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

自治体2040につきましては，今後我が国が本格的な人口減少と高齢化を迎える中，65歳以上の人口が最大となる2040年頃の自治体が抱える行政課題を整理した上で，早急に取り組むべき対応策を検討することを目的としまして，総務大臣主催の研究会において，平成30年７月にまとめられた自治体行政に関する大きな構想でございます。

この中で，新たな自治体，行政の基本的な考え方として，ＡＩやロボティスク――ロボットなどを活用して処理することができる事務作業は，そういったＡＩでやってはどうかと。職員は職員でなければできない業務に特化することが必要ではないかというような，さらに併せて，新たな公共の協力関係を構築することで，スマート自治体への転換をしてはいかがというような大きな構想でございます。

当町におきましても，2040年に向けた社会の変化に対応することは当然念頭に入れながら，今７次総の計画の策定に着手いたしますが，住民サービスを効果的に効率的に，そして安定的に提供し，これは非常に重要な課題だというふうに認識してございます。

スマート自治体の展開には，ＡＩの活用をはじめ，システムの標準化，それから業務のプロセス等の見直しも必要となってまいります。また，地域人材の育成や職員の能力開発，それから自治体間との連携など，多岐にわたる方策が示されておりますので，こうした考え方を参考にしながら，中長期的な視点を持って，持続可能な行政運営の検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　あらゆる職種の中で，機械でもできること，やっぱり相対して人間でしかできないことというのがありますので，その辺のすみ分けをしながら，ぜひとも機械でできることにはどんどんそちらのほうに頼りながら推進していただきたいなというふうに思っています。

それで，７番目の職員の休憩場所の設置ということなんですけれども，職員の就業時間内は職務に徹することが義務づけられています。しかし，昼食中はその職務専念義務の適用外であるために規制はありません。昼食時に心身のリフレッシュをすることは，午後の職務に邁進するエネルギーになってくるのではないかなというふうに考えています。福利厚生の点からいって，今後どのように改善していこうという考えがあるのか。

例えば，この４階のこちらは，職員の入り口脇にソファーがこの裏に置いてありますけども，そこに歓談コーナーがあります。そこは議会のあるとき以外はほとんど使っていない状況です。ソファーをどけて，円いテーブルを幾つか置いて，県庁の11階のような，ああいった歓談できる，また密にならないような考えもこれからできるのではないかなって。そうすると，ちょっ

と落ち着いたカフェのような感じで。少々暗いですから，明るくして，そこを使ってはどうかというふうに考えているところです。これはもう何年も前から考えていたんですけども。職員のランチの場所に加えてはどうかというふうに思っています。

この質問の事前に議長にもお話しましたし，事務局長にお話ししましたし，何人かの議員にもお話をしましたけれども，いい考えだねというふうに言われていますので。４階ですと，あまり人もおいでになりませんし，ぜひともくつろげるのではないかなというふうに考えています。それについては，いかがでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。

貴重な御提案ありがとうございます。現状は，御承知のとおりなかなかスペースがないという，この庁舎スペースの問題がございまして，会議室を開放するというようなやり方で，一応昼食を取っていただいて，休憩していただいていいですよということにはなっているんですけれども，なかなかその周知が行き渡ってないという状況もありますので，その辺は改めて周知をさせていただきたいと思います。今，紙井議員のほうから御提案いただきましたので，議長それから事務局とも相談をさせていただいて，前向きに検討させていただければというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（久保谷充君）　15番紙井和美君。

○１５番（紙井和美君）　ぜひお願いします。今は特にコロナの時期ですから，本当は食堂をどんと造っていただくのがとてもいいかなと思うんですけど，今の時代は，やっぱり分散していくことが大事なので，自分が行きたいところに行けるようなスペースを各所につくっておくといいのかなというふうに思っています。

それでは，最後になりますが，今回この質問を行うに当たって，総務省の令和元年度の一斉調査，また自治体研究社――黒田氏，小越氏の著書をはじめ，１億総活躍時代の著書ですとか，あと新聞，ＳＮＳ，そしてまた実際の職員の方々への聞き取りを基に調査をさせていただきました。

職員の働き方改革というのは，町民が安心して任せられる，そして安心して暮らせるために，生き生きと働いてもらうための改革という意味だと思っています。全ての町民に，それはそのまま還元されるというふうに考えています。心身ともに健康で仕事に意欲を燃やして，やりがいを感じながら働いていただくことは，トップいわゆる首長の考えと行動にかかっていると言っても過言ではないと思っています。一人も取り残すことのないよう職員一人ひとりが生き生きと仕事ができて，誰もが阿見町の職員になりたいなと思っていただけるような役所に，また，さらにパワーアップさせていただきたいと念願いたしまして，私の質問を終わらせていただき

ます。

ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，15番紙井和美君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時５分といたします。

午前１０時５４分休憩

午前１１時０５分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，10番永井義一君の一般質問を行います。

10番永井義一君の質問を許します。登壇願います。

〔１０番永井義一君登壇〕

○１０番（永井義一君）　どうも，皆さん，こんにちは。日本共産党の永井義一です。

今回は国民健康保険税について質問をいたします。

昨年から今年にかけて，新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっています。茨城県でも，この１週間平均で126人の感染が確認され，阿見町でも１週間で3.14人出ています。今朝の茨城新聞では，県の緊急事態宣言を19日まで前倒しするというようですが，まだまだ気が許せない状況です。報道で見ますと，今，新型コロナウイルスに感染しても，病院に入院できない在宅での療養者が増え，重症化する危険性があります。また，新型コロナウイルスの全国的な感染爆発の中，感染株もデルタ株に置き換わり，子供の感染が急増しています。

ちょっとここでパネルを出したいんですけども。これ，厚労省がまとめた新型コロナウイルスの国内発生の動向の速報値です。これによれば，10代以下の感染者，この７月20日段階の１週間で3,450人だったんですけども，この８月17日の１週間では２万2,960人と，６倍以上に増えている実態があります。

国では，感染拡大防止，コロナ対策を最優先すると言っていながらも，専ら自民党の総裁選のことがテレビで持ち切りになり，報道も総裁選で埋め尽くされています。一政党のトップが誰になるかだけで，これだけの騒ぎになる日本のマスコミにも苦言を呈したいと思います。

７月から９月にかけて，オリンピック・パラリンピックが行われました。専門家からは，緊急事態宣言下での開催はいかがなものかと懸念する声がありました。菅首相はそれを無視して強行しました。専門家からは，６月18日の段階で，首都圏での感染が拡大すると，時間をおいて全国に感染が拡大するという経験がある。そのため，７月下旬のオリンピック大会開催を契機として，人々が県境またいだ移動を行い，人流・接触の機会が増えることにより，全国に感染拡大するリスクがあると。そして，８月下旬のパラリンピック大会が開催される頃には，重

症患者数が増え，医療提供体制の負担が発生するリスクがある。こう専門家の方は言っていましたが，今まさにそのとおりになっている状況です。

このオリパラの警備等で，全国から集められた警察官や，選手・関係者の移動手段として用いられた大型バスの運転手・乗務員など，全国から大勢集められており，彼らの東京での宿泊先では，洗面場やトイレなども共用で使用しており，感染のリスクが高まりました。コロナに感染しても無症状の人はたくさんいます。彼らは一，二週間の勤務で地元に戻っていきますが，その中で感染は全国に拡散し，今のような災害級の事態にまでなってしまったのではないでしょうか。

芸能人やその関係者などは，舞台やテレビ出演のためにＰＣＲ検査を受けていますが，そこで陽性と判断された人も多くいます。日本共産党は，感染拡大を防止する上でも，ＰＣＲ検査が必要だと言ってきました。この間の私の一般質問でも同じように，この無症状者からの感染拡大を防止するためには，いつでもどこでも何度でも無料のＰＣＲ検査が必要です。

今回のように，医療の崩壊を招いた原因は多々ありますが，何といっても保健所や医療機関を縮小してきた，この間の政権に大きな問題があります。

そこで，もう１枚のパネルなんですけども，これ，保健所数の推移なんですけども，昭和12年から設立されました保健所は，平成４年の852か所がピークで，それから減少に転じており，令和元年には472か所まで減少しているということです。それで茨城県でも，この４年間の間に３か所が減らされました。それと同様に，ベッド数も169万床から155万床に減少しています。

日本の国民健康保険は，戦前の1938年に制定され施行された国民健康保険法からスタートしています。その後，1959年に新しい国民健康保険法が施行され，これより国民皆保険制度が確立し，現在に至っています。しかし，冒頭でも述べたように，コロナにかかっても病院に入院できない患者さんがいます。健康保険料を支払っても入院治療が受けられない。そういった方がおるのです。コロナ禍の中で，収入が減少している家庭もあり，医療とともに家計も圧迫しています。

そこで，改めて国民健康保険税について，下記の事項についてお伺いいたします。

まず，2018年――平成30年に国民健康保険税が県に移管され，来年の４月には３方式から２方式に変わるところが出ています。３方式というのは，所得割，均等割，平等割というのが３つあるんですけども，この３方式から来年の４月には，所得割と均等割という形で２つに変更するということですけれども，町ではこの国保税を来年４月から，どのように変更しようと考えているのかお伺いします。

また，正式には国保運営協議会で決まることなのですが，変更する場合の比率，金額はどのように変えるのかもお伺いします。

また，国は子育て支援策の一環として，未就学児童に対する均等割の50％を公費により負担すると言っていますが，阿見町ではその費用は幾らぐらいになりますか。また，対象人数は何人になりますか。

次に，今，全国の自治体で子供の均等割の減免措置が広がっており，茨城県でも取手市が行っています。コロナ禍で収入が減少している家庭もある中で，子供の均等割は大きな負担となっています。町の国保会計で支払準備金と繰越金があります。国保の被保険者が今までためてこられたお金です。これらのお金を財源として，18歳までの子供の均等割の減免を求めます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　永井議員の，国民健康保険税についての質問にお答えいたします。

１点目の，来年４月からの国保税賦課方式の３方式から２方式への変更についてであります。

国民健康保険の運営主体である茨城県の国民健康保険運営方針では，市町村ごとに異なる国保税の算定方式を所得割・均等割の２方式に統一して令和４年度からの実施を目指すとされています。

県の方針を受け，県内市町村では令和４年度からの賦課方式の２方式統一に向けた検討が行われており，町においても県内市町村と足並みをそろえる予定であります。税率，金額については，２方式移行に向けたシミュレーションを行い，県が市町村ごとに算定する標準保険料率と町が県に納付する事業費納付金等を基に町で算定し，国民健康保険運営協議会に諮りながら税率等を決定してまいりたいと考えております。

２点目の，国の子育て支援策としての未就学児に対する均等割の公費負担についてであります。

令和４年度から，国民健康保険法，地方税法の一部改正により，未就学児の均等割について５割を公費により軽減する制度が導入されます。この５割の軽減が，低所得世帯への７割・５割・２割の軽減に該当する場合には，その軽減が適用された後の税額に対して軽減となります。公費負担の割合は国が２分の１，県が４分の１，町が４分の１となっております。

町の令和３年８月末時点での状況ですが，未就学児の人数が233人，均等割の合計額が約490万円となっております。これを基に新たに導入される５割軽減を算定すると軽減額約245万円，そのうち町の負担額が約61万円となります。

３点目の，子供の均等割の減免措置についてであります。

先ほど申し上げたとおり，令和４年度から未就学児の軽減措置が導入されることから，町で

は国の方針に沿って未就学児に係る均等割の減額措置を進めてまいります。18歳までの子供の均等割の減免についてでありますが，これまでの永井議員の一般質問にお答えしたとおり，子育て世帯に対する支援として，医療福祉制度で平成30年10月より18歳までの医療費の完全無料化を実施していることから，均等割の減額については現在検討しておりません。

支払準備基金と繰越金についてでありますが，平成30年度から国保財政の運営主体は県となり，町は県に事業費納付金を納付する仕組みとなっておりますので，国保制度の安定的な運営のためには一定程度の基金は必要であると考えます。

繰越金については，令和４年度の２方式移行に伴い増税となる世帯の激変緩和措置の中で検討してまいりたいと考えております。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今の答弁の中で，県が市町村ごとに算定する標準保険料率という言葉があったかと思うんですけども，それについて，もうちょっと具体的な説明をお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい。標準保険料率についてお答えします。

この標準保険料率とは，平成30年度の国保財政運営の主体が県になった新国保への移行から始まったもので，各市町村のあるべき保険料の水準の見える化を図るために導入されたものであります。また県においては，標準保険料を定める方法としまして，各市町村の被保険者数，医療水準，所得水準，年齢構成などを反映させ，算定基準に基づき保険料の集めるべき相当額を算定し，保険税率に換算したものでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　この標準保険料率なんですけれども，要は，県のほうから阿見町では，こういったパーセンテージだよ，または均等割の場合だったら，こういった金額だよというのを，ある程度ガイドラインとして指し示したものというふうな理解でよろしいんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　それで今回の私の質問の中で，その変更する率ですとか金額，来年の４月から移行していくということで，決定は運営協議会のほうでなされる，最終的には議会のほうにかけられるというような形になるかと思うんですけども，それについてシミュレーションですけども，回答の中では，シミュレーションを行いと書いてあるわけですけども，具体

的にどの辺までの形で行われているか教えてください。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

シミュレーションについては，現在のところ，まだ行っておりませんが，予定としましては10月から年末にかけまして，国保中央会が作成したソフトを用いてシミュレーションする予定でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　まだこれからのシミュレーションになるということだと思うんですけども。ということは，県が市町村ごとに算定する標準保険料率，先ほどのやつですね，これはまだ具体的には来てないわけですか。それとも，来ているけども，これからそれを具体化していくというような形になっているんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

標準保険料率ですか，それはまだ来ておりません。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　まだ来ていないということで，町のほうとしても３方式から２方式に移行するに当たってのシミュレーションはまだなされていないということなんですけども。私たち被保険者にとっては，やはり保険税が上がるということが一番心配しているわけです。ですから，まだ決まってなければ答えられないかもしれませんけれども，具体的に全体の保険料は上がるのか下がるのか，その辺，何かお考えがあればお願いします。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

基本的に国保税の集める総額については，制度の維持のために現在の金額，ほぼ総額については変わるということはないんですが，世帯当たりの所得によって，家族構成によって変動する形になります。

例えば，今回平等割のほうが廃止になりますので，その部分についてを均等割分に移行するということも想定されますので，均等割については高くなる傾向があるのかなと考えているところでございます。また，多子世帯などの家族が多い世帯についても，そういう面で税額が上がる傾向があると思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今の部長の答弁の中で，平等割が廃止になるということで２方式になるわけで，その中で，その分が均等割が上がるんじゃないかな，これはあくまでも予測ですけども，と話がありましたけど，これ一応今回２方式になるということは，所得割と均等割だけになるわけですよね。

と言うと，所得割の部分が俗に言う応能分って言い方していて，あと均等割の部分が応益分というような言い方しているかと思うんですけども，その応能分と応益分，今それぞれ，応能部分が大体67％，応益分が33％ぐらいの割合になっているんですけども，このパーセンテージをいじくってやるということは，町としては考えていますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応シミュレーションをやってみないと，どうしても分からない部分がありますので，今後それはシミュレーションをやりながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　実際，県のほうからそういった標準税率が来て，それで町としてシミュレーションやるんで，これからの話になってくるかと思うんですけども。先ほど部長のほうの答弁で，全体の総額というのかな，今ちょっと私が持っているのは，阿見町の中でのモデルケースですね，夫が300万，妻50万で子供が一人というようなモデルケースで算出すると，41万1,300円が現状のモデルケースの金額だと思うんですけども。

基本的にそこの部分があまり増減しないように，減になれば一番ありがたいんですけれども。県のほうから標準保険料率が来たら，そういった形で，なるべく全体的な形を大きく増えるところはないような形で，ぜひともシミュレーションをしていただいて，決めていただきたいと思いますので，よろしくお願いします。

２点目の部分なんですけども，子育ての支援策ということで，国のほうからの動きなんですけども。今現在，未就学児童が233人，均等割の合計数が490人というのは，今，回答でお聞きしたんですけども。ちょっとこれ，改めて確認したいんですが，今，公費負担の割合が，国が２分の１，県が４分の１，町が４分の１の額になっているということで先ほど回答が示されたかと思うんですけども，要は，今の全体の未就学児の均等割が490万の中で，そのうちの50％が加入者負担，残りの50％のうち25％が国の負担，残りの25％のうちの12.5％が県の負担で，残りの12.5％が町の負担というような計算方式で構わないわけですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

そのとおりでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　それですと，今回国のほうで２分の１見ますよということで，私は最初，全体の２分の１が国が持ってくれるのかなと思って，いろいろちょっとシミュレーションして担当課のほうにも聞いたんですけれども，全体の２分の１ではなく，これでいってしまえば全体の４分の１を国が負担するということで，県と町もそれぞれ負担するということで，先ほど回答で示されました町の負担が61万ですか。約61万になるということでありました。

それで，この中で３番目の子供の均等割の部分，18歳までの均等割の部分についての質問しているんですけども，先ほどの答弁の中で，18歳までの医療費の無料化がなされたということで，これに関しては私も，もう何回も一般質問する中で実現されたということで，非常にうれしいことだと思うんですけども。もう一歩踏み込んだ形で，先ほど質問にもありましたけれども，支払準備金ですとか，あとは繰越金，そういったものを活用して，もうちょっと厚めの子供に対しての均等割の減額措置を取れないものかということで，質問しているんですけども，その辺の検討はどうでしょうか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

町側としては従来から申し上げましたとおり，持続可能な国民健康保険制度のためには，やはり制度については適正な運営が必要だと思っておりますので，こちらについては，従来の方針どおり新たな軽減措置というのは現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　なかなかその辺は何回もお話しする中で，厳しい部分があるかと思うんですけども，他市町村の動きなんかで，先ほど私のほうで，冒頭，取手市がそういった形で子供の減免措置を増額したとか，そういうのもあります。それとあと，これ岩手県の宮古市なんですけども，これは2019年度，子供の人数に応じて課税される均等割の額を全額免除する方針を出したと。対象は18歳以下の子供がいる501世帯836人ということで，そういった事例もあります。一応まだ，自治体数としては少ないんですけれども，全国の中で幾つかやられている自治体があるということだけをお伝えしておきます。

それで，先ほど私が支払準備金と繰越金の話をさせていただきましたけれども，ちょっと私のほうで，平成22年度から，この国保の収入と支出をずっと見ておりまして，この中で繰越金ですね，要は収入と支出の差額が翌年度に繰り越される部分だと思うんですけども，それが平

成24年の決算で７億6,167万6,000円出た年がありまして，それが平成25年度にはそのまま繰越金という形でなって，その部分で，その年の決算で今まで基金積立準備金が１億8,000万でしたけども，この年に１億増額して２億8,000万にした経緯があります。

それ以降，繰越金も順調に動いていまして，それで平成30年度からは，先ほど冒頭申しましたとおり今度は県に移管されて動いているわけなんですけども。これでも繰越金のほうがずっとありまして，この前，令和２年の決算書を頂いた中で計算してみまして，令和２年度の決算としては，この国保会計の中では，収入と支出の差引きで６億8,017万2,000円が，今回，令和３年度への繰越しという形で出るわけなんです。

ですから，この繰越金に関しては大体３億，４億というような形で推移しているんですけども，今回６億8,000万の繰越金が出ているわけで，この繰越金を使うことによって，先ほど18歳までの均等割の減免ということもお話しましたけれども，その中で，今回の国の施策の中での未就学児童の減免もあります。町としては，61万円の措置を取るということなんですけども，この６億8,000万を使うことによって，そういったところを救うということは，町のほうとしては考えておりませんか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

一応繰越金については，一番最初の答弁したとおり，今回制度が３方式から２方式に変わって，一部増税になる部分が出てくるという形で，そうした場合について，今後シミュレーションしなければ分からない部分ありますが，そうした増税になる部分の救済措置というか，これ１年か２年かちょっと今検討しているところでございますが，その制度が増税する部分を柔らかくするための激変緩和措置というのを考えているところでございますので，繰越金については，そういう形での救済措置に充てようということは現在考えているところでございますので，それ以上について，繰越金を活用するということは現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今部長のほうの答弁の中で，この繰越金の活用方法って言い方がいいのか分かりませんけども，先ほどの回答の中で，２方式に移行する中での増税となる，ならないほうがいいんですけども，そういった世帯に対して激変緩和措置を取ると。その分を繰越金を使うということなんですけども，すみません，この激変緩和措置，もうちょっと詳しく中身が分かれば説明をお願いしたいんですけども。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

まだシミュレーションをやっておりませんので，具体的にどういうふうにやっていくかというのは，これから緩和措置というのは考えていくところでございますが，通常激変緩和という場合については，例えば増税の幅によりまして，それを段階的に上げていくというのが激変緩和の内容になりますので，それを例えば１年間だけちょっと据え置いて……。１年ごとに半分，例えば本来100％上げるところを50％しか上げないとか，その部分に充てていくというような仕組みがありますが，それを今後どうやっていくかというのは，ちょっと具体的な内容はこれから検討していくところでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ということは，今回の３方式から２方式に変わる中で，どうしても多分，子供の多い家庭というのは，今まで仮に税額が100だとしたら110とかなってしまう家庭が出てくるわけですよね。そういった家庭に対して，その10の部分って言い方でいいのか分からないけども，それを抑えるために，この繰越金を使っていくという意味合いでいいんですか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

10の部分を，例えば次の年には３にして，その翌年は６にして，その次の年には10にしていくとか，そういう緩和措置というのを段階的に考えていくことになりますけども，それを何年かけるというのは今後のシミュレーションの中で考えていきますので，そうした財源に，その繰越金を充てるということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ちょっとシミュレーションというか，県のほうからも税率が来てないから，分かりづらい答えづらい部分もあるかと思うんですけども，要は，一遍に仮にぼんっと税額が上がったから，あんた払いなさいよって言っても，それは大変だろうから，徐々に徐々に少しずつ，階段を一気に上るんじゃなくて，斜めにすっと行くような感じでの措置ですよね。

それにしても，繰越金が先ほど言ったように６億8,000万ぐらいある。ゼロにしろとはもちろん言いませんけれども，大体今までの流れで３億から４億ぐらいの移行できているんで，その激変緩和措置でどのぐらい使うのかちょっと分かりませんけども，ぜひともそういったところも，なるべく子供の多い世帯に対して均等割を少なくするということも検討していただければと思います。

それとあと，ちょっと県のほうの話なんですけども，この前７月19日に県のほうの国保連携

会議というのが行われまして，その中で，平成30年から県のほうに移管された中で，かなり県のほうで取り過ぎていた部分が多かったみたいで，これ，決算の速報値なんで，まだ確定はしてないんですけども，約167億の剰余金が出たということが，ちょっと速報値として県のほうの資料があるんですけども，この県のほうの使い道というのは，町のほうに何か連絡等々入っていますか。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

県のほうでは余剰金が出たということで，こちらについては，県としては，例えば市町村が納めます事業費の納付金，こちらについての軽減に充てて，事業費納付金を，歳入を減らすことによりまして，そこを調整していくという考え方でおります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　その県への納付金が減るということで，それで調整していくということなんですけども，ぜひとも，その新しい県のほうから標準税率が来た段階で，シミュレーションしていただいて，なるべく国保税払っている方……。やっぱり協会けんぽとかサラリーマンの人の場合と違って，国保の場合にはどうしても均等割というのがついてしまうんで，ぜひともその辺の軽減をするようにお願いいたしまして，１問目を終わります。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　２問目の，小中学校の就学援助制度について質問いたします。

今期決算特別委員会で事前調査ということで調べた中で，いろいろな問題点が見えてきましたので，改めて今回一般質問という形でお伺いいたします。

昨今のコロナ禍の中で，経済的に困窮している家庭が増えています。また，何らかの理由で厳しい生活を余儀なくされている家庭もあります。文科省の調べでは，令和元年度の要保護者数は約10万人，準要保護者数は約124万人おると言われています。これらの方々に対して支援の手を差し伸べられるのが，この就学援助制度です。この制度の裏づけとなっているのは，学校教育法で，経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し，市町村は必要な援助を与えなければならないとされています。

そこで阿見町の就学援助制度についてお伺いいたします。

まず，国の指針を見ますと，生徒会費，ＰＴＡ会費，クラブ活動費という項目があります。他の自治体では一定割合を支給していますが，阿見町についてはどのようになっていますか。

同じく，国の指針で令和２年度からオンライン学習通信費という項目ができました。これに対する町の取組を伺います。

あと，援助項目の内容についてです。体育実技用具費というのがありますが，これについては実際に活用されているのかどうか伺います。

最後に，基準率の問題です。現在，町では要保護の収入基準の1.3倍以内が該当しますが，この基準率を引き上げる考えはありますか。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　皆さん，こんにちは。

永井議員の，小中学校の就学援助制度についての質問にお答えいたします。

１点目の，生徒会費，ＰＴＡ会費，クラブ活動費はどのようになっていますかについてであります。

現在，生徒会費，ＰＴＡ会費，クラブ活動費の就学援助費の支給は行っておりません。

２点目の，オンライン学習通信費の取組についてであります。

現在のところ就学援助費の種類に追加する予定はありませんが，今後，タブレットの家庭への持ち帰りや近隣自治体の状況等を調査研究しながら検討していきたいと思います。

３点目の，体育実技用具費は活用されているかについてであります。

直近では体育実技用具費の支給実績はありません。

４点目の，基準率を引き上げる考えはありますかについてであります。

現在の基準率は，稲敷郡内で統一しております。県南地域のほとんどの自治体が1.3倍以下となっておりますので，現在のところ引き上げる予定はございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今，回答いただきましたけども，なかなかシンプルな回答で。それで，シンプルな回答ということで再質問もちょっと細かくなってしまいますけれども，よろしくお願いいたします。

１点目の生徒会費，ＰＴＡ会費，クラブ活動費の話が出ましたけれども，国の補助金の項目として，これらの費用が載っております。また，近隣の市町村でも定額として支給されていることが書かれていますけども，阿見町としては，現実に学校で徴収していないのか。または徴収していても援助申請がないのか，ちょっとそれをお伺いします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

まず，生徒会費につきましては，小学校３校，中学校は全校で徴収しております。ＰＴＡ会費については，全小中学校で徴収してございます。クラブ活動費については，中学校３校中２校が徴収されてございます。以上の状況になってございます。

就学援助費としては，先ほど答弁にもありましたように，支給はしてございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　町内全部が統一されているのかなと思ったんですけども，学校によってばらつきがあるみたいですけども。支給は行っておりませんということなんですが，申請が来てないのか，または保護者のほうでその辺がよく分からなくて申請を出しそびれているのか，その辺はどうなんですか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　就学援助費として支給するためには，要綱の中で，この項目について全部掲載しなければなりませんので，国のほうではこの生徒会費，ＰＴＡ会費，クラブ活動費等を一応補助対象の中に含めてございますが，阿見町としては，現在この３つの項目については，支給対象としては掲載していないということでございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　先ほど基準率のところも近隣市町村，稲敷郡内を見て決めたいなんていう答えがありましたけども，これに関しては，美浦村とか，そういったところも支給されている実態があります。

それで，今回の質問に当たって，ちょっと前の議事録を見てみたんですけども，これが平成28年の９月議会，そのときも私このことについて質問をしているんですけども，そのときの教育長の答弁の中で，「県内の他の市町村で実施していて阿見町で実施していない項目としては，ＰＴＡ会費，生徒会費，クラブ活動費などがありますが，これらの項目の拡充については，他の市町村の状況を踏まえ検討してまいりたいと考えています」，これが平成28年，今から５年前の答弁です。

それで，今の中で他の市町村の状況もと書いてあるんですけども，私が調べた範囲内ですけれども，美浦村ですとか，かすみがうらとか，牛久とか，つくば，そういったところでは実施されているんですけども。この当時，５年前に検討をしてまいりたいと考えているということだったんですけども，教育委員会のほうとしては，どのような検討をなされたのか，お願いします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。
近隣自治体の状況でございますが，先ほど議員がおっしゃいましたように，美浦村が支給対象に加えまして，あと龍ケ崎市と牛久につきましては，ＰＴＡ会費のみ支給対象としてございます。
こうした現状もありまして，まだそれほど周辺の市町村でも，この３項目につきまして，全て支給しているという状況ではございませんので，現在拡充は行ってこなかったというところでございますが，先ほど申しましたように，小学校，中学校それぞれ徴収している項目が違いまして，全校で取っているのがＰＴＡ会費のみなので，要保護の対象者の平等性から言いますと，これについては拡充していってもいいのかなと，検討対象ではあるのかなとは考えてございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。
○１０番（永井義一君）　それは，ぜひとも。５年越しの話になりますので，教育委員会のほうで検討していただいて，なるべく費用を補填できるようにお願いしたいと思います。
それと２点目なんですけども，このオンラインの学習の通信費についてお伺いしますけども，この項目，国として令和２年度，昨年度から追加された項目です。先ほどの回答の中では，追加する予定はありませんと，すっと隠れているわけなんですけども。今コロナ禍の中で，オンライン学習というのがかなり重要になっています。
私個人としては，低学年はまだまだとは思うんですけども，高学年，中学生，そういったところでは必要になってくるんじゃないかとは思うんですけども。これに関して守谷市などでいち早くこういった形で学習を取り入れて，休校になっている間もそういった形での双方向でのオンライン学習というのはやられていると思うんですけども。答弁の中で，近隣の自治体の状況を調査研究しながらという回答があるわけなんですけども，その辺りは今後どのように調査研究していくのかお願いします。
○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。
○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。
現在のところ近隣自治体を調査したところ，実際に支給対象としているところはございませんでした。答弁にもありましたとおり，今後はタブレットを持ち帰るとか，その件数が増えてきますと，当然Wi-Fi環境が必要になる，それを持ってない要保護世帯とか，支給をどうするかという問題も……。先日の落合議員の答弁でもお答えしましたけども，その辺の貸出しとか，町で購入して貸し出すのか，リースをしてそれを貸し出すのか，じゃあ通信料はどうするのか。

それについては，まだ検討段階ですので，もう少々お時間いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　今回のこの国の項目の中でオンライン学習の通信費ということなんで，ぜひとも。もちろん，国がこうやっているからというんで，町がただでできるわけじゃない。もちろん持ち出しがあるのは重々承知ですけれども，その辺もぜひとも検討していただきたいと思います。

３点目の，体育実技用具費です。これに関して支給実績はありませんということで，これもなかなかシンプルな回答が来ているわけですけども。国の項目で見ますと，小学校のところではスキー，中学校では柔道・剣道・スキーというね。何でこれなのかなというのは非常に疑問が感じる部分があるわけなんですけども。こういった項目がなっているんですけども。つくば市などでは，別項目としてトレーニングシャツ費という項目がありまして，これで１万円の補助が来ていると。これはもちろん町の単独事業でやられているわけですけども，そういったのがあります。

この体育実技用具費なんですが，このような項目だから申請がないのか，または制度とか，項目自体が使いづらいので援助申請がないのか。教育委員会のほうとしては，どのように考えているか，お答えください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

当然この剣道・柔道・スキーと，国の項目がこれに限られてございますので，スキーにとっては当然事業がございませんので使うことはないと。剣道・柔道についても部活関係で加入して活動する児童生徒がいない限りは申請が上がってきませんので，そのような状況じゃないかなと思います。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　これについて，変な話，県とか国に，これおかしいんじゃないの，もっと現実的に考えましょうよというような，ぜひともそういった話もする場面があればしていただきたいなと思うんですけども。町として，運動でお金がかかるのは，野球用具だとか，いろいろあるかと思うんですけども，そういったところに，先ほどつくば市なんかの例を取る中で，何かしら別項目で独自に考えるということは，教育委員会のほうとしてはどうですか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

現在のところは，国の基準に基づいて，それで援助してございますので，これからも近隣自治体のほうで，新たな項目とか追加するような状況になりましたらば，検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ぜひとも近隣自治体が動いたからというよりは，阿見町で率先して動くということも必要ではないかなと。ちょっと基準率のところでも書いてあったんだけども，稲敷郡内でって書いてありました。稲敷郡内といっても阿見と美浦と河内，そういったところなんですけども，これは阿見がリーダーシップ取っていかないと，全然前には進まないんじゃないかと，私は率直に思います。

あと４点目の基準率の引上げなんですけれども，まずちょっと確認なんですけども，平成29年までが1.2で30年度に1.3に引き上げられたということなんですけども，これは間違いございませんか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

引き上げた年度が１年ずつ違ってございまして，28年度までが1.2，29年度から1.3に引き上げてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ヒアリングのところで，ちょっと事情聞いたんですけど。分かりました。28年までが1.2で29年から1.3ですね。はい，分かりました。

それで，これに関してコロナの関係で，令和２年度はあんまり動きがなかったと思うんで，ちょっと令和元年度の資料で見たんですけども。令和元年度で決算資料を見ますと，費用としては要・準要保護就学援助費用，小学校で469万5,140円，中学校では592万9,481円ということで，合わせて1,000万強ぐらいになるかと思うんですけども。

これ，概算でも構わないんですけども，教育委員会のほうとして仮にこれ0.1引き上げた場合の費用というのはどのぐらい見込まれるか，検討しておりますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

引き上げた前提でのシミュレーション等は行ってございません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　私のほうで非常に単純計算でやりますと，先ほどの金額で1,000万強ですから，0.1だから100万円，これ非常に単純計算です。人数も違うし，項目も違うんで何とも言えませんけども，このぐらいの金額かなと思うんですよ。それで，先ほども言ったように，答弁の中で稲敷郡内で統一してとあります。やはり阿見町が率先して引っ張っていくぐらいのリーダーシップをぜひとも持っていただきたいんですけども。

それで，また平成28年９月の議事録で同じような質問を私しています。これ平成28年の９月議会なんですけども，先ほど部長のほうで，29年から1.3に上がったって言っていましたよね。すると私が一般質問した翌年になるかと思うんですけども。その中で当時の教育次長がこう答弁しているんですよ。この1.3倍というところなんですけども，「仮に1.3倍にした場合にはその予算が増額されるということもございます。ただ現在大きなプロジェクトが阿見町で動いている最中でございます。極めて予算上の厳しい年度がここ２年，３年，４年続くと思いますので，増額について1.3倍にすることについては大変厳しいのではないかということで，現在のところ考えています」と。

これ，９月議会の答弁でこうなんですけども。ですから私は逆に１年ずれてそうなのかなと思ったんですけども。今のところの答弁で，この年上げたというのは何かありますか。この当時の教育次長は，３年，４年続くと言っているんですけども。その辺分かればお願いします。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

少々申し訳ないですけども，過去の経緯が分かりませんのですけども。ただ，1.3倍に引き上げたというのは，結局先ほども申しましたように，周辺の自治体等の率はほぼ統一していますので，周りが一斉に上がってきたものではないかなと推測します。

以上です。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　ということは，この当時，平成28年の９月の段階では，大きなプロジェクトあって，２年，３年，４年と増額は無理ですよという答弁はしているんですけれども，近隣のところでそういう動きになれば上げられるわけですよ，金額としては。ですから，そんなに大きな金額じゃないと私は思います。

ですから，先ほど言ったように，稲敷郡内というふうに考えるんでしたら，阿見町が率先して，このことを牽引していくようなことが必要じゃないかと。そうすれば近隣自治体も，それにならってついてきて，だんだんよくなっていくんじゃないかということを私は思いました，改めて。ぜひとも，それは教育委員会のほうで決断していただきたいと思います。要はやる気があればできるぐらいの金額だと思います。

最後のところなんですけども，ちょっと確認なんですけども。町の要綱の中で通学費は交付せずって書いてあるわけなんですけども，中学校のほうは実費って書いてあるわけですね。これ，同じように５年前にも同じことを私質問しているんですよ，通学費のところでも。やはり，この当時でも小学校は交付せず中学校は実費という答弁になっているんですけども，これに関しては，ヒアリングの中でいろいろ課長とも話したんですけども，教育委員会のほうでどういった形で処理をされますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

通学費につきましては，議員おっしゃいますように小学校は交付せず，中学校が通学距離が６キロ以上でバス通学する生徒について実費で支給という項目がございますが，現在は対象者がいないというところでございます。

○議長（久保谷充君）　10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　対象者がいないというのは，ヒアリングでお伺いしました。対象者が出た場合はどうしますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

現在は，まだ要綱のほうの掲載を加えてございませんので，その都度対象児童・生徒なりが入学した時点とか，そのときに学校側とヒアリングを行いながら，要綱に追加するとか，そういう措置は取っていきたいと考えます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　永井義一君。

○１０番（永井義一君）　そういった対象者ができた場合には，しっかりした対応を取っていただきたいと思いますので，それをお願いいたしまして，私の一般質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　これで，10番永井義一君の質問を終わります。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午後１時といたします。

午後　０時０６分休憩

午後　１時００分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に，７番栗原宜行君の一般質問を行います。

７番栗原宜行君の質問を許します。登壇願います。

〔７番栗原宜行君登壇〕

○７番（栗原宜行君）　皆さん，こんにちは。栗原宜行でございます。

今日は一般質問最終日です。通告に基づきまして，最後の質問をさせていただきます。

今回，私はデジタル化への対応はできているかについて質問をいたします。

令和３年９月１日，内閣総理大臣直轄の新たな行政組織であるデジタル庁が立ち上がりました。昨年９月，新型コロナウイルスの対応において，デジタル化の遅れが顕在化して，そのため，それまでのＩＴ基本法の全面的な見直しを行い，デジタル社会の形成に関する司令塔として，菅総理自らが決定し今月スタートをしました。

デジタル庁は，勧告権など強力な総合調整機能を有し，基本方針策定など企画立案や国等の情報システムの統括管理，重要なシステムは自ら整備運用するなど，従来の省庁の概念を超えています。このため，デジタル庁の業務は幅広く多岐にわたっています。

そこで，今回，阿見町のデジタル化への対応について伺います。

議会では，デジタル化の必要性を感じ，議員や議会事務局職員が一丸となって，昨年よりデジタル化を推進してまいりました。執行部に御理解をいただき，議員全員にタブレット端末を貸与していただきました。これにより，ペーパーレス化や議会事務局の働き方の改善が進みました。

これは予算書でございます。そして，こちらが決算書でございます。これだけ決算書のほうが厚いんですけども，今まで，これを携帯しながら審査のほうに臨んでおりました。この予算書・決算書ですが，事務局も従来は，決算書・予算書を，議員ごとに分けて議員宅に届けていました。しかし，今はこのタブレットに格納されています。この結果，議員宅に届けることもなくなりました。

また，チャット機能により議員への電話連絡もほぼなくなり，各委員ごとや議員各個人間での連絡やコミュニケーションをしています。また，地震や風水害，広域停電など，災害対応に対し，議員やその家族も含めた安否確認など，樋口議員を中心に防災部会が訓練やマニュアル作成のために，全員でタブレットを活用しています。

発生はしてほしくありませんけれども，災害時に議員は皆様の最寄りの避難所において，対策本部の情報や避難所の情報をタブレットでいち早く伝えるなどの災害時対応ができるように準備をしています。通学路の危険箇所については，タブレットを使い，動画や写真により危険状態を把握し，改善を求めました。このように，議会ではデジタル化をいち早く進め，デジタル化の利便性を確認しています。

そこで，国のデジタル化は，阿見町や町民の皆様の生活が今後どのようになるのか，町はどこまで対応しているのか。以下６点について質問いたします。

１，今回の国のデジタル化施策はどのようなものですか。

２，阿見町のデジタル化の現状はどのようになっていますか。

３，デジタル化は，阿見町にどのような変化を及ぼしますか。また，デジタル化にどのように対応するのですか。

４，デジタル化を一元管理，推進する部署の新設を考えていますか。

５，デジタル化のための新たな費用はどの程度を見込んでいますか。

６，ベンダーロックインへの対応はどのように行うのですか。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。初めに，町長千葉繁君，登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君）　栗原議員の，デジタル化への対応はできているかの質問にお答えいたします。

１点目の，今回の国のデジタル化施策はどのようなものかについてであります。

国においては，令和２年12月，デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を閣議決定し，目指すべきデジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により，一人ひとりのニーズにあったサービスを選ぶことができ，多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない，人に優しいデジタル化～」としております。

その司令塔としての役割を担うデジタル庁は，首相直轄の組織で，議員御指摘のとおり，勧告権など強力な総合調整機能を有し，基本方針策定などの企画立案，国等の情報システムの統括・監理などを担うこととされております。

具体的には，デジタル社会に必要な共通機能の整備・普及としてマイナンバー制度の拡充や，従来それぞれの省庁において構築してきた各種システムを一元管理し，政府の情報システムについて共通の基盤・機能となるガバメントクラウドを早期に整備し，運用を開始することなどが主な取組として挙げられており，地方自治体の情報システムについても，ガバメントクラウドを活用できるよう検討が進められております。

２点目の，阿見町のデジタル化の現状はどのようになっているのかについてであります。

町では，行政事務の効率化・迅速化を実現するために，情報システムの整備を推進しております。住民情報等の基幹系システムについては，主に茨城計算センターへ業務委託しておりますが，令和元年10月，県内８市町村で，自治体クラウドの共同利用に向け，基幹業務システム等の共同利用及び運用に関する協定を締結し，情報システムの集約と共同利用を行っており，経費の削減や外部へのデータ保管による災害時の市町村間の相互支援等，住民サービスの向上等を図っているところであります。

教育委員会の現状につきましては，教育長から答弁いたします。

３点目の，デジタル化は阿見町にどのような変化を及ぼすのか。また，デジタル化にどのように対応するのかについてであります。

国の基本方針策定に合わせ，総務省では，令和２年12月に自治体ＤＸ推進計画を策定，令和３年７月に自治体ＤＸ推進手順書，自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書等を策定しております。

これまで各自治体の情報システムは，住民ニーズへの対応や利便性向上のため，自治体それぞれにカスタマイズが行われてきた結果，発注・維持管理・制度改正等について個別の対応が必要となっており，自治体ごとに人的・財政的負担が生じていると指摘されております。

自治体の情報システムの標準化・共通化は，住民記録，地方税，福祉等，自治体の主要な17業務を処理するシステムについて，国が策定する標準仕様に準拠したシステムへ移行するものであり，自治体は，その目標時期である令和７年度までに，ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムを利用する形態への移行を目指すこととされております。

標準準拠システムを利用することで，自治体が情報システムを個別に開発する必要がなくなることから，国は，地方公共団体の情報システムの運用経費等を標準準拠システムへの移行完了予定後の令和８年度までに，平成30年度比で少なくとも３割削減することを目指すとしております。

町ではこれまで，自治体クラウドの共同利用等によりコストの削減や住民サービスの向上等を図ってきたところですが，今後，さらなるコストの削減を目指し，円滑に標準準拠システムへの移行ができるよう対応してまいります。

４点目の，デジタル化を一元管理・推進する部署の新設を考えているかについてであります。

デジタル化の推進については，総務部総務課に情報政策係を設置して，情報化の推進，行政情報ネットワークの運営，住民情報ネットワークの運営等に取り組んでいるところです。また，デジタル部門への強化対策の一環として，来年度の職員採用試験において，一般事務職のうちＩＴ資格者を募集したところであります。

町としましては，ＤＸを戦略的，計画的に推進していくことが重要であることから，国からの情報を踏まえ，必要な組織体制の構築を検討してまいります。

５点目の，デジタル化のための新たな費用は，どの程度を見込んでいるのかについてであります。

現状においては推進体制を含め検討中であり，新たな施策や費用についても，今後ＤＸ推進の全体方針等を検討していく中で精査してまいります。

６点目の，ベンダーロックインへの対応は，どのように行うのかについてであります。

ベンダーロックインとは，特定のベンダーの独自技術に依存したシステム等を導入した際，他のベンダーの提供する同種のシステム等への切替えが困難になることと認識しております。

自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書によれば，標準化・共通化の取組により，システムで管理するデータ項目や形式をはじめ，機能や様式などについて国が標準を定め，ベンダーは当該標準を満たすシステムを開発し，自治体はベンダーが開発した標準準拠システムを利用することになります。このため，標準化・共通化を実効的に推進することは，システム間のデータ移行の円滑化につながり，ベンダーの切替えを容易にするものと考えられるとされておりますので，ガバメントクラウドへの移行が，ベンダーロックインへの対応につながるものと考えております。

○議長（久保谷充君）　次に，教育長湯原正人君，登壇願います。

〔教育長湯原正人君登壇〕

○教育長（湯原正人君）　栗原議員の２点目の，阿見町のデジタル化の現状はどのようになっているのかについてであります。

文部科学省のＧＩＧＡスクール構想に基づき，令和２年度に町立小中学校の児童生徒１人１台端末及び校内通信ネットワークを整備しました。電子黒板については，令和２年度に町立中学校へ整備し，令和３年度に町立小学校へ整備する予定となっております。

デジタル教科書については，指導者用を各小中学校へ導入しております。学習者用は，国及び近隣自治体の状況を調査研究し，今後，検討していきたいと考えております。また，臨時休校時の端末の持ち帰りに伴うオンライン学習のための通信機器等の整備については，今後，検討してまいります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，まず町長部局のほうから，再質問をさせていただいて，その後，教育委員会のほうには質問させていただきます。

まず１点目の，今回の国のデジタル化政策についてはどのようなものかについて質問をさせていただきます。

国の自治体ＤＸに対する重点取組事項として，８つあるのではないかというふうに認識しておりますが，１つ，自治体の情報システムの標準化・共通化，２つ目，マイナンバーカードの普及・促進，３番目，自治体の行政手続のオンライン化，４番目，自治体のＡＩ・ＲＰＡの利用促進，５番目，テレワークの推進，６番，セキュリティ対策の徹底，７番目，地域社会のデジタル化，８番目としてデジタルデバイドの対応というふうに認識しておりますけれども，これでよろしいでしょうか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

国のＤＸ推進計画のほうでは，重点取組事項とされているものにつきましては，今，栗原議員がおっしゃいました１項目めから６項目めまででございまして，最後の２つ，７番の地域の社会のデジタル化，それから８番のデジタルデバイドの対策につきましては，自治体ＤＸの取組と併せて取り組むべき事項ということで位置づけをされております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。６番から７番ということでございますので，それに２つ追加ということでございますね。それに沿って，２番目以降の質問に対して，再質問をさせていただきます。

２番目ですけれども，阿見町のデジタル化の状況はどのようになっているかというところなんですけども，総務省は，令和２年の３月に地方公共団体における行政情報化の推進状況調査，令和元年度版を公表しております。このデータを基に，日経さんが電子化推進度ランキングを都道府県，市町村別に公表しています。過日，大井川知事が県政報告ということで，本町にも見えられましたけども，その際，都道府県で茨城県がこのランキング１位になったということを，御案内がありました。

茨城県が１位，市町村では大阪の豊中市が１位となっています。この評価項目としては，電子自治体の推進体制，行政サービスの向上・高度化，業務システムの効率化，情報セキュリティ対策の実施状況等があります。町ではこの評価を，どのように受け止めて分析をしているのでしょうか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

茨城県につきましては，大井川知事が就任以降，県庁の業務のデジタル化につきまして，先進的に取り組まれているところでございます。押印廃止，それから電子決裁の推進等が図られておりまして，令和２年の８月には電子決裁がほぼ100％を達成したというようなことでございます。その辺りが要因として挙げられているのではないかと考えております。

あと，大阪府の豊中市でございますけれども，これも令和２年８月でございますが，とよなかデジタル・ガバメント宣言を発出しておりまして，９月にはとよなかデジタル・ガバメント戦略を策定し，取組を進めているところでございます。現在は，令和４年度末までに行政手続を100％オンライン化するというような施策も打ち出しているというようなことでございます。

そういった先進的な事例がございますので，町としましても，電子自治体の構築に向けて，

参考にしながら取り組んでいきたいと考えております。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。今の部長の御案内のとおり，茨城県においては，２位との差が３ポイントから４ポイントも開いていて，このランキングでいけば，ほぼ独走状態だと。豊中さんの場合は，上位の10位ぐらいがかなり僅差だったということなんですけれども，やっぱり先進性を早く取り入れた豊中さんが一歩リードしていたという結果になっております。部長の答弁のように，参考にしていただくということで，阿見町のデジタル推進化が上がっていけばいいかなというふうに思っています。

それと，このネットワークの整備充実，そしてオープンデータ活用のための流通環境の整備というのがあるんですけれども，これについては進んでいるんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

当町におきましては，行政事務の効率化と住民サービスの向上のために，主に行政内部事務で用いるインターネット回線の仕組みを利用しまして，外部インターネットと連結したネットワークによります行政情報ネットワークと，個人情報を主体に扱っております住民記録や課税などの基幹業務を扱うための住民情報ネットワークの整備に取り組んでいるところでございます。

オープンデータの活用につきましてはまだまだ途上でございます。先ほどから取り上げられております先進自治体の取組等を参考にしながら，今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　特にオープンデータの活用は，国も協力的に推進をしているところでして，茨城オープンデータというホームページがありまして，それは各地区ですね，例えば県北，県南，県央，鹿行と地区別になっていまして，県内の市町村のオープンデータの活用状況，案内が書かれています。阿見町もそこに載っておりまして，こういう形でデータ活用していますよということが載っています。さらに充実していただくということなので，安心はいたしました。

続きまして，３番目のデジタル化は阿見町にどのような変化を及ぼすのか，どのように対応するのかということの中で，このデジタル化，なかなかどういった形でというのはイメージできないんですけれども，デジタル化により町民の皆さんの生活や暮らしをどのように町としては変えようとお考えなのか，お伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。

先ほど町長答弁としてもございましたけれども，国では，目指すべきデジタル社会のビジョンとして，デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ，多様な幸せが実現できる社会，誰一人取り残さない人に優しいデジタル化を目指しているということでございます。町が目指すべき姿もそこにあるのではないかと考えております。

また，第６次総合計画の後期基本計画におきましても，情報化の推進ということで，目指す町の姿を，他自治体や民間等と連携して地域及び行政の情報化を進めることにより，町民サービスの向上と行政事務の効率化が図られているとしておりまして，その展開方針といたしまして，ホームページや電子メールを活用した電子申請や講座，施設利用の申込みなどの充実を図ること，それから複数自治体での業務の標準化，相互の支援協定の締結に取り組みまして，災害時に迅速な対応ができるシステムの構築を目指すということを掲げてございます。

これらを着実に推進していかなければならないというふうに考えてございます。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

あと，私が役場に来たりとか，町内を買物等に出かけたときに気になりますのが，外国の方が多くなってきたというふうに感じております。特に役場庁舎内の１階等も外国人の方がいらっしゃるということなので，日本人にとってはデジタル化については理解しやすいと思うんですけれども，外国人の方はどうなのか。例えば，2020年の12月，法務省の在留外国人統計によれば，阿見町に住んでいらっしゃる外国人の方は，総計で10か国以上で938人と統計でなっています。直近の状況はどのようになっているんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

現在，当町に住民登録されている外国人の方々は，令和３年８月末現在では33か国になりまして，1,044人となっておりまして，増加傾向にございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。12月から８月ということで，かなりの外国人の方が阿見町に住まわれているということが分かりました。

この中で，デジタル化によって外国人の方の生活がどのように変わっていくのか，1,044人いらっしゃって，多言語対応や行政手続は今後どのように利便性が向上していくんでしょうか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

例えば，町民課の窓口におきましては，外国人住民の方の窓口対応のために，ＡＩ翻訳機，そういうものを導入したりしております。また，ほかの各種申請手続の対応のためには，今後デジタル化する際には，多言語に対応するシステムを導入できないか，そういうものを検討してまいりたいと思います。そういうことによりまして，多言語対応可能な手続を増やしていくことが，外国人住民の方々の利便性の向上につながるものではないかと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。もう実際にＡＩ翻訳機等が設置されているということで安心をいたしました。ＡＲ，ＶＲですね，特にもうスマホを持って庁舎内に入った段階で，例えば，それぞれの多言語でのインフォメーションだとか，どこに行けばどういうふうになるんだとかということを，実際に今ＶＲなんかでやると……。技術的には可能であるということですので，さらに外国人の方も阿見町に住みやすい環境を整えていただきたいというふうに思っております。

あと，国は，自治体の先ほどのテレワークの推進もしています。阿見町のテレワークの状況は現在どのようになっているのか。また，セキュリティ対策として，新型コロナウイルスへの対応等を踏まえたテレワークセキュリティ要件というのを，昨年の８月18日に通知を国がしております。町のセキュリティ対策はその後，どのようになっているのかについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　それでは，私のほうからはテレワークの状況について御説明させていただきます。

テレワーク形態のうち，在宅勤務につきましては，新型コロナウイルス感染症対策によります特別措置として，緊急事態宣言等の中，在宅勤務を実施してまいりました。先ほど紙井議員のほうにもお答えさせていただいたんですが，今後は職員の子育てや介護と仕事の両立を図ることを目的とした在宅勤務も導入する考えでございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　セキュリティ対策につきましては，栗原議員の御指摘のとおり，通知がございます。国の通知でございますけれども，国のセキュリティ要件を満たしたテレワークに取り組んでいるということでございますが，例を挙げますと，インターネット回線を使

用しない閉域網を使用していること，それから端末本体にはデータ保存しないなどの対策を講じているところでございます。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。今部長言われましたように，閉域の部分がありまして，セキュリティとしては，高度なセキュリティができるということで，２つほど追加がなっておりますので，さらにそれも検証されて，よりセキュリティの高いものでテレワークのほうを実施していただければというふうに思っています。

それから４点目の，デジタル化の一元管理の部署なんですけれども，全国では，国からの情報を踏まえまして，必要な組織体制の構築を検討し，今までの情報係からデジタル課，課に拡大した自治体が多くあります。係から課に拡大することによって，できる業務，どういうことが業務としてできるのか，メリットはどのようなことが挙げられるのか。また標準準拠システムの移行完了時期が，令和は７年から８年とすると，ここ一，二年で進めなければならないことがあると思いますが，そのことについてお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　私のほうから組織体制について御報告させていただきます。

自治体ＤＸの手順書におかれましては，自治体ＤＸ推進担当部門を，既存の情報政策担当部門とは別に設けることが望ましいということでされてございます。その理由としては，自治体ＤＸ推進担当部門は，ＤＸ推進の司令塔として，企画立案や部門間の総合調整，全体方針や個々の取組の進捗管理などを担うとされておりまして，こうした役割は，従来の情報政策部門で担ってきました情報システムの構築や維持管理，そうした情報セキュリティに係る業務とは異なることが挙げられると思います。

仮に自治体ＤＸ推進部門を係ではなく，課とした場合に担う役割については，明確な違いはないと考えてございますけれども，課として自治体のＤＸの推進に専念するということでいえば，より特化した形で取り組むことができるようになると考えてございます。

以上でございます。

○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。

○総務部長（佐藤哲朗君）　標準準拠システムについてでございますけれども，標準化・共通化に関わる仕様書におきまして，関係府省の標準仕様書は，令和３年夏と令和４年夏をめどに作成されると見込まれております。昨年９月には，先行して住民記録システムの標準仕様書が，今年の８月31日には税務システムの標準仕様書が，総務省のホームページで公表されてございます。これらの仕様を確認し，どのように対応していくか等を検討していく必要があると考えております。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
あとは，今回職員採用試験において，一般職ですけどもＩＴ資格者を募集したところだということで，国も，やっと今回，公務員の特別職・専門職としてＩＴのほうを採用するということで動いているところを，先に動いていただいて，本当に安心をしております。さらなるデジタル人材の確保，それからの育成については，どのように進められるんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。
○町長公室長（建石智久君）　はい，お答えさせていただきます。
今年度，一般職というくくりの中でＩＴ関係の有資格者を募集してございます。どのような人材が確保できるか，これからとなります。先ほど中途採用のことを，別な形で答弁させていただきましたが，今回は保健師，それから建築士，社会福祉士といった形で，中途採用として募集をさせていただきました。今後は，今回の募集状況にもよりますけれども，状況に応じては，そういった形で中途採用ということも視野に入れながら，専門的な知見の経験値も含めて，人材を確保できればというふうに考えてございます。
以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。
５点目，デジタル費用についてなんですけども，国のほうの支援策，あとは交付税措置があると思うんですけども，これをどのように活用していくのか，教えていただきたいと思います。
○議長（久保谷充君）　総務部長佐藤哲朗君。
○総務部長（佐藤哲朗君）　はい，お答えいたします。
国の支援策でございますが，まず補助金がございまして，デジタル基盤改革支援補助金がございます。令和７年度までに，ガバメントクラウド上で構築されました標準準拠システムに移行するために必要となる現行システムの概要調査等の準備経費，それから接続やデータ移行，文字の標準化等の移行経費が補助の対象ということになってございます。
そのほか，令和４年度までに子育てや介護等の，特に住民の利便性の向上に資する手続のオンライン化に向けまして，機器設定やサーバー等の設置に要する経費が補助対象ということになってございます。これらにつきましては，今後具体の作業工程等を鑑みながら活用してまいりたいというふうに考えてございます。
また，交付税措置でございますけれども，ＣＩＯ補佐官として外部人材を任用する場合など，非常勤特別職として任用する場合などは，報酬等，それから外部に業務委託する場合には委託料がそれぞれ特別交付税の対象ということになってございます。今後活用について検討してい

く必要があると考えてございます。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。今回の部分で，入りの部分もあれば出る部分もあると思いますけれども，特に今回は特出して御案内したいのは，渋谷区。東京都等の対応でございます。渋谷区については，3,000名の65歳以上のシニアを対象にスマホの無料貸出しをしております。区の情報とかオンライン診療を受けるビデオ会議，あとは防災アプリとか，事前にダウンロードして通信料，通話料も渋谷区が負担するということで，この応募について一時的に1,700名の方が貸出しを受けたと。東京都についても1,000名を規模に，今企画中だということでございます。

町ではこのような情報サービス，住民サービスについてのニーズを調査しているのかどうかを伺います。

○議長（久保谷充君）　保健福祉部長湯原勝行君。

○保健福祉部長（湯原勝行君）　はい，お答えします。

先進自治体において，そのような取組を行っていることは十分承知しているところでございますが，現状において，本町においては，そのようなニーズの調査は実施しておりません。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

それでは，教育委員会関係で２番目の点，阿見町のデジタル化についての現状の再質問をさせていただきます。

デジタル化によって，学校はどのように変わっていくんですか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

学校のデジタル化につきましては，教育の情報化として，これまで校務支援システムの導入，共有サーバーの構築，教材教具の電子化，校内ＬＡＮの増強や無線化，電子黒板の導入などを進めてまいりました。これによって，それぞれ校務などの作成業務とか全部，こちらの軽減が図られるようになりました。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　デジタル化によって先生方の働き方，労務は，どのように改善されますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

先ほどの校務の軽減と効率化が進んでいますというところですけども，例えば，手書きの出席簿をデジタル化することによって，日々の出席状況や集計などがしやすくなっただけでなくて，通知表や指導要録，調査書等と連動することによりまして，その作成の業務の軽減化がかなり図られるようになったと認識しております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　あとは，県のほうから，昨日の段階で県独自の非常事態宣言は１週間前倒しで終わるということになりましたけれども，26日までの段階で，各学校に，市町村に要請していることがございます。授業，登校，部活，学校行事等について要請をしておりますけれども，県からの要請を受けて，町はどのように対応していますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

県からの要請を受けまして，臨時休校とすることにしました。９月１日から３日の間に，夏休みの課題等を提出を受け付け，その間に休校中の課題として，年間で使用しているドリルや問題集のほか学習プリントの課題を渡してございます。

あと，それぞれ児童生徒のタブレットの持ち帰りを実施しまして，家庭学習サービスの「eライブラリアドバンス」，「いばらきオンラインスタディ」や，あと「ＮＨＫ　for　School」などソフトを活用した学習をするよう指導してございます。

あと，家庭の都合や家にWi-Fi環境がない児童生徒につきましては，学校でオンライン，そちらのほうでできるように登校するように案内してございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　県からの要請では，リモート授業とオンライン等による朝の会，また心身の健康状態の定期的な確認を求めていましたけれども，これについては，どのように対応していますか。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　県で要請しているのは双方向型ということでございますが，町では13日の週より始まった双方向の実験を行ってございます。学校と家庭等の，実際に通信状態や技術的な課題を明らかにするために，通信のテストを行ってございます。

あと，Wi-Fi環境がない家庭については，繰り返しとなりますが，機器の導入に当たって整

備等をまた考えていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　調査のところですけれども，おとといの落合議員も１年３か月前に同じことを聞き，私も昨年の９月，家庭内の通信環境の調査をしていただき，そのときに８％程度の児童がWi-Fi環境が整っていないということで，検討しますということで言われておりました。私の場合は検討しておりますになっていたんですけども。今，この状況についてどこまで進捗しているのか。永井さんの５年というのが先ほどありましたけども，私たちは１年しかないんで，まだ４年あるよということになるのかもしれませんけども，今の状況をちょっと教えてください。

○議長（久保谷充君）　教育部長小林俊英君。

○教育委員会教育部長兼予科練平和記念館長（小林俊英君）　はい，お答えいたします。

今回につきましては，８月末で学校での児童生徒の受入れ体制の構築のために，Wi-Fi環境の調査を行いました。今回の調査は全員に回答を求めるものではなかったので，単純な比較等はできませんが，多少なりとはWi-Fi環境の整備が進んでいるものとは考えてございますが，まだそれでもある程度，Wi-Fi環境がない家庭がございましたので，それについての対応は取る必要があるとは考えてございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　８％で，ということは40人以下ですよね。今実際440名，450名ぐらいですか。今，子供たちいるのは。８％ですから少ない数なので，それが今，数字はお示しいただけなかったですけども，その程度の子供たちに対するサポートですので何とか進めていただきたいというふうに思っています。第７波，８波があるというふうに言われていますので，進めていただければと思っております。

では，ここで１問目の質問を終わりますけれども，行政の遅れは町民生活の遅れに直結します。デジタル化をさらに加速していただき，町民の皆様が，この阿見町で幸福に過ごしていただけるようにお願いをいたしまして，１問目の質問を終わります。

○議長（久保谷充君）　町長公室長建石智久君。

○町長公室長（建石智久君）　先ほど有資格者の中で，私，建築士，保健師，社会福祉士と申し上げてしまいました。正確には精神保健福祉士の間違いでございますので，訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，２問目の質問をいたします。

２問目は，消防団員の処遇改善への対応は進んでいるかについて伺います。

国は，令和３年４月13日，消防庁長官名で各都道府県知事及び各指定都市市長に対し，減少する消防団員の処遇改善のための消防団員の報酬等の基準の策定等について通知をしております。この通知は，消防団員の処遇改善に関する検討会の中間報告を踏まえて，消防団員の処遇改善に向け，今後必要な措置として取り組むべき事項や留意点，６項目を示しています。また，茨城県においても，８月の町村会・町村議長会合同定例会において，具体的な８項目が報告されています。このことを受けまして，阿見町の対応について，以下について質問いたします。

１，今回消防庁から通知された内容はどのようなものですか。

２，町消防団の現状，人員・体制及び処遇はどのようになっていますか。

３，消防団員の処遇改善への対応スケジュールと進捗状況はどのようになっていますか。

４，処遇改善に伴う費用は，概算でどの程度見込んでいますか。

５，本年新設された役場消防部への対応は，各消防団と同一の基準になるのですか。

以上，よろしくお願いいたします。

○議長（久保谷充君）　ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長千葉繁君。

○町長（千葉繁君）　消防団員の処遇改善への対応は進んでいるかについての質問にお答えします。

１点目の，今回消防庁から通知された内容についてであります。

消防庁からは，消防団員の減少に伴い，地域防災力が低下し，地域住民の生命・財産の保護に支障を来すという強い危機感の下，今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項が示されております。

具体的には，消防団員の処遇の改善を図るため，非常勤消防団員の報酬等の基準が示され，この基準により，消防団員の報酬等の見直しを行うというものであります。この基準では，消防団員の報酬は，年額報酬及び出動に対して支払われる出動報酬の２種類となっております。

年額報酬の標準額は，階級が団員の者については３万6,500円であり，出動報酬の標準額は，災害時の出動で１日当たり8,000円，災害以外の出動については，業務内容や負荷，活動時間等を勘案し，標準額と均衡の取れた額になるよう定めることとされております。また，いずれの報酬も団員個人に対して市町村から直接支給することと示されております。

さらに，これらの改正に必要な条例改正を令和３年度末までに行い，令和４年度から施行すること，予算については令和４年度当初予算から必要な額を計上することが努力目標として示されております。

その他としては，消防団運営に必要な経費の適切な予算措置，条例改正案文，課税方針等の

内容になっております。

２点目の，町消防団の現状，人員・体制及び処遇についてであります。

町消防団の令和３年４月１日現在の人員については，条例定数420名のところ，実団員数280名となっております。組織については，本部，15個分団，機能別分団に分かれ，女性消防部，役場消防部は機能別分団に所属しております。

年額報酬については，階級が団員の場合２万円，出動手当については，災害時で１日当たり2,500円，訓練時で１日当たり2,000円を支給しております。また，福利厚生として公務災害補償や福祉共済への加入，退職報奨金支給を行っております。

３点目の，消防団員の処遇改善への対応スケジュールと進捗状況についてであります。

年額報酬については，令和元年度に階級が団員の者については，１万400円から２万円に引き上げましたが，依然として国が示す標準額の３万6,500円には達しておらず，また県の平均額である２万7,186円にも達しておりません。また，出動手当についても，国が示す標準額の8,000円には達しておらず，また，県の平均額である2,697円にも達していないため，年額報酬と併せ，町の財政状況を考慮しながら，令和４年度以降に引上げを検討してまいります。

４点目の，処遇改善に伴う費用は，概算でどの程度見込んでいるのかについてであります。

年額報酬については，階級が団員である187名に対し，現行の２万円から国の標準額である３万6,500円へと改正を行った場合，374万円から682万5,500円となり，82.5％の増額が見込まれます。また，団長その他の階級の者について，その職務負担を考慮した報酬額へと改正を行った場合，87万5,000円から127万5,500円となり，46％の増額が見込まれます。

出動手当については，国の標準額は，１日当たり8,000円とされておりますが，町独自に時間及び内容を細分化して，より適切に支出できるよう検討しております。また，この検討に基づいて改正を行った場合，今年度当初予算の660万円から800万円程度となり，約22％の増額が見込まれます。

５点目の，本年新設された役場消防部への対応は，各消防団と同一の基準となるのかについてであります。

役場消防部に所属する団員は，町職員であって地元分団に所属する基本団員と，消防団や消防署のＯＢである機能別団員に分けられます。基本団員については，一般の団員と同一の処遇となります。機能別団員については，年額報酬は無報酬となりますが，それ以外の処遇については，一般の団員と同一の処遇となります。また，今回，改定を検討する出動手当についても一般の団員と同一の適用となります。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，消防団の処遇についての再質問をさせていただきます。

まず，今回の非常勤消防団員の報酬等の基準の変更で，費用弁償についてはどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　報酬のほうにつきましては，国から通知が来まして示されておりますけども，費用弁償につきましては，今回の国通知による変更は示されておりません。費用弁償等に当たるものにつきましては，会議への出席等の旅費になりますので，阿見町では，特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例，それに基づきまして町から個人へ支払いを行っております。

なお，費用弁償の額につきましては700円となっております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

あと，改正の必要な条例の改正を令和３年度末までに行い，令和４年度から施行すること，予算については令和４年度当初予算に必要な額を計上することが努力目標ですということの御答弁だと思うんですけれども，消防庁の通知の留意点の中の基準全体という項目の中で，この基準は令和４年４月１日から適用することとなっていますが，この国の要請に間に合いますか。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

年額報酬の増額と出動報酬の増額，こちらを国の標準額へ一度に引き上げることは，現在の町財政状況を考慮すると難しいと考えております。町長答弁にもございましたけども，基準日はあくまでも努力目標と認識しておりまして，また，町の財政を考慮しながら，令和４年度以降に引上げを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　それでは，２番目の団員の現状なんですけども，近年の火災発生状況と，消防団の出動回数について教えてください。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

近年の火災発生状況についてでありますが，令和元年度は15件，令和２年度は21件となっております。

次に，出動回数でございますけども，そのうち消防団が出動した件数は，令和元年度が14件，

令和２年度は17件となっております。

出動した地域につきましては，令和元年度では，第13分団が５件，第５分団が２件，第７分団が２件，その他管区が５件となっております。また，令和２年度においては，第７分団で５件，第９分団で３件，第10分団で２件，第13分団で２件，その他で５件となっているような状況でございます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。

条例定数に対する消防団員の充足率なんですけども，全国の平均でいくと，91万に対して81万，充足率が89.57％。茨城県においては，２万5,000に対して２万2,000ということで86.7％。先ほど御案内いただいた阿見町が，420人に対して280人の充足率66.67％というふうに極端に少ないんですけども，この要因とか団員確保に向けた取組について伺います。

○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。

○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。

団員は，そうですね，昔からの話なんですけど，昭和49年当時でしたらば895人という定員でございましたけども，そのうち，平成12年頃に消防団の再編などがありまして，平成22年に現在の定員420人になったというような由来がございます。また，定員の算出定義というのは特にございませんので，そのときの420人が今そのまま残っているというような状況でございます。

次に，団員減少の要因なんですけども，全国的な傾向とはなっておりますが，特に，やっぱり会社勤めの方が多くなっているようなこと，また，職場と住居が遠距離のために出動できないとか，入れないとか，そういうこと，あとは地域コミュニティの希薄化とか，ライフスタイルの多様化，そういうもので団員確保が困難な状況となってきているというような要因になっていると思います。

次に，団員確保に向けた取組についてなんですけども，広報紙等での周知のほか，県と共同によるポスター等の勧誘活動，女性消防団員による啓発活動等を通じて行っておりますが，今後も，機能別団員制度の充実や団員の処遇改善を積極的に実施していきまして，効果的な取組を行って，団員の確保に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。

○７番（栗原宜行君）　あと，処遇改善に伴う費用の概算のところなんですけども，改正をした場合，出動手当でプラス140万，年額報酬で団長その他の階級で40万，団員で約309万円，

490万の，改定の場合は増額というふうな認識でよろしいんでしょうか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。
国の標準額まで引き上げる場合は，お見込みの計算どおりで，そのとおりでございます。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。こういう歳入の不足について，各自治体は様々な方法をやっておりまして，この前テレビでもやっておりましたけども，関西で消防廃棄車両のオークションということがありました。龍ケ崎市も，消防団廃棄車両を３台，小型ポンプ２台を売却して138万3,000円の財源確保をされているということですけれども，町では，廃棄車両等，オークションへの取組についてどのようにお考えなのかお伺いします。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。
これまで，消防ポンプ車の更新に当たりましては，配備後20年を経過した車両について，車体の老朽化や部品交換が困難になることを考慮して廃車としてきました。これまでに，官公庁オークションなど，そういうものを利用したことはございませんけども，オークションにかけるためには，車の艤装――装備品を外したり，劣化部品の交換等が必要な場合もございますので，その手続方法もまた確認が必要となりますので，今後はその方法について検討課題とさせていただきたいと思います。
以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　最後の再質問なんですけれども，役場消防部を４月から新設されましたけども，今までの出動回数は何回ありますか。
○議長（久保谷充君）　町民生活部長中村政人君。
○町民生活部長（中村政人君）　はい，お答えいたします。
役場消防部でございますけども，令和３年４月１日に結団式を行いまして，平日，勤務時間内において役場消防部が出動するものなんですけども，現在まで火災の発生がございませんので，今のところの出動実績はまだございません。
以上です。
○議長（久保谷充君）　７番栗原宜行君。
○７番（栗原宜行君）　ありがとうございます。もう本当ゼロが絶対いいわけで，特に一番先に動いていただく役場消防部が，100回あるとか，月必ず毎週あるとかということは逆に問題なので，ゼロということで安心いたしました。

それで，最後なんですけれども，昨年12月15日に総務大臣が，消防の確保に向けて書簡を出されています。その中で，大臣が「私はこれまで多くの尊い人命や財産を守ってきた消防団の存在を将来に伝えていくとともに，負担が増加している消防団の皆さんの御尽力に対し，しっかりと報いる必要があると感じている」ということで，強い思いがこの書簡にはつづられております。

町においても，書簡の大臣の思いを早く実現されることをお願い申し上げて，私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（久保谷充君）　これで，７番栗原宜行君の質問を終わります。

休会の件

○議長（久保谷充君）　次に日程第２，休会の件を議題といたします。

委員会審査及び議案調査の都合により，９月18日から10月４日までを休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

散会の宣告

○議長（久保谷充君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後　２時０１分散会

第　　5　　号

〔　10 月　5　日　〕

令和３年第３回阿見町議会定例会会議録（第５号）

令和３年１０月５日（第５日）

○出席議員

１番　久保谷　充　君
２番　落　合　剛　君
３番　栗　田　敏　昌　君
４番　石　引　大　介　君
５番　高　野　好　央　君
６番　樋　口　達　哉　君
７番　栗　原　宜　行　君
８番　飯　野　良　治　君
９番　野　口　雅　弘　君
１０番　永　井　義　一　君
１１番　海　野　隆　君
１２番　平　岡　博　君
１３番　川　畑　秀　慈　君
１４番　難　波　千香子　君
１５番　紙　井　和　美　君
１６番　柴　原　成　一　君
１７番　久保谷　実　君
１８番　吉　田　憲　市　君

○欠席議員

なし

○地方自治法第１２１条第１項の規定により説明のため会議に出席した者

町　長　千　葉　繁　君
副　町　長　坪　田　匡　弘　君
教　育　長　湯　原　正　人　君
町長公室長　建　石　智　久　君

総務部長	佐藤哲朗君
町民生活部長	中村政人君
保健福祉部長	湯原勝行君
産業建設部長	村松利一君
教育委員会教育部長兼 予科練平和記念館長	小林俊英君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	山﨑貴之君
財政課長	黒岩　孝君
管財課長	飯村弘一君
子ども家庭課長	小澤　勝君
道路課長	浅野修治君
都市整備課長	堀越多美男君
上下水道課長	井上　稔君
会計管理者兼 会計課長	平岡真智子君

○議会事務局出席者

事務局長	小倉貴一
書記	栗原雄一
書記	湯原智子

令和３年第３回阿見町議会定例会

議事日程第５号

令和３年１０月５日　午前１０時開議

日程第１	議案第６８号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第２	議案第６９号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号）
	議案第７０号	令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）
	議案第７１号	令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
	議案第７２号	令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）
	議案第７３号	令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第３	議案第７４号	令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第７５号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７６号	令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７７号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第７８号	令和２年度阿見町水道事業会計決算認定について
	議案第７９号	令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
日程第４	議案第８０号	防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について
日程第５	議案第８１号	町道路線の廃止について
	議案第８２号	町道路線の認定について
日程第６	請願第２号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
日程第７	請願第３号	政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願
日程第８	意見書案第３号	教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）
日程第９	意見書案第４号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求

める意見書（案）

日程第10　議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

追加日程第１　会期中の閉会の件

午前１０時００分開議

○議長（久保谷充君）　おはようございます。

定刻になりましたので，ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名で，定足数に達しておりますので，会議は成立いたしました。

本日の議事については，お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので，御了承願います。

これより議事に入ります。

議案第６８号　阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（久保谷充君）　初めに，日程第１，議案第68号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

本案については，去る９月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　皆さん，おはようございます。

それでは，命により，民生教育常任委員会に付託されました議案につきまして，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年９月21日午後２時に開会し，午後３時30分まで慎重審議を行いました。出席委員は６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ20名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は２名でした。

まず初めに，議案第68号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について，質疑を許しましたところ，改正後の第53条第２項の具体的な内容についての質疑があり，執行部からは，入園の際の重要事項説明書は交付して説明を行うことになっていますが，これをデジタル化で対応できるということです。同じく保護者に金銭の支払いを求める理由について証明によって明らかにすることになっていますが，これについてもデジタル化をしてもよいということで，具体的にはこの２点のみの改正となりますとの答弁がありました。

次に，新たに電磁的記録等として改正をするが，その意義，目的，効果は何があるのかとの

質疑があり，執行部からは，特定教育・保育施設だけではなく特定地域型保育施設にまで電磁的方法による文書の取扱い効果を広げるという目的になっています。また，効果は，メールやホームページの閲覧，ＣＤ－ＲＯＭ等の配布ということで代えることができるということになっていますとの答弁がありました。

また，従来の文書による手続も併用していく必要があるのではないかとの質疑があり，執行部からは，あくまでも利用者の同意を得た場合と規定されていますので，特に金銭等の支払いを求める内容の説明については，電磁的にできるとしても，実際には書面による取り交わしが行われ，全てにおいて電磁的になってしまうというものではなく，必要に応じてというふうになると思いますとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第68号，阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第68号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第68号は原案どおり可決することに決しました。

議案第６９号　　令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号）

議案第７０号　　令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）

議案第７１号　　令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

議案第７２号　　令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）

議案第７３号　　令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第２，議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算

（第５号），議案第70号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号），議案第71号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号），議案第72号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号），議案第73号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号），以上５件を一括議題といたします。

本案については，去る９月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

初めに，総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　命により，総務常任委員会に付託された議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年９月21日午前10時に開会し，午前10時46分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ20名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は12名でした。

議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号），うち総務常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，総務費の地域安全対策費で，防犯対策事業の工事請負費270万6,000円について質疑がありました。質疑に対し，防犯カメラ４台の設置を考えてます。場所は，大竹橋，実穀交差点，阿見東インター入口，荒川沖幼稚園前に，それぞれ１基の計４基です。また，これまでに６基設置しており，今回４基追加で計10基になりますとの答弁がありました。

次に，防犯カメラが10基作動するが，撮影された内容はどのように使っていくのかという質疑に対し，防犯と交通という面で，警察の捜査依頼などに対し映像を提供するほか，裁判官，弁護士などから照会があった場合にデータを提供するということがあります。現在，設置方針を作成中で，データの取扱いなどを明確化しています。その中では，警察，裁判官，弁護士からの照会のほか，行方不明者の安否確認等で，個人の生命，身体または財産保護のため，緊急かつやむを得ない状況と認められる場合についてもデータを提供する方向で検討していますとの答弁がありました。

次に，衛生費の環境整備費不法投棄対策事業費で184万7,000円の背景はとの質疑に対し，今年の５月頃から産業廃棄物などを夜間ダンプ１台分ほど投棄するゲリラ的な不法投棄が多発して，地域の安全な生活に多大な影響が発生しています。緊急に対策を講じる必要があり，９月，10月は予備費で対応しましたが，11月から３月末までの分の夜間のパトロールや警備などを委託するためのものですとの答弁がありました。

続いて，町では不法投棄の分布状況などを把握しているのかとの質疑に対し，発生箇所は把握しています。主に人目のつかない夜間，人通りが少ない場所での投棄が顕著ですとの答弁がありました。

次に，歳入の総括の繰入金が減額で３億3,688万8,000円となっている理由はとの質疑に対し，繰入金の減額は，特に普通交付税が３億円以上入ったことで，その分，財政調整基金からの繰入れを減らす形で処理しましたとの答弁がありました。

次に，町債の5,700万円の内容について質疑があり，民生費で50万円，臨時財政対策債で5,650万円ほど計上しましたとの答弁がありました。

次に，財産管理費の職員手当等時間外勤務手当で209万1,000円の補正理由はとの質疑に対し，電子入札インターフェースの投入画面を変える改正が３月にあり，投入時間が増えました。また，物品の契約件数が昨年度から200件ほど増えたことから人件費を増額補正しましたとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号），うち総務常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号），うち民生教育常任委員会所管事項について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，埋蔵文化財保護事業の調査委託料について質疑があり，執行部からは，埋蔵文化財の本掘の調査に伴う委託料の増額で，住宅建築予定箇所の一部に竪穴式の建物の跡地が含まれる可能性があると判断しました。個人の自己用住宅で本掘の調査が必要になるという事案は町内ではまずほとんど事例がないため，対応について県の見解を確認したところ，自己用住宅の本発掘の調査は，文化庁の方針に示されているとおり当該市町村の負担になることを確認しましたので今回補正を計上しましたとの答弁がありました。また，個人宅で本掘まで行かなかった場合，補助金など個人に対して支払われるのかとの質疑があり，執行部からは，包蔵地の試掘調査は町の負担で行っておりますので費用負担を請求することはありませんとの答弁がありました。

次に，福祉センター維持管理費335万5,000円の工事内容について質疑があり，執行部からは，福祉センターまほろばにおいて感染症対策を強化するため，手洗い及び小便器水栓の自動化，

洋式トイレの便座更新等，また，一部の和式トイレを洋式化する工事代金となっていますとの答弁がありました。

また，ほかの器具について効果や費用などを検証しているのかとの質疑があり，執行部からは，そこまでの検証はしていません。水道業者のほうで現場を見てもらい，見積りを上げさせていただきましたとの答弁がありました。

次に，補正予算書の国，県の交付金の金額と全協で説明があったコロナ臨時交付金の金額が合わないとの質疑があり，執行部からは，国からの内示額１億3,816万3,000円に対し，６月補正で3,938万4,000円，７月臨時会の補正で6,976万2,000円，そして今回９月補正で3,630万2,000円を見積もっています。合計すると１億4,544万8,000円で，交付金の内示額１億3,816万3,000円を上回るような形で事業費を積み上げています。交付金を全て使い切るという考え方から配分予定額を上回るようにしています。今回事業費に対して交付金が少ない額になっていますので，足らない分は一般財源を充てて予算を構成し，事業費が確定した段階で交付金をきちんと割り振ることにしていますとの答弁がありました。

次に，吉原交流センターの工事請負費の内容について質疑があり，執行部からは，旧吉原小学校の正門の門扉の交換費用です。実際に使い始めたところ，大分傷みがひどく，数か所当て板を当てて補強をしている状況です。来館者に安全に使っていただくために，今回補正予算をお願いいたしましたとの答弁がありました。

次に，放課後児童クラブ健全育成事業の場所と工事の内容について質疑があり，執行部からは，児童クラブ施設の水道の自動水洗化の工事になりますとの答弁がありました。

次に，総合保健福祉会館の維持管理費の319万円の内容について質疑があり，執行部からは，接触のない自動水洗を40か所設置する金額ですとの答弁がありました。

そのほか質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号），うち民生教育常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第70号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採決に入り，議案第70号，令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

続きまして，議案第71号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について，御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，

採決に入り，議案第71号，令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同を申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　次に，産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　おはようございます。命により，産業建設常任委員会に付託されました議案について，審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，令和３年９月20日午前10時に開会し，午前10時41分まで慎重審議を行いました。出席委員は全員の６名で，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ10名，議会事務局から３名の出席をいただきました。なお，傍聴者は２名でした。

まず初めに，議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号），うち産業建設常任委員会所管事項について，質疑を許しましたところ，儲かる産地支援事業補助金について質疑があり，昨年度からカンショの生産に取り組んでいる認定農業者や新規就農者６名で構成された阿見町畑作物生産振興組合に対し，機械類の補助品の導入のための県補助金で，補助率３分の１以内の363万4,000円，町負担金はありませんとの答弁がありました。

次に，農業基盤整備事業449万9,000円の内容について質疑があり，補助金は，吉原地区改良区から揚水ポンプが寿命との相談を受け，緊急的な対応が必要であると判断して，規定により事業費の３分の１の199万1,000円を補助するもので，残りの３分の２は土地改良区の負担ということで計上しています。また，補償金は，昨年度実施した飯倉地区の排水補修工事において，工事作業用に借用していた隣接の農地が，工事の影響によって地盤沈下と営農継続に支障を来す状況が確認されたことから，暗渠排水や川砂の敷設等を補填，補修工事を行って機能回復を図るものですとの答弁がありました。

また，町に責任があるのかとの質疑に対し，元請工事の瑕疵について，現地も含めて，設計書や竣工図書など精査したところ，元請業者は設計で指定されたとおり，敷鉄板の設置及び撤去，そして撤去後についても指示どおり行われており瑕疵がないものと判断しており，また，顧問弁護士からも請負業者に瑕疵がない旨の確認が取れていることから，町で補償する判断となったものですとの答弁がありました。

次に，有害鳥獣駆除事業について質疑があり，今年の６月に，島津梅林付近でイノシシの出没が確認されたことから，猟友会等に委託して駆除の体制を取っていますが，これが９月までのため来年３月まで延長する必要があると判断したものですとの答弁がありました。

次に，道路維持費の道路橋梁維持補修事業工事請負費について質疑があり，まず，維持補修

工事は，緊急工事や小規模工事費は当初想定していた１件当たりの費用を上回るペースで今発注が進んでいる。今後の台風や降雪に対応していくための増額です。建築土木工事も，当初想定を上回るペースでカーブミラーの要望件数があることと，交通安全プログラムの策定箇所が例年より増える見込みでの増額分と，歩行帯設置工事の入札先の減額分をトータルして増額となっていますとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第69号，令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号），うち産業建設常任委員会所管事項については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第72号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第72号，令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号）について，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第73号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）について，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第73号，令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号）については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第69号から議案第73号までの５件についての委員長報告は，原案可決であります。

本案５件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第69号から議案第73号までの５件は，原案どおり可決することに決しました。

議案第７４号　　令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第７５号　　令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第７６号　　令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７７号　　令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
議案第７８号　　令和２年度阿見町水道事業会計決算認定について
議案第７９号　　令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第３，議案第74号，令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について，議案第75号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第76号，令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について，議案第77号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算認定について，議案第79号，令和２年度阿見町公共下水道事業特別会計利益の処分及び決算認定について，以上６件を一括議題といたします。

本案については，去る９月14日の本会議において予算決算特別委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算特別委員会委員長石引大介君，登壇願います。

〔予算決算特別委員会委員長石引大介君登壇〕

○予算決算特別委員会委員長（石引大介君）　それでは命によりまして，予算決算特別委員会に付託されました議案につきまして審査の経過と結果について，会議規則第77条の規定により御報告申し上げます。

当委員会は，９月24日，27日，28日の３日間にわたり，議案説明のため，執行部より千葉町長をはじめ関係職員の出席をいただき，慎重審議を行いました。

今年度の決算認定は，決算を次年度以降の予算に反映させるという目的で，予算決算特別委員会を設置し，令和２年度の重点事業を選定し，事業評価調査シートを作成することから開始いたしました。６月定例会で特別委員会が設置されて以来，９月定例会の開始までに委員会を４回開催し，その委員会の間にも，各委員が２名ずつのグループに分かれて，９項目の課題調査シートを作り上げ，９月定例会に臨みました。これらを提言書として取りまとめ，執行部に提出をしてまいります。

審査の結果につきましては，まず初めに，議案第74号，令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定については，反対討論が１件ありましたが，賛成多数により，原案どおり認定することに決しました。

続きまして，議案第75号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については，反対討論が１件ありましたが，賛成多数により，原案どおり認定することに決しました。

続きまして，議案第76号，令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については，全委員が賛成し，原案どおり認定することに決しました。

続きまして，議案第77号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については，反対討論が１件ありましたが，賛成多数により，原案どおり認定することに決しました。

続きまして，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算認定については，反対討論が１件ありましたが，賛成多数により，原案どおり認定することに決しました。

続きまして，議案第79号，令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定については，全委員が賛成し，原案どおり認定することに決しました。

なお，審議の詳細につきましては，全議員が当委員会の委員でありますので割愛させていただきます。

当委員会の決定に対して，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，原案に反対者の発言を許します。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　おはようございます。私は，議案第74号，令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定，議案第75号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定，議案第77号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算認定の４点について，反対をいたします。

まず，一般会計ですが，マイナンバーカードの問題があります。

今回の決算で見ますと，歳入の国庫補助金で，個人番号カード交付事業補助金が昨年の３倍以上の2,040万8,000円，個人番号カード交付事務費補助金が昨年の倍の966万9,000円あります。その補助金を利用して，個人番号カード関連事務費負担金として2,047万8,000円が支出されています。

このマイナンバーカード，国民への普及が遅れていることと，マイナポイントの付与だとか，コンビニの利用拡大を狙っていますが，もともとは個人情報の一元化を狙っているものです。そのようなものに，この国の膨大な税金を費やすこと自体，間違っています。国が強引にマイナンバーカードを作らせるその裏には，大企業の利潤が隠れています。町はそれを無批判に行

おうとしていることが大きな問題です。

次に，放課後児童クラブの契約金の問題です。３月の予算特別委員会でも述べましたが，３期４期と同じ業者が行うことは，いろいろなところで弊害が出てきますし，行政の目も行き届かなくなります。このことは，総合運動公園施設運営委託料にも表れていますが，１つの業者が３年契約で何期も継続しているところに問題があります。

それと，コロナの問題もありますが，契約金額が1.4倍近く上がっています。一者随契と聞いていますが，その弊害が出ていると思います。

よって，令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定に反対をいたします。

次に，国民健康保険特別会計です。

国保に関しては，平成30年度の県への移管で保険料が上がりました。それ以降，令和２年度の決算では６億8,017万2,000円が繰越金として令和３年度に繰り越されています。過去10年間の推移を見ても，これだけの繰越金を出したのは平成25年以来で，この年は繰越金の一部１億円を支払準備基金に積み増ししています。

今回の一般質問でも話したように，この繰越金や支払準備基金も国保の被保険者から集めたものです。コロナ禍の中，国保料を払いたくても払えない家庭も多くあります。子供の均等割の減免を求め，この国保特別会計決算認定にも反対をいたします。

次に，後期高齢者医療特別会計です。令和２年度に保険料が大幅に増えました。決算資料の実績報告を見ると，保険料が令和元年度から比べて16.2％増加しています。被保険者が年々増加する中，給付費も上がっています。

日本共産党はもともと，75歳からの別枠で保険を設置する後期高齢者医療保険制度には反対をしてきました。よって，後期高齢者医療特別会計決算認定にも反対をいたします。

最後に，水道会計です。

平成30年４月から料金体系の変更で，使用料が10立方メートル以下の家庭は救われているものの，それ以上の家庭ではまだまだ高い状況です。令和２年度の決算状況では増収増益となり，当期純利益は対前年比で3.8％の増となっています。

利用区分で見ますと，地下水に頼る企業が増え，水道離れの傾向もあり，県から買っている受水費の増も気になりますが，さらなる水道料金の引下げを求め，この水道事業決算認定にも反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　私は反対討論のあった議案第74号，令和２年度阿見町一般会計歳入歳

出決算，議案第75号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算，議案第77号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算の認定に賛成の立場から討論をいたします。

本議案に対する監査委員の審査は，計数の正確性，予算執行状況及び財産運営状況について審査を行い，内容及び予算執行状況について，おおむね適正であるとの結果でした。

まず，一般会計決算ですが，令和２年度はコロナ禍の中で１人10万円を支給する特別定額給付金支給事業を実施し，総額47億6,690万円の特別定額給付金を支給し，支給対象金額の99.81％と，滞りなく実施することができたことについて，執行部の尽力を評価したいと思います。

歳入面では，町税の徴収，補助金の確保など，収入確保の努力がなされており，コロナ禍の中という厳しい状況の中で，昨年度に比較して収入歩合もアップしており，不納欠損金額も減少するなど，その努力を認めることができます。

歳出面では，主要施策の執行状況では，コロナ禍の中で公民館や図書館等の利用制限や休館があり，想定した会議等や利用者人数という面で苦戦したものの，病児保育施設の整備，18歳までの医療費無料化，認定こども園施設整備事業費補助，保育士等処遇改善助成など，子育て支援の一連の政策が着実に実行されました。また，障害のある方々が安心して暮らせる福祉サービスである障害者介護給付金，移動販売車による高齢者買物支援などは想定以上の利用者があり，成果が上がりました。

教育委員会関係では，第３子以降に対象者を拡大した給食費無料化の拡大，新たな事業である人材育成奨学金支援事業，老朽化が進む学校施設の改修にも着実に予算を執行しております。

３日間の質疑を通じて，細部では予算執行に改善の余地がある事業もありましたが，おおむね適正であり，議案第74号，令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定に賛成いたします。

続いて，議案第75号，令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算，議案第77号，令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については，両特別会計ともに前年度に比較して収納率の改善が見られます。

国民健康保険特別会計も，後期高齢者医療特別会計も，加入者が医療費の負担を支え合う助け合いの制度を国や地方自治体が支えることで成り立っており，我が国の国民皆保険制度の中核として，地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しております。

阿見町地域の高齢化は今後も進んでいきます。両特別会計の保険料については医療費に大きな影響を受けます。今後とも健診等の積極的受診勧奨に努め，保険制度維持を図ることに努力することが必要だということを申し上げて，賛成討論といたします。

最後に，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算ですが，阿見町の水道事業は，業

務見直しが数次にわたり行われており，収納業務なども広域化，民間委託を行って収支の改善に努めています。また，町民の要望を取り入れる形で料金体系も見直して，使用状況に応じた料金体系を導入するなど，改善も実施されております。

令和２年度の水道事業は，給水人口及び総配水量ともに増加しており，普及率も前年度比で，伸びて87.3％となりました。しかし，町内全域への拡張，深井戸による自己水源の浄化の改善や更生，老朽管の更新など，多くの課題を抱えています。

今後とも，経営基盤の強い水道，持続可能な水道事業を目指して努力する必要があることを指摘して，議案第78号，令和２年度阿見町水道事業会計決算認定に賛成いたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第74号から議案第79号までの６件についての委員長報告は，原案認定であります。

本案６件は委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，順次採決いたします。

初めに，議案第74号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第74号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第74号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第75号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第75号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第75号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第76号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第76号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第76号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第77号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第77号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第77号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第78号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第78号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立によって採決いたします。

本案を原案どおり認定することに賛成の諸君は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立多数であります。よって，議案第78号は原案どおり認定することに決しました。

次に，議案第79号を採決いたします。

本案についての委員長報告は原案認定であります。議案第79号は，委員長報告どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第79号は原案どおり認定するこ

とに決しました。

議案第８０号　　防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第４，議案第80号，防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約についてを議題といたします。

本案については，去る９月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第80号，防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，交通誘導員の配置について質疑があり，登校時における交通誘導員は１日当たり２名の121日分で，合計242人分計上していますとの答弁がありました。

その他，質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第80号，防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号についての委員長報告は原案可決であります。

本案は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第80号は原案どおり可決することに決しました。

議案第８１号　　町道路線の廃止について

議案第８２号　　町道路線の認定について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第５，議案第81号，町道路線の廃止について，議案第82号，町道路線の認定について，以上２件を一括議題といたします。

本案については，去る９月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長平岡博君，登壇願います。

〔産業建設常任委員会委員長平岡博君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（平岡博君）　それでは，先ほどに引き続きまして，議案第81号，町道路線の廃止について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第81号，町道路線の廃止については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

続きまして，議案第82号，町道路線の認定について御報告申し上げます。

質疑を許しましたところ，小池地区の町道1627号線の認定は県道の付け替えになるのかとの質疑があり，圏央道４車線化に向けた牛久阿見インターチェンジのランプ工事に伴う町道の付け替えに伴う認定で，ランプの計画地内に町道が走っているため，ランプの外側に，ランプに沿うように町道を付け替えるものですとの答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論に入り，討論なし。採決に入り，議案第82号，町道路線の認定については，全委員が賛成し，原案どおり可決しました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同をお願い申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号から議案第82号までの２件についての委員長報告は原案可決であります。

本案２件は委員長報告どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，議案第81号から議案第82号までの２件は原案どおり可決することに決しました。

それでは，ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前11時10分といたします。

午前１０時５６分休憩

午前１１時１０分再開

○議長（久保谷充君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

請願第２号　　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第６，請願第２号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

本案については，去る９月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

民生教育常任委員会委員長栗原宜行君，登壇願います。

〔民生教育常任委員会委員長栗原宜行君登壇〕

○民生教育常任委員会委員長（栗原宜行君）　それでは，先ほどに引き続きまして，請願第２号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願についてを御報告申し上げます。

紹介議員の説明に対し，質疑を許しましたところ，質疑なし。質疑を終結し，討論に入り，討論なし。討論を終結し，採択に入り，請願第２号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願については，全委員が賛成し，原案どおり採択いたしました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同を申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　私は，請願第２号，教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願に，賛成の立場で討論をいたします。

日本の義務教育無償化は，茨城県出身で明治・大正期に活躍した衆議院議員根本正が，明治31年，1898年に当選すると，直ちに国民教育授業料全廃の建議案を提出し，翌年可決されたことから始まります。今から120年も前の話になります。当時小学校では，授業料が払えないため，子供たちの３分の１，約300万人と言われておりましたけれども，が学校に行けませんでした。根本正は，国民全員が平等に義務教育を受けることが，国の発展と拡大する格差是正に必要と考えました。明治30年代末には就学率は96％ということになりました。

日本国憲法の第26条には，等しく教育を受ける権利を有するということと，義務教育はこれを無償とするとあることから，義務教育費国庫負担制度があります。国が必要な経費を負担することによって，教育の機会均等とその水準の維持向上を図ることを目的とし，この義務教育費国庫負担法があります。しかし，2006年，平成18年に，国の負担の割合が２分の１から３分の１に引き下げられ，地方が負担する割合が３分の２と増大をいたしました。その結果，非正規教員の割合が増加したとも言われております。

資源のない日本が世界の中で生き残る道はただ１つしかありません。給食費やその他の教育に関わる費用を無償化して，能力に応じて教育を受けることのできる権利を保障することにあります。そのためには，子供たちと向き合えるような教員を確保し，政府により国庫負担を増加することが必要です。

したがって，請願に賛成いたします。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第２号についての委員長報告は，採択であります。

本案は委員長報告どおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，請願第２号は委員長報告どおり採択することに決しました。

請願第３号　　政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願

○議長（久保谷充君）　次に，日程第７，請願第３号，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願についてを議題といたします。

本案については，去る９月14日の本会議において所管常任委員会に付託いたしましたが，委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては，委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長樋口達哉君，登壇願います。

〔総務常任委員会委員長樋口達哉君登壇〕

○総務常任委員会委員長（樋口達哉君）　それでは，先ほどに引き続きまして，請願第３号，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願について，御報告申し上げます。

参考人の意見陳述に対し質疑を許しましたところ，核兵器禁止条約に署名している国々の中で核兵器を所有している国の参加状況はとの質疑があり，現在，核兵器を所有している国は５か国とも８か国とも言われておりますが，どの国も参加しておりませんとの答弁がありました。

次に，その国が批准しない理由は御存じですかという質疑に対し，それは核保有国が核抑止戦略というものをどの国も取っているからです。核抑止戦略は相手の国が自分の国に核攻撃をしたら，その倍返しで核報復をすると，そういう戦略なんです。例えば，今一番核攻撃力が強いのはアメリカですが，それをやられたら，やられた国は負けないくらいの核兵器を開発しようと躍起になるわけです。例えば北朝鮮がそうですが，核抑止戦略に立っている限りは，核軍縮というのは絶対にできないと考えています。あらゆる国から一斉に，直ちに，同時に核兵器をなくすという状況をつくらない限り核戦争の危機は去らない，そういう状況をつくるのが，この核兵器禁止条約だと私は認識しておりますという答弁がありました。

その他質疑なく，質疑を終結し，討論を許したところ，初めに反対の立場から，核軍縮に取り組む上では，人道と安全保障の観点を考慮することが重要であるが，核兵器禁止条約では安全保障の観点が踏まえられていない。核廃絶という思いや趣旨はよく理解できるが，核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし，現実的かつ実践的な取組を進めることが日本の役割である。核禁条約に反対する核保有国や，その拡大抑止に安全保障を依存している日本などの国は，現在の厳しい安全保障環境を見る限り，核禁条約は時期尚早であるとの趣旨の討論がありました。

続いて，賛成の立場から，日本は世界で唯一の被爆国であることを日本人は忘れてはならない。子供たちへ平和のバトンをつなぐことが大切。核兵器は非人道的であり，地球上からなくすべきだという趣旨に大いに共感できるという趣旨の賛成討論がありました。

その他，討論なく，採決に入り，請願第３号，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願については，賛成少数で不採択となりました。

当委員会の決定に対し，議員各位の御賛同を申し上げ，委員長報告といたします。

○議長（久保谷充君）　以上で委員長報告は終わりました。

これより討論に入ります。

討論を許します。

まず，原案に反対者の発言を許します。

13番川畑秀慈君。

○１３番（川畑秀慈君）　政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」に対しての反対討論を行います。

日本国憲法の中心となるべき条項は，第13条の生命，自由，幸福追求権の保障です。そして，99条には，憲法尊重擁護義務が記されています。憲法尊重擁護義務は，天皇又は摂政及び国務大臣，国会議員，裁判官その他の公務員は，この憲法を尊重し擁護する義務を負うとあります。当然，地方自治体の職員並び議員もこの尊重擁護義務があります。そして現在，日本を取り巻く安全環境を見ると，北朝鮮における核開発，ミサイルの発射が行われています。９月は，13日には巡航ミサイル，15日には弾道ミサイルを，日本海ＥＥＺに向けて発射されました。当時，菅総理は，日本と地域の平和と安全を脅かすもので言語道断と声明を出しました。まさに日本を取り巻く安全保障環境は，核兵器，なかんずく核ミサイルの脅威にさらされています。特に，外交・安全保障に関する政府の対応は，最も高度な手腕が求められます。政府に対するこの意見書を議会として提出するには，国民の生命を守るために現実的な意見書であるべきだと考えます。

さて，核禁止条約が１月に発効して以来，署名も批准もしない日本政府が今後どのように核廃絶に取り組むのかと国内外から注目されています。国際社会における軍縮・不拡散の取組に積極的に貢献するとの骨太の方針の決意を，掛け声だけに終わらせることなく，具体的な行動として世界に示す必要があります。

公明党は，骨太の方針に対し，軍縮・不拡散の記載を強く求めました。その上で，現実的な貢献として，①核軍縮・不拡散の議論を主導，②核禁止条約批准への環境整備，③核禁止条約の締結国会合にオブザーバー参加，④日本が批准できるような安全保障環境の創出を提案しました。とりわけ，オブザーバー参加は重要なステップになります。核禁条約が発効した現在，核に関わる軍縮不拡散の議論は，核不拡散条約の再検討会議だけでなく，核禁止条約の締結国会合も重要になるからだ。

佐藤優氏は，まず知るべきは，日本政府は核廃絶というゴールは共有しているとし，核保有

国と非保有国の橋渡し役を明言しています。政府は核廃絶に反対などというのは的外れな批判であると述べています。公明党の山口那津男代表は，日本は唯一の戦争被爆国として核廃絶を求める権利があると，一貫して訴えています。

たとえ議決権のないオブザーバーとしてでも，その場に参加をしていなければ，政府が取り組んでいる核保有国と非保有国との橋渡し役も十分に果たせなくなる。核禁条約に反対する核保有国やその拡大抑止に核の傘に安全保障を依存している日本などの国は，現在の厳しい安全保障環境を見る限り，核禁条約は時期尚早との考え方だ。よって，阿見町議会として政府に対しての意見書提出には反対をいたします。

以上です。

○議長（久保谷充君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

11番海野隆君。

○１１番（海野隆君）　私は，請願第３号，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願に，賛成の立場で討論をいたします。

今年は，広島・長崎に原爆が投下されてから76周年になります。核兵器を廃絶し，世界の恒久平和を実現することは，人類共通の願いとなっており，2017年に国連総会で核兵器禁止条約が採択，本年１月22日には，３年余の歳月を経て核兵器禁止条約が発効されました。同条約は，核兵器の開発，実験，製造，貯蔵，使用，威嚇など，核兵器に関わる全ての活動を禁止しており，核兵器の完全廃絶につながる画期的なものだと思います。

日本はアメリカの核の傘の下にあり，核保有国の中国やロシア，北朝鮮を近隣諸国としています。世界から核戦争の脅威を除き，核戦争を防ぐためには，核兵器禁止条約の締結国を増やすこと以外にはありません。

阿見町は，昭和61年，1986年に，非核平和都市宣言を行っています。また，平成22年，2010年には，平和首長会議にも加盟して，核兵器の廃絶に向けて町民意識の喚起を図っています。また，毎年町内の中学生を広島の原爆投下の日に開催される平和記念式典に派遣し，核兵器の悲惨さと平和の尊さを学ばせております。

私は，世界で唯一の被爆国としての役割を果たすべく，日本政府が核兵器禁止条約への調印・批准を行うよう要望する本請願について賛成いたします。

○議長（久保谷充君）　原案に反対者の発言を許します。

４番石引大介君。

○４番（石引大介君）　私は反対の立場から討論をさせていただきます。

現在，日本政府は，核軍縮に取り組む上では人道と安全保障の観点を考慮することが重要である。核兵器禁止条約では安全保障の観点が踏まえられていない。核兵器を直ちに違法化する

条約に参加すれば，米国による核抑止力の正当性を損ない，国民の生命，財産を危険にさらすことを容認することになりかねず，日本の安全保障にとって問題を惹起する。また，核兵器を保有する核兵器国のみならず，日本と同様に核の脅威にさらされている非核兵器国からも支持を得られておらず，核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらす点も懸念されるとあります。

今後，日本政府は国民の生命と財産を守る責任を有する立場から，現実の安全保障上の脅威に対処しながら，現実的な核軍縮を前進させる道筋を追求することが必要であり，核兵器保有国や核兵器禁止条約支持国を含む国際社会における橋渡し役を果たし，現実的かつ実践的な取組を進めていくとあります。

核廃絶は，日本のみならず，全世界が望む国際社会であると考えています。核廃絶という思いは強く共有いたしますが，日本の役割を明確にするとすれば，今，核兵器禁止条約への署名とその批准を要望する意見書を採択し，調印を求めるということにはならないと考えますので，今回の意見書には反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（久保谷充君）　原案に賛成者の発言を許します。

吉田憲市君。

○１８番（吉田憲市君）　賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど来から出ておりますように，世界で唯一の被爆国である日本でございます。これは，抑止力という，米国の原子力，核の傘の中に入って守られていると，抑止力という形で意見が交わされておりますが，現実にこれが実行されたときには，非人道的な結果が出るのは火を見るよりも明らかでございます。広島の原爆平和記念館，皆さん行ったことあると思うんですが，それは目を覆うような非情な，何ていうかな，人には表せないような非情な結果が出ております。あそこを見て出てきた人で目に涙を浮かべているというのは，恐らく10人中10人だというふうに私は思います。

これは，今実行されてないからいいですが，核兵器を持っていると，いつ実行するか分かんないです。そのときに，その結果を見れば，やはりこれは，核は廃絶すべきと。調印すべきということで，私は賛成の立場から討論をいたします。

○議長（久保谷充君）　次に反対者の発言を許します。

９番野口雅弘君。

○９番（野口雅弘君）　実際の話，核兵器自体は本当に私もなくなってほしいと思っております。ただ，今のこの文章で核兵器が廃絶されるという感覚は持ってません。ですから，基本的には今の政府がやってるように，一生懸命，核保有国と非保有国，これをうまく話合いを持っていく，こういうのが今の日本がやるべきことだと私は思いますので，反対の立場で討論しま

す。

○議長（久保谷充君）　原案に賛成者の発言を許します。

８番飯野良治君。

○８番（飯野良治君）　核兵器禁止条約の批准に関する請願に賛成の立場で討論をいたします。

核兵器廃絶という目標で一致しながらも，それをどのように実現するのかで意見が異なります。私は，日本政府も核兵器禁止条約の批准を目指していくべきだと考えます。理由は，言うまでもなく，世界で唯一の被爆国だからであります。条約参加国とそうでない国の間の分断を，日本の被爆体験を基に，外交チャネルを駆使したり，政府間の対話を始めなければ，永遠にこの状態はなくならず，危機は必ず訪れます。

これまで声を上げ続けてきた被爆者の方々の平均年齢は84歳に近い。日本の役割を早く認識し，条約の批准をするために，請願に賛成いたします。

○議長（久保谷充君）　原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　次に，原案に賛成者の発言を許します。

17番久保谷実君。

○１７番（久保谷実君）　私は，９月21日に行われました総務委員会で賛成討論をしておりますので，今日の本会議も賛成討論をさせていただきます。

本会議に提出されております請願第３号，政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」に対して，２つの観点から賛成討論をいたします。

１つ目は，皆さんも言っているように，日本は世界で唯一の被爆国であるということを忘れてはいけないことだと思います。76年前の1945年８月６日に広島に，８月９日には長崎に原爆が投下され，広島では14万人，長崎では７万4,000人が被爆のために亡くなったとされています。これを忘れないために，広島では毎年８月６日に広島平和記念式典が行われています。平和の鐘を鳴らし，小学生による平和への誓いが読み上げられております。今年度の平和への誓いは，冒頭に「私たちには使命があります」その言葉から始まりました。毎年心に響く言葉で涙をこらえながら話している姿に心打たれ，こちらも涙をこらえながら大変な思いで聞いております。あのような純粋な子供たちに，「私たちには使命があります」との言葉を言わさなければならない大人の責任を十二分に感じなければならないと思います。

２つ目には，阿見町には町の施設として予科練平和記念館があるということです。これは，町がいかに平和ということを重要視しているかの証明であると思います。町民は，平和，戦争に対してもっと敏感にならなければならないと考えます。

この条約は核兵器の全面禁止，核兵器は非人道的であり，地球上からなくさなければならな

いと訴えています。これは大変重要な訴えであり，十二分に理解できる訴えです。世界情勢や党の方針は理解しますが，世界唯一の被爆国であること，予科練平和記念館があり，非核平和都市宣言をしている阿見の町民の一人として，自分の心に素直になり，シンプルに考え，私たちは次の世代に平和のありがたさをつなぐ責任があると思います。よって，この請願第３号に私は賛成といたします。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありますか。

10番永井義一君。

○１０番（永井義一君）　私，紹介議員なんですけども，賛成討論をさせていただきます。

この核兵器禁止条約，2017年に国連で採択され，2020年10月に批准されました。今年の１月22日にそれが発効されておるんですけれども，今までの皆さん方の討論の中で，聞いていまして，日本は米国の核抑止力に依存していて，核兵器禁止条約は実効性がないといような話も今ありました。また，核拡散防止条約，その観点からも核保有国の批准のない安全保障上の観点が抜けているという発言もありました。

しかし，今の各議員の発言の中でも，やはり核兵器はなくしたいという思いは同じだと思います。その道筋として，時期尚早だとか核拡散防止条約のことを言っていますが，日本が核拡散防止条約を批准したのは1976年です。それ以降，核兵器廃絶の道は残念ながら進んでいないのが現状じゃないかと思います。総務常任委員会でも，私，紹介議員として述べましたが，今年の広島・長崎での平和記念式典，両市長は日本政府に対し早急な批准を求めています。唯一の被爆国のこの日本から核兵器廃絶に向けた取組が必要になっているんじゃないかと思います。

昨日，総理大臣に任命された岸田文雄氏ですが，広島１区が選出の選挙区です。たまたま見たんですけども３年前の雑誌のインタビューの中で，将来首相になれば核兵器廃絶への発信を強めるか，そういった質問がありました。その中で岸田氏は，被爆地出身の議員としてもちろんそれはしたい，政治の世界は甘くないが役割を担える立場になったら核軍縮についての思いを発信していきたい，このように述べております。

また，2019年にＮＨＫが行った世論調査によれば，この核兵器禁止条約に参加すべきだと答えた人は65.9％に上ります。また，日本世論調査協会による今年の世論調査でも，72％が参加すべきだと答えております。

よく，永田町の常識は世間の非常識，こういったことが言われますが，今月末に総選挙が行われますけども，その非常識になってしまったのは，小選挙区制の導入が弊害になってるんじゃないかと私は思います。仮に候補者が３人いても，１人が40％の得票を取れば当選してしまうということで，なかなか国民の民意と国会の意見が違ってきてる，そういったことが起こっていると思います。

今回，このようにたくさんの傍聴の方が来ておりますけども，国民の７割が賛成している核兵器禁止条約，阿見町の常識は阿見町議会の非常識にならないように十分に考えていただき，この阿見町議会から核兵器禁止条約の批准・署名を進めていこうではありませんか。

以上をもって，本請願での賛成討論といたします。

○議長（久保谷充君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

請願第３号についての委員長報告は，不採択であります。

本案を原案のとおり採択することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議がありますので，起立により採決いたします。

本案を原案どおり採択することに賛成の諸君は起立願います。採択に賛成。

〔賛成者起立〕

○議長（久保谷充君）　起立少数であります。よって，請願第３号は不採択することに決しました。

意見書案第３号　教職員定数改善及び義務教育費国庫制度堅持に係る意見書（案）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第８，意見書案第３号，教職員定数改善及び義務教育費国庫制度堅持に係る意見書（案）を議題といたします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

７番栗原宜行君，登壇願います。

〔７番栗原宜行君登壇〕

○７番（栗原宜行君）　それでは，朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第３号，教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

上記の意見書案を別紙のとおり提出する。

令和３年10月５日。

提出者，阿見町議会議員栗原宜行。

賛成者，同じく飯野良治，同じく紙井和美，同じく永井義一，同じく高野好央，同じく落合剛。

提案理由，別紙意見書案のとおり。

意見書案の提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣。

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）。

学校現場では，新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困，いじめ，不登校など解決すべき課題が山積しており，子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには，加配の増員や少数職種の配置増など，教職員定数改善が不可欠です。

３月に改正義務標準法が成立し，小学校の学級編制標準が，学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後小学校だけにとどまるのではなく，中学校，高等学校での35人学級の早期実現が必要です。さらにきめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

一方，厳しい財政状況の中，独自財源による人的措置等を行っている自治体もありますが，自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については，三位一体改革の中で，2006年度に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として，定数改善に向けた財源保障をし，子どもたちが全国のどこに住んでいても一定水準の教育を受けることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって，国会及び政府におかれては，地方教育行政の実情を十分認識され，地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように，下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

１，中学校高等学校での35人学級を早急に実現すること。また，さらなる少人数学級について検討すること。

２，学校の働き方改革，長時間労働是正を実現するため，加配の増員や少数職種の配置増など，教職員定数改善を推進すること。

３，教育の機会均等と水準の維持向上を図るため，地方財政を確保した上で，義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和３年10月５日，茨城県阿見町議会。

提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，文部科学大臣。

以上です。

○議長（久保谷充君）　以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書案第３号については，会議規則第39条第２項の規定により，委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第３号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，意見書案第３号は原案どおり可決することに決しました。

案文の「案」の文字の削除をもって，可決された意見書の配付といたします。「案」の文字の削除をお願いいたします。

意見書案第４号　コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方財財源の充実を求める意見書（案）

○議長（久保谷充君）　次に，日程第９，意見書案第４号，コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

吉田憲市君，登壇願います。

〔１８番吉田憲市君登壇〕

○１８番（吉田憲市君）　それでは，意見書案第４号，意見書案は意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

意見書案第４号，コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

上記現意見書案を別紙のとおり提出する。

令和３年10月５日，提出者，阿見町議会議員吉田憲市。

賛成者，阿見町議会議員紙井和美，同じく久保谷実，同じく柴原成一，同じく難波千香子，同じく野口雅弘。

提案理由，別紙意見書案のとおり。

意見書案の提出先，衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，財務大臣，総務大臣，経済産業大臣，内閣官房長官，経済再生担当大臣。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）。

新型コロナウイルスの感染拡大は，変異株の猛威も加わり，我が国の各方面に甚大な経済的社会的影響を及ぼしており，国民生活への不安が続いております。

この中で，地方財源は，来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。地方自治体においては，新型コロナウイルス感染症対策はもとより，地方創生，雇用対策，防災・減災対策，デジタル化や脱炭素社会の実現とともに，財政需要の増嵩が認められる社会保障等への対応に迫られており，このためには地方税の財源の充実が不可欠でございます。

よって，国においては，令和４年度地方財政対策及び地方税制改正に向け，下記事項を確実に実現されるよう強く要望するところでございます。

１，令和４年度以降，３年間の地方一般財源総額については，経済財政運営と改革の基本方針2021において，令和３年度地方財政計画の水準を下回らないよう，実質的に同水準を確保するとされておりますが，急速な高齢化に伴い，社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ，他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう，十分な総額を確保すること。

２，固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり，制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また，生産性革命の実現や，新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特別措置は，本来国庫補助金等により対応すべきものであり，今回限りの措置とし，期限の到来をもって確実に終了すること。

３，令和３年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和２年度と同額とする負担調整措置については，令和３年度限りとすること。

４，令和３年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車の環境性能割の臨時的軽減の延長について，さらなる延長は断じて行わないこと。

５，炭素に係る税を創設または拡充する場合には，その一部を地方税または地方贈与税として地方に税源配分すること。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和３年10月５日，茨城県阿見町議会。

各議員の御賛同を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保谷充君）　以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書案第４号については，会議規則第39条第３項の規定により，委員会の付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これより討論に入ります。

討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第４号については，原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認めます。よって，意見書案第４号については原案どおり可決することに決しました。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査について

○議長（久保谷充君）　次に，日程第10，議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の閉会中における所管事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長並びに特別委員会委員長から，閉会中における所管事務調査の申出があります。

お諮りいたします。この件に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

これで本定例会に予定されました日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際，会期中の閉会の件についてを日程に追加し，追加日程第１とし，直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め，さよう決定いたします。

会期中の閉会の件

○議長（久保谷充君）　追加日程第１，会期中の閉会の件を議題といたします。

本定例会の会期は，議員が新型コロナウイルス感染症に感染し，また，濃厚接触者として自宅待機になり，会期延長の決を採るための会議を開くことができず，会期延長の措置ができなかったことにより，町長から提出された議案や町民等から提出いただいた請願が審査未了，廃案となることを避けるため，便宜上，当初の予定の最終日から２週間延ばした10月19日までを会期としておりましたが，本日，本定例会に予定された日程が全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第７条の規定により，本日をもって閉会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（久保谷充君）　御異議なしと認め，さよう決定いたします。

閉会の宣言

○議長（久保谷充君）　それでは，議員各位には，終始熱心に審議を尽くされ，ここにその全てを議了し，滞りなく閉会の運びとなりました。議員各位並びに町長はじめ執行部各位の御協力に深く感謝を申し上げるとともに，この上とも御自愛，御健勝を祈念いたします。

これをもちまして，令和３年第３回阿見議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前１１時５８分閉会

地方自治法第123条第２項の規定により署名する。

議　　長　　久保谷　　充

署　名　員　　落　合　　剛

署　名　員　　栗　田　敏　昌

参　考　資　料

令和３年第３回定例会　議案付託表

総務常任委員会	議案第66号 請願第３号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号） 　内　総務常任委員会所管事項 政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願
民生教育常任委員会	議案第68号 議案第69号 議案第70号 議案第71号 請願第２号	阿見町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号） 　内　民生教育常任委員会所管事項 令和３年度阿見町介護保険特別会計補正予算（第２号） 令和３年度阿見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号） 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願
産業建設常任委員会	議案第69号 議案第72号 議案第73号 議案第80号 議案第81号 議案第82号	令和３年度阿見町一般会計補正予算（第５号） 　内　産業建設常任委員会所管事項 令和３年度阿見町水道事業会計補正予算（第２号） 令和３年度阿見町下水道事業会計補正予算（第２号） 防安交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線道路新設工事請負契約について 町道路線の廃止について 町道路線の認定について

予算決算特別委員会	議案第74号	令和２年度阿見町一般会計歳入歳出決算認定について
	議案第75号	令和２年度阿見町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第76号	令和２年度阿見町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第77号	令和２年度阿見町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議案第78号	令和２年度阿見町水道事業会計決算認定について
	議案第79号	令和２年度阿見町下水道事業会計利益の処分及び決算認定について

閉会中における委員会（協議会）の活動

令和３年６月～令和３年９月

１．委員会（協議会）の活動

委員会名	月　　日	場　　所	事　　件
議会運営委員会	７月13日	全員協議会室	・第２回臨時会会期日程等について ・その他
	８月29日	全員協議会室	・令和３年第５回臨時会会期日程等について ・その他
	９月７日	全員協議会室	・令和３年第３回定例会会期日程等について ・その他
総務常任委員会	７月１日	全員協議会室	・令和４年度町行政施策及び予算要望について ・その他
民生教育常任委員会	７月６日	全員協議会室	・令和４年度町行政施策及び予算要望について ・その他
産業建設常任委員会	７月２日	全員協議会室	・令和４年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	７月６日	全員協議会室	・令和４年度町行政施策及び予算要望について ・その他

議会改革等調査研究特別委員会	６月20日	舟島ふれあいセンター	・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について ・会派制について ・その他
	７月18日	中央公民館	・災害時の対応について ・オンライン会議について ・動画編集について ・予算決算特別委員会の配信について ・会派制について ・その他
	８月29日	第301会議室	・議会報告会について ・模擬議会について ・議会モニターについて ・通年議会，休日・夜間議会について ・全員協議会，議会だより編集委員会，議会報告運営委員会について ・その他
予算決算特別委員会	７月13日	全員協議会室	・今後の進め方について ・その他
	７月30日	全員協議会室	・調査事業の選定について ・調査スケジュールについて ・その他
	８月17日	全員協議会室	・９月定例会での予算決算特別委員会の運営について ・事業評価について

予算決算特別委員会	8月17日	全員協議会室	・その他
	9月6日	全員協議会室	・調査結果及び評価について ・提言書（案）について ・その他
議会報告運営委員会	8月4日	全員協議会室	・第6回議会報告会について ・その他
	8月20日	全員協議会室	・第6回議会報告会について ・その他
	9月6日	全員協議会室	・第6回議会報告会について ・その他
議会だより編集委員会	6月28日	全員協議会室	・議会だより169号の発行について ・その他
	7月15日	全員協議会室	・議会だより169号の発行について ・その他
	8月10日	全員協議会室	・議会だより170号の発行について ・その他
	8月24日	全員協議会室	・議会だよりのリニューアルについて ・その他
全員協議会	6月15日	議会議場	・町民意向調査の結果報告について ・新型コロナウイルスワクチン集団接種における医師・看護師の報酬の改正について ・その他

全 員 協 議 会	７月13日	全員協議会室	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・休日開庁の日時変更について ・ひとり親以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について ・都市計画道路寺子・飯倉線整備工事の概要について ・阿見町プレミアム付商品券事業について ・町立小学校電子黒板設置について ・学校教育活動感染症対策備品購入について ・君原小学校・阿見第二小学校トイレ修繕について ・令和４年度町行政施策及び予算要望について ・その他
	７月20日	議会議場	・阿見町道の駅整備事業再検討に関する方針書について ・新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗について ・阿見町公営住宅等長寿命化計画の概要について ・阿見町学校施設長寿命化計画の概要について ・令和４年度町行政施策及び予算要望について ・その他

全 員 協 議 会	８月10日	全員協議会室	・通学路の危険箇所への早急な対応を求める緊急提言書について ・通学路整備に向けた財源確保と飲酒運転の厳罰化に関する意見書について ・その他
	８月17日	全員協議会室	・「町プロモーション映像」の公開及びプレゼント企画について ・補正予算案の説明及び新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗について ・その他
	９月６日	全員協議会室	・中央東地内調整池整備工事の設計変更について ・その他
		議会議場	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業について ・総合保健福祉会館で活動している福祉団体の物品の誤廃棄について ・第２次阿見町環境基本計画の概要について ・都市計画道路寺子・飯倉線整備工事の概要について ・阿見町監査委員の選任につき同意を求めることについて ・人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて ・阿見町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて ・阿見町教育委員会委員の任命につき同

全 員 協 議 会	９月６日	議会議場	意を求めることについて ・その他

２．一部事務組合議員活動状況

組 合 名	月　　日	事　　件	議決結果等	出 席 者
龍ケ崎地方衛生組合	７月７日	全員協議会 ・令和３年第１回臨時会提出案件の説明 ・令和２年度龍ケ崎地方衛生組合の課題に対する取り組み及び令和３年度龍ケ崎地方衛生組合の課題について ・新組合（３組合の統合・複合化）の骨子（案）について		川畑秀慈 海野　隆
	７月12日	第１回臨時会 ・監査委員の選任について	浅野信行議員	川畑秀慈 海野　隆
茨城県後期高齢者医療広域連合会	７月28日	第１回臨時会 ・茨城県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意を求めることについて 全員協議会 ・第２回定例会の日程・議案等について	原案同意 原案可決	久保谷　充
	８月25日	第２回定例会 ・令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号） ・令和３年度茨城県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	原案可決 原案可決	久保谷　充

茨城県後期高齢者医療広域連合会	８月25日	・訴えの提起について ・訴えの提起について ・令和２年度茨城県後期高齢者医療広域連合一般会計及び同後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解） ・専決処分の報告及び承認を求めることについて（訴訟上の和解）	原案可決 原案可決 原案認定 承認 承認	
稲敷地方広域市町村圏事務組合	７月７日	全員協議会 ・新組合（３組合の統合・複合化）の骨子案の説明		紙井和美 永井義一

請　願　文　書　表

令和３年第３回定例会

整理番号	受理年月日	件　名　お　よ　び　要　旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	議決結果
2	令和3年8月18日	１．件　　名 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願 ２．主　　旨 学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。 ３月に改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。 一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 こうした観点から、政府予算編成において下記の請願事項が実現されるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき国の関係機関への意見書提出を請願いたします。 （請願事項） １　中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。 ２　学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善	茨城県水戸市笠原町978－46 茨城教育会館２階 茨城県教職員組合 執行委員長 杉山　繁 他164名	柴原　成一	

2		を推進すること。 3　教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。			

整理番号	受理年月日	件名および要旨	提出者住所氏名	紹介議員氏名	議決結果
3	令和3年9月6日	1．件　　名 政府に対し「核兵器禁止条約への調印とその批准を要望する意見書」の提出を求める請願 2．主　　旨 今から76年前の1945年８月、広島・長崎に原爆が投下されました。同年の12月末までに亡くなられた方は、広島で14万人、長崎で７万4000人とされています。被爆されて生き延びてこられた方々も既に平均年齢が80代半ばとなっています。その方々の切なる願いは「この地球上から悪魔の兵器＝核兵器が廃絶されること」です。 その願いに応える「核兵器禁止条約」が、2017年７月７日に国連総会において122カ国の賛成で採択されたのは記憶に新しいところです。当条約は、批准国が50カ国を超えたことにより、本年１月22日ついに発効しました。 思い起こせば、1950年から53年にかけて全世界で５億筆(日本で645万筆)の署名を集めた「原子兵器の無条件禁止を求めるストックホルムアピール」が、朝鮮戦争におけるアメリカの原爆使用を防ぎました。原水爆の全面禁止を求める運動は、日本を中心にその後も粘り強く進められました。その結果、核兵器が毒ガスや細菌兵器をはるかにしのぐ非人道性をもつ事実が全世界に次第に認識されていきました。核兵器禁止運動の伝統が、本条約の発効という形で結実しました。 核兵器の非人道性とは何でしょうか。第一に、非戦闘員を大量に殺傷することであり、第二に生き残った被爆者の健康を一生損ない続け、ときにはその子孫の健康まで損なうことであり、第三に被爆地を残留放射能のため数十年にわたって人の立ち入れない「死の地」にすることです。 この条約の発効によって、核兵器は存在すること自体が国際法違反ということになりました。条約の成立と発効を求める署名運動を進めてきた日本人の一員として、感慨ひとしおのものがあります。 条約の核心条文は第１条(禁止)であり、そこでは次の三つの内容を定めています。 ①核兵器の開発、実験、製造、取得、保有、貯蔵、移転、受領を禁止する。 ②核兵器の使用、使用の威嚇を禁止する。 使用の威嚇は、仮想敵国の戦意をくじき戦争を断念させ	茨城県稲敷郡阿見町鈴木27番地110 阿見平和の会　代表　水野　秧一郎 茨城県稲敷郡阿見町うずら野３丁目３番地13 阿見町九条の会　代表　中山　熙之	永井　義一 落合　剛	

3		るために行われます。「核兵器による戦争の抑止（縮めて核抑止）」と「使用の威嚇」は本質的に同義です。しかし、核抑止戦略は威嚇された国に「さらに強い核兵器」の開発を促します。すなわち、この戦略は核保有国同士を、際限のない核兵器開発競争に駆り立てます。 そこで、核兵器禁止条約は、「使用の威嚇」を禁ずることにより、「核抑止」という名の「核軍拡競争」を防止することにしました。 ③締約国のいかなる場所においても、核兵器の配置、設置、配備を禁止する。 これは、核保有国が締約国の領土内に核兵器を置くことを禁ずる規定です。日本が締約した場合、この条項が大きな意味を持ってきます。日本の非核三原則は、周知のように「核兵器を、持たず、作らず、持ち込ませず」です。しかし、「持ちこませず」を明示する法的な根拠は存在していません。本条項により初めて、非核三原則が法的に担保されることになります。 このように本条約は、核兵器が存在する意味そのものを全面的に否定する国際法で、核戦争の勃発を防ぐ上で画期的な内容を備えています。51年前に、NPT（核不拡散）条約が発効しました。ところが、核保有国は発効当時の５カ国（米、露、英、仏、中）から４カ国※も増えており、核兵器使用の危険性はむしろ高まっています。NPT条約は、その目的とする核軍縮を実現する上で、必ずしも有効性を持たないことが明らかになりました。 ※注）インド、パキスタン、北朝鮮、イスラエル 世界から核戦争の脅威を取り除く最も確かな道は、核兵器禁止条約の締約国を飛躍的に増やすことです。世界唯一の核兵器被爆国である日本こそ、真っ先に条約に調印してそれを批准し、引き続き条約の批准進展に取り組むべきであります。昭和61(1986)年３月に「非核平和都市宣言」を行った阿見町の議会として、以上の主旨の意見書を政府に提出していただきたいと存じます。 （請願事項） 当町議会において、「政府に対し、核兵器禁止条約への署名とその批准を要望する意見書（案文：別紙）の提出」を採択することを求めます。			

令和３年１０月４日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

阿見町議会総務常任委員会
委　員　長　　樋口　達哉

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果，下記の通り答申すべきものと決定したので，会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和３年９月２１日（火）午前１０時００分～午前１０時４６分

２．審査委員　　樋口　達哉
石引　大介
久保谷　実
柴原　成一
川畑　秀慈
野口　雅弘

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第６９号　内　総務常任委員会所管事項

・不採択としたもの
請願第３号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和３年１０月４日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

阿見町議会民生教育常任委員会
委　員　長　　栗原　宜行

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果，下記の通り答申すべきものと決定したので，会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和３年９月２１日（火）午後２時００分～午後３時３０分

２．審査委員　　栗原　宜行
飯野　良治
紙井　和美
永井　義一
高野　好央
落合　剛

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第６８号
議案第６９号　内　民生教育常任委員会所管事項
議案第７０号
議案第７１号

・採択したもの
請願第２号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和３年１０月４日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

阿見町議会産業建設常任委員会
委　員　長　　平岡　博

常　任　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果，下記の通り答申すべきものと決定したので，会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和３年９月２２日（水）午前１０時００分～午前１０時４１分

２．審査委員　　吉田　憲市
久保谷　充
難波　千香子
海野　隆
栗田　敏昌

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第６９号　内　産業建設常任委員会所管事項
議案第７２号
議案第７３号
議案第８０号
議案第８１号
議案第８２号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り

令和３年１０月４日

阿見町議会議長　久保谷　充　様

阿見町議会予算決算特別委員会
委　員　長　　石引　大介

予　算　決　算　特　別　委　員　会　審　査　報　告　書

当委員会に付託された議案について審査の結果，下記の通り答申すべきものと決定したので，会議規則第７７条の規定により報告いたします。

記

１．審査期日　　令和３年９月２４日（金）午前１０時００分～午後２時５６分
令和３年９月２７日（月）午前１０時００分～午後５時５４分
令和３年９月２８日（火）午前１０時００分～午後２時０４分

２．審査委員　　１８名

３．審査結果　　・原案通り可決したもの
議案第７４号
議案第７５号
議案第７６号
議案第７７号
議案第７８号
議案第７９号

４．審査経過　　別紙会議記録の通り